

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成21年第2回幕別町議会定例会  
(平成21年6月9日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
8 増田 武夫      9 牧野 茂敏      10 前川 敏春
- 日程第2 会期の決定  
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第46号 町道の路線廃止及び変更について
- 日程第5 陳情第10号 町道豊町16号通廃止反対の陳情書
- 日程第6 陳情第11号 コープさっぽろ札内店出店の早期実現を求める陳情
- 日程第7 陳情第12号 「勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 陳情第13号 「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第9 陳情第14号 「地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第10 陳情第15号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第11 陳情第16号 「2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第12 陳情第17号 「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第13 陳情第18号 「全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第14 陳情第19号 「国庫負担を増額し国保制度の改善を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第15 陳情第20号 「『非核日本宣言』と核兵器廃絶を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第16 陳情第21号 「学費が払えず高校を卒業・入学できない若者をなくす緊急対策に関する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第17 陳情第22号 経済・雇用危機から雇用を守る対策の抜本的強化を求める意見書」の提出を求める陳情書

# 会議録

平成21年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年6月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月9日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (16名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 中橋友子      2 谷口和弥      3 齊藤喜志雄      4 藤原 孟      5 堀川貴庸  
6 前川雅志      7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      16 大野和政      18 助川順一
- 6 欠席議員 (2名)  
13 芳滝 仁      17 杉坂達男
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
副 町 長 遠藤清一      教 育 長 金子隆司  
教育委員 長 林 郁男      代表監査委員 柏本和成  
農業委員会 会長 佐伯 満      会計管理者 菅 好弘  
総務部長 増子一馬      経 済 部 長 飯田晴義  
民生部長 新屋敷清志      企 画 室 長 佐藤昌親  
建設部長 高橋政雄      忠類総合支所 長 古川耕一  
札内支所 長 久保雅昭      教 育 部 長 米川伸宣  
総務課 長 田村修一      糠内出張所 長 所 拓行  
企画室 参事 長谷 繁      地 域 振 興 課 長 佐藤和良
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭      課長 仲上雄治      係長 金田恭之
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
8 増田 武夫      9 牧野 茂敏      10 前川 敏春

# 議事の経過

(平成21年6月9日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成21年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、8番増田議員、9番牧野議員、10番前川敏春議員をご指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から19日までの11日間といたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から19日までの11日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（古川 稔） ここで、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。  
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第5号、幕別町土地開発公社、報告第6号、幕別町農業振興公社、報告第7号、忠類振公社に係る平成21年度事業計画書及び平成20年度決算に関する書類がそれぞれ提出されており、お手元に配布してあります。  
次に、6月4日、第60回北海道長村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。  
その議案の抜粋をお手元に配布してあります。  
後刻ご覧いただきたいと思っております。  
○議長（古川 稔） 次に、事務局から報告いたさせます。  
○局長（堂前芳昭） 13番芳滝議員、17番杉坂議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。  
○議長（古川 稔） これで諸般の報告を終わります。

## [行政報告]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
岡田町長。  
○町長（岡田和夫） 平成21年第2回町議会定例会が開催されるにあたり、日頃より町政各般にわたってお寄せいただいております、議員各位の暖かいご指導、ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を

申し上げますとともに、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、国の追加経済対策であります平成21年度補正予算について申し上げます。

国は、世界金融危機や、わが国が直面する経済危機に対処するための緊急対応策としまして、約15兆円の補正予算を決定したところであります。

その中で、地方公共団体への配慮としまして「地域活性化・公共投資臨時交付金」（1兆3790億円）及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」（1兆円）を交付するとされたところであります。

本町へは、経済危機対策分として3億7,587万円が交付される見込みであり、合併町村への配慮により管内町村では最も多い交付額となっておりますが、公共投資分につきましては6月中に詳細が示される予定と伺っております。

現在、これら交付金を財源として取り組む事業につきましては、各課からの要望を取りまとめ、選定作業を進めているところでありますが、交付金の目的であります「少子高齢化」、「地球温暖化」、「安心・安全の実現」などに配慮し、財源を有効に活用する中、計画を組み立て、今後の議会におきまして補正予算としてお示ししてまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザ対策について申し上げます。

本年4月23日、豚に起因する新型インフルエンザの発生が、メキシコ及び米国で確認され、現在なお、世界規模で感染の拡大が続き、6月7日現在では、世界73カ国、感染者は約2万5,000人と公表されているところであります。

このため、国におきましては、海外発生後の4月28日に対策本部を設置し、水際対策、予防対策等を講じてまいりましたが、5月16日に、神戸市において国内初の感染が確認され、以降、徐々に感染が拡大し、6月7日現在では、16都府県で432人の感染が確認されているところであります。

本町の対応といたしましては、4月30日に関係課長によります連絡会議を開催し、5月18日には、私を本部長とする「幕別町新型インフルエンザ対策本部」を設置いたしまして、情報の共有を図りますとともに、感染予防の周知や、道内、町内発生に備えた態勢を講じているところであります。

また、5月27日には、町内の医療機関の医師と発熱外来の設置など、医療体制の整備についての打合せを実施いたしましたところであります。

幸い、今回のウイルスは、想定されておりました鳥インフルエンザほど毒性が強くなく、季節性インフルエンザと同程度の症状と言われておりまして、国内では、死亡症例が発生していない状況であります。

国内での感染拡大につきましては、現在のところ大規模な感染の拡大が見られませんが、依然として限定的な発生は確認されておりますことから、いつ道内や町内で発生してもおかしくない状況は続いているものと考えているところであります。

このため、道内・町内での発生への対応、また、秋から冬にかけての流行の第二波、第三波、さらには、強毒性の鳥インフルエンザの発生に備えて、マスク、防護服等の確保・備蓄を図りべく、今定例会に所要の予算を計上させていただいたところであります。

なお、本町におきましても、国や北海道と同様に、新型インフルエンザ対策行動計画、対応マニュアルを策定いたしておりますが、今後も、国や道との連携を密にするとともに、発生自治体の対応等を調査、分析し、必要な見直し等を随時行うなど、適正な対応に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、農作物の作況について申し上げます。

今年は春先から穏やかな天候が続いたことから融雪も速やかに進み、農作業も4月下旬の雪の影響で若干停滞したものの、概ね順調に進んだものと考えております。

また、生育状況につきましては、5月に入ってから降霜や強風の影響による農作物の被害が若干心配されたところでありましたが、その後の天候は比較的良好で、生育は総じて順調に推移しているものと認識しております。

6月1日付けの作況調査によりますと、秋まき小麦や馬鈴薯・てん菜といった主要作物は2日から

3日早い状況で、牧草やサイレージ用とうもろこしなどその他の作物につきましても1日から6日程度早い状況となっております。

今後も天候が順調に推移し、平年を上回る豊穡の秋が迎えられるよう願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況であります。南勢牧場は5月25日より入牧を行い、現在のところ乳牛274頭、肉牛60頭、馬9頭となっております。

また、忠類地域の2カ所の牧場は5月20日より入牧を行い、合計で乳牛560頭、肉牛26頭が入牧を済ませているところであります。

現時点では、全体で例年並の929頭であります。今後の飼育にあたりまして、事故などが起こらないよう、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、町有車両等の返還訴訟問題についてであります。

平成20年、第4回定例会において、承認をいただきました訴訟の提起につきましては、平成21年2月4日に顧問弁護士と委任契約を締結し、訴状に必要な関係書類、及び現地確認に時間を用意しておりましたが裁判所における訴状内容の確認が行われ、5月29日に裁判所から訴状が相手方に送付されたところであります。

今後は、顧問弁護士とも相談をしながら対応をしてまいりたいと考えております。

さて、本年は7月から9月にかけて幕別町を会場に、十勝身体障害者スポーツ大会、ねんりんピック北海道2009、全国農業公社現地研修会と、大きな催しがございます。

本町を訪れる皆さんを心からご歓迎申し上げますとともに、この機会に特産品をはじめ、本町の魅力をアピールしてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、おわりました。

#### [議題・委員会付託]

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第46号、町道の路線廃止及び変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第46号、町道の路線廃止及び変更につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は、13ページ、議案説明資料につきましては、12ページをお開きいただきたいと思います。

最初に町道の路線廃止についてであります。今回廃止しようとする路線は1路線、豊町16号通、延長227.19メートルについてであります。

①の路線になりますが、本路線は、幕別町札内北区画整理事業により整備され、昭和63年2月18日に町道認定を行い、平成3年に町に帰属となりました道路幅員8メートルの路線であります。

このたび、この路線により分断されている南側の土地、8,235平方メートルと北側の土地、4,151平方メートルを一体的に土地利用する区画変更計画が示され、道路法第10条及び町道廃止基準第4条の規定に基づき、この路線に隣接する土地家屋の所有者全員6名の方から、平成21年4月30日付けで廃止申請が町に提出されたところであります。

また、同時に廃止申請を出された方のうちの1名の方から、廃道敷地払い下げ申請が提出されたところであります。

本路線は団地内道路であり、交通量も少なく迂回する道路も確保されておりますことから、周辺地域や沿道における土地利用上の変化等により、廃止しても公益上支障がないと認められるものと判断いたしましたことから、今回廃止を提案させていただくものであります。

次に、③と⑤の路線変更についてであります。先にご説明いたしました、豊町16号通の廃止に伴う変更であります。

③の豊町10号通につきましては、廃止提案いたしました豊町16号通の終点部区間について区域とするものであり、路線を46メートル延長するものであります。

さらに、⑤の豊町17号通につきましても、廃止提案いたしました豊町16号通の起点部区間について区域とするものであり、路線を49メートル延長するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議案第46号については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長（古川 稔） ただいま、議題となっております、議案第46号、町道の路線廃止及び変更については、産業建設常任委員会に付託いたします。

[陳情の付託]

○議長（古川 稔） 日程第5、陳情第10号、町道豊町16号通廃止反対の陳情書から、日程第17、陳情第22号、「経済・雇用危機から雇用を守る対策の抜本的強化を求める意見書」の提出を求める陳情書までの13議件を一括議題といたします。

○議長（古川 稔） ただいま議題となっております、陳情第10号、「町道豊町16号通廃止反対の陳情書」から陳情第22号「経済・雇用危機から雇用を求める対策の抜本的強化を求める意見書」の提出を求める陳情書までの13議件については、お手元に配布しました陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

[委員会付託]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により明10日から、6月15日までの6日間は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

[ 休会 ]

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6月10日から、6月15日までの6日間は休会することに決定いたしました。

[散 会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議事再開は6月16日、午前10時からであります。

10：17 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成21年第2回幕別町議会定例会  
(平成21年6月16日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

11 中野 敏勝      12 乾      邦廣      13 芳滝      仁

(諸般の報告)

日程第2 陳情第23号 コープさっぽろ札内地区出店に反対する陳情

日程第3 一般質問

# 会議録

平成21年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年6月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月16日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 中橋友子      2 谷口和弥      3 齊藤喜志雄      4 藤原 孟      5 堀川貴庸  
6 前川雅志      7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁      16 大野和政      17 杉坂達男  
18 助川順一
- 6 欠席議員 (0名)
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
副 町 長 遠藤清一      教 育 長 金子隆司  
教育委員 長 林 郁男      代表監査委員 柏本和成  
会計管理者 菅 好弘      総 務 部 長 増子一馬  
経 済 部 長 飯田晴義      民 生 部 長 新屋敷清志  
企 画 室 長 佐藤昌親      建 設 部 長 高橋政雄  
忠類総合支所長 古川耕一      札 内 支 所 長 久保雅昭  
教 育 部 長 米川伸宣      総 務 課 長 田村修一  
糠 内 出 張 所 長 所 拓行      企 画 室 参 事 長谷 繁  
地 域 振 興 課 長 佐藤和良      町 民 課 長 川瀬俊彦  
福 祉 課 長 横山義嗣      学 校 教 育 課 長 伊藤博明  
生涯学習課長 中川輝彦
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭      課長 仲上雄治      係長 金田恭之
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
11 中野 敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁



# 議事の経過

(平成21年6月16日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番中野議員、12番乾議員、13番芳滝議員を指名いたします。

## [陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第2、陳情第23号、コープさっぽろ札内地区出店に反対する陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第23号、コープさっぽろ札内地区出店に反対する陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

## [一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第3、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告に基づきまして質問をいたします。

幕別町における具体的な環境政策についてであります。

昨年、平成20年7月7日より9日まで、地球温暖化をテーマに洞爺湖サミットが開催され、全世界に環境問題に対する注目が集まりました。

10月には、国際連合環境計画にグローバル・グリーン・ニューディールと呼ばれるグリーン経済イニシアティブが発表されまして、12月に国連事務総長が、みどりの成長が数百万の雇用を創出すると表明し、環境産業の推進こそ、経済不況からの脱却と雇用の拡大、そして低炭素社会を構築しうることができるという政策構想が示されました。

米国においては、オバマ大統領がグリーン・ニューディール政策を経済立て直しの切り札に掲げました。

今年になって、我が国においても日本版グリーン・ニューディール政策を打ち出し、エコカーの開発普及対策や太陽光発電の推進、エコポイント制度導入などの政策が進められています。

幕別町においては、昨年、幕別町環境宣言を発信し、町を挙げて環境問題に取り組みつありますが、以下、具体的な環境政策についてお伺いをいたします。

- 1、省エネルギービジョンの取組みと達成度について。
- 2、新エネルギービジョンの取組みと現状。
- 3、幕別町グリーン・ニューディール政策の構築を。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町における具体的な環境施策について」であります。

近年、世界規模での環境問題が顕在化してきている中で、特に地球温暖化問題が人類の存亡に関わる重大な問題として世界的にクローズアップされ、二酸化炭素の排出削減を図ることが喫緊の最重要課題となっております。

このような時代背景のもと、本町としましては、町民、事業者及び行政が地域一体となって、環境への負荷の少ない社会・経済を形成していく必要性があることから、幕別町の気候風土や生活様式に合った省エネルギーのあり方について、ともに知恵を絞り、具体的な展開に向けて踏み出していくための礎となる指針として、平成16年2月に「幕別町地域省エネルギービジョン」を策定したところであります。

また、省エネルギー対策に加え、新エネルギーの導入も必要であるとの認識のもと、本町の地域特性に適合した新エネルギーの導入の指針として、平成18年2月に「幕別町地域新エネルギービジョン」を策定いたしました。

さらに、平成20年9月には、「幕別町環境宣言」が決議され、町民の決意として地球環境の保全に取り組んでいくことを発信したところであります。

以上のことから本町といたしましては、行政が先導的に省エネ・新エネの事業に取り組んでいくこと、また、町民の皆さんに環境・エネルギー問題に関する意識を高めていただき、できることから取り組んでいただくことを啓蒙していくこと、さらに、環境にやさしい行動が促進されるように有益な情報の提供や補助制度の拡充などに努めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の1点目、「省エネルギービジョンの取り組みと達成度」についてであります。本ビジョンで掲げております5項目の重点施策に沿って申し上げます。

一つ目は、「全町的な省エネルギー推進体制の確立」であります。

平成19年1月に町職員による「幕別町地球温暖化対策庁内推進委員会」を設置して総合的な施策の検討に入るとともに、平成19年4月には一般町民も含めた「幕別町エネルギー対策推進委員会」を立ち上げて、エネルギー対策の推進などについて検討いたしているところであります。

二つ目は、「省エネルギー教育の推進」であります。

町民への省エネルギー教育の推進という観点から、平成17年4月に省エネ普及指導員1名を委嘱して、出前講座等により啓蒙活動に取り組んでおります。

また、平成18年度からエネルギー及び地球温暖化に関する情報等を町広報紙に毎月掲載し、周知を図ってきているところであります。

三つ目は、「省エネルギー行動の確実な実行」であります。

一般町民の取り組みとして、公募等による「エコライフ会員」が、平成18年9月から2年間、省エネ活動の実践や調査研究などの活動を行っており、その成果として平成21年2月の町広報紙に環境家計簿を紹介させていただいたところであります。

また、会員の皆さんには、引き続き活動を継続していただいておりますが、今後、さらに多くの町民の皆さんに省エネ活動が広がっていくことを期待いたしているところであります。

四つ目は、「行政の率先的な省エネルギーへの取り組み」であります。

役場庁舎1階ロビーに「省エネナビ」の設置、照明器具へのプルスイッチの導入、暖房の設定温度を下げることなど、順次実行しているところであります。

五つ目は、「省エネ機器等の情報の確実な提供」であります。

町広報紙を通じて省エネ型の電化製品などの紹介や、町内の法人に「ウォームビズポイント集」を配布することなどを行ってきたところであります。

なお、具体的な数値は現段階ではお示しできませんが、各項目とも目標の実現に向けて推進に努め

ているところであります。

次に、ご質問の2点目、「新エネルギービジョンの取り組みと現状」についてであります。本ビジョンで掲げております4項目の重点施策に沿って申し上げます。

一つ目は、「全町的な新エネルギー推進体制の確立」で、二つ目は、「新エネルギー教育の推進」であります。この2項目につきましては、今ほど申し上げました省エネルギーの取り組みと一体的に推進いたしているところであります。

三つ目は、「新エネルギー情報の提供等による啓発」であります。平成18年12月に百年記念ホールにおいて、ペレットストーブと新エネルギーに関するパネルの展示会を開催いたしております。

また、民間レベルでの新エネルギーへの取り組みを促進していくために、町独自の制度として、平成18年度から住宅用太陽光発電システムを導入する方への補助金の交付制度。

また、平成20年度からは木質ペレットストーブの購入する方への補助金交付制度を創設し、町広報紙等を通じて普及啓発に努めているところであります。

四つ目は、「公共施設における新エネルギーの率先導入」であります。札内さかえ保育所に平成18年度に太陽光発電パネルを設置したところであり、その導入効果といたしましては、電気料の節減、さらには、余剰電力を売電できたことなどがあげられます。

また、町の公用車にハイブリッドカーを4台導入済みであります。さらに今年度中に1台を導入する予定であります。

本町といたしましては、公共施設への新エネルギーの導入及び公用車の更新時における低燃費車の導入などにも、今後も引き続き前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、「幕別町グリーン・ニューディール施策の構築を」についてであります。「グリーン・ニューディール」は、環境や再生可能なエネルギー分野への投資により、短期的には雇用を創出し、景気回復を図り、長期的には環境への負担を削減するための産業構造、社会構造の変革を目指していく施策で、環境と経済の両方の危機を同時に克服していこうとするものであると認識いたしております。

平成20年12月に国連の事務総長が、「グリーン・ニューディール」の実施を各国に向けて提唱したという背景もあって、一躍世界的に注目を集めることとなり、現在、環境・エネルギーを景気対策の柱と位置づける「グリーン・ニューディール」が、世界の潮流になっているところであります。

日本におきましては、環境省が本年4月20日に「緑の経済と社会の変革」と題して、「日本版グリーン・ニューディール」を打ち出し、その内容は、我が国が世界最高水準の技術をもつ環境分野への戦略的な投資を、経済成長や雇用創出につなげていくべく、環境先進国としてふさわしい取り組みを、関係省庁が連携しつつ強力に進めていくというものであります。

本町の施策といたしましては、環境省が示した「日本版グリーン・ニューディール」に沿って、省エネ家電、省エネ住宅などが一般家庭にさらに普及していくように有益な最新情報の提供を図っていくことや、行政として省エネ、新エネ、環境保全に取り組んでいくこととし、地域経済の活性化、雇用の創出につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） まず、省エネルギーのそのビジョンの達成度というところで再質問をさせていただきたいと思いますが。

省エネビジョンが示されまして、大まかな2010年度に向けた消費目標値の設定ということがあります。

今の段階で具体的な数値はお示しにはなれないということですが、2010年度ということで切られておりますので、その段階である程度の数字について公表していただける、公表ということも示されておりましたので、できるかどうかということの一つお尋ねいたしたいと思っております。

現状大まかに、だいたい2002年を基準として8.3%の削減ということが謳われてあります。

それに向けて、ほぼ私は達成されるのではないのだろうかと思うのでありますが、その辺の状況を大まかに、お話いただければと思っております。

あと、重点施策につきまして一つひとつお答えをいただいております。

一つひとつ本町は積極的に進めていらっしゃるのだろうかという評価をさせていただくところでありますが、あと1年、形であるその形で公表していただけるというふうな、各重点施策について頑張ってもらいたいという思いがあります。

一つ目の現時的な省エネルギーの推進体制の確立ということですが、省エネの推進が無記名であります。

これは基準によって1名ということにされているのだと思うのですが、そのあと一人、一人でもいいのかどうか今後のことについてのお考え方があります。

あと、農学校拠点とした地域ぐるみの取組の推進ということになりまして、子どもからそれこそ大人、高齢者まで地域を巻き込んだ形での推進ということがあります。

この辺につきまして、どのような一つの達成度と申しますか、推進の在り方があったのだろうかということもお尋ね申し上げたいと思います。

環境家計簿を出されました。

これは私はいいことだなと思うのでありますが、普及につきまして、まだまだされていないかなというふうなことがあります。

その辺の方向性をお示しいただきたいと思います。

あと、省エネナビであります、庁舎が一つということになります。

公共施設に省エネナビを設置をしていくという方向で、方針が出されてありますが、今後、公共施設における省エネナビの設置についてお考えがあるのかどうか伺いをしたいと思います。

その行政の率先的な省エネの取組みということで、行政の率先行動の結果と公表というのがありますが、職員の行動マニュアルということが、初めに謳われてあります。

結構、電気を消したり、庁舎で取組んでいらっしゃる姿は拝見させていただいて、いいとこ徹底をされているのだろうかと思うわけですが、その辺の具体的な今までの取組み方につきまして、お示しいただきたいなと思います。

あと、公共施設における省エネの設備の率先導入ということで、設計につきましては、必ず省エネ設計をしますよというようなことが謳われてあります。

公共施設の設計についてであります、その辺の対策は、きちっとされているのかどうか。

あと、太陽光発電であります、さかえ保育所があります。

あと、計画のところでは、また後であると思うのですが、札中だとか、いろんなこれから大改修が行われていくところについて導入を考えていくというふうな文面もあったように思いますので、その辺のことについて伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 何点か伺いましたので、順番にお答えをいたしたいと思いますが、省エネの数値の公表につきましては、計画にありますように来年度公表に向けてこれから作業を進めたいというふうに思いますけれども、これは当然のことながら公表を数値するということになると、いろんなご家庭ですとか、いろんなところでのアンケート調査だとか、そういったものが必要になってまいりますので、この旨からそれらの取組みを進めていきたいというふうに思っております。

それから相談員推進の増員の関係でありますけれども、これらも今1名の方いろいろと熱心に活動をしていただいております。

特に出前講座など、いろんなところで活躍等をしていただいているわけでありまして、これらの状況を見ると今すぐ二人、三人と増やしていくことまではどうなのかな、なんとか現状の中で対応していけるのかなという思いでもおります。

それから教育に係る推進、これは同じように要望によりまして、出前講座に出かけていろんなお話

をさせていただきます。

あるいは、先ほど申し上げましたように展示会を実施しながら多くの方に関心を持っていただいて、それらを遂行していくと、そういったこともこれからも続けていかなければならない問題だろうというふうに思っております。

またこうした省エネの機器、あるいは省エネを進める、これはやはり何と言っても住民の皆さんの認識が大事なのだろうと、省エネに意を用いよう、省エネに努めていこうという、そういう意識が大事なのだろうというふうに思っております。

そういった意味では、先ほど申し上げましたような、いろんな普及・啓蒙活動を通じながら住民の皆さんに意識の高揚を高めていくことが必要であろうというふうに思っております。

それから省エネナビの関係ですけれども、役場にありますが、それ以外のところについては、今の段階では特に考えてはおりませんが、先ほども申し上げましたように、2002年に計画を立てた頃からみますと、いろんな面でこう変わってきている面もあります。

例えば、芳滝議員はだいたい目標を達成できるのではないかというお言葉いただきましたけれども、役場庁舎の中ですと、いつのまにか一人一台パソコンを置くようなことになってきますと、かなりの電力消費なんかも逆に進んでいる面もあるのかなということもございます。

そういったことも含めながら、他施設の必要性なんかも十分内部でも協議させていただきながら対応をしてみたいというふうに思っております。

それから庁舎で具体的にどういうことをやっているか。

先ほどもちょっと申し上げましたように、昼休み等については、電気を消すように、あるいは冬場庁舎内の気温を下げるので、それに職員も対応したような服装をしてくるよう、そういったことの中で、少しでも省エネに向けての努力を重ねているのが現状であります。

あるいは建物なんかの設計、これらは当然今の時代でありますから環境に配慮した中で、あるいは省エネ等の十分配慮した中での設計がなされているものというふうに思っておりますし、私どももそういう面も意を用いたいというふうに思っております。

それから太陽光発電、先ほども答弁で申し上げましたように、さかえ保育所が最初ですけれども、この後、実は例の交付金関係の中でも、またこうしたお話のありました学校関係でも、太陽光熱の活用というのは今計画をされているようであります。

これらを含めて今新たな補正予算の計上の中で、どう反映していくか今内部で検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） ぜひ、その公表につきまして、していただくことが、また町民が省エネ環境問題につきまして、意識を持っていただけることになるのではないかとということで大変重要だと思います。

いわゆる省エネ、環境も含めてでありますけれども、環境宣言がだされまして、あまり目につくところに環境宣言の文章と申しますか、一面の内容が、町民だされたということは分かっていますが、なかなかいろんなところで目にするようなことがないのではないだろうか。

そういういろんな公共施設だとかで、環境宣言を行ったという、そういう目に映るものが私は必要ではないのかと、そういうことも意識を高めていく方向で大切なことではないのかなと。

もう一つ、学校を含めたやはり環境教育と申しますか、そういうその推進について、形ある形で推進をしていく必要があるのではなからうかと思うことでございますが、再度答弁してください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたように、公表に向けてはこれから十分内部で調査等を行いながら公表させていただきたいというふうに思います。

環境宣言をした、それは実はこれくらいのポスターみたいなものは、あちこちの公共施設に添付したりというようなことで、今作業は進めております。

まだでき上がっていないようでありますけれども、それらをこまめに町民の皆さんが見えるような

ところにこれから貼っていきたいと、見ていただきたいというふうに。

環境教育の推進に係りますけれども、今言いましたようなポスターは、当然のことながら学校なんかにもお願いをして、子どもたちにもぜひ見てもらうようなことも進めてまいりたいというふうに思います。

さらに、いろんな手法等がありましたら教育委員会でも十分協議しながら対応を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） ぜひ、推進していただきたいと思います。

新エネルギービジョンにつきましては、まだ出されましてから、そう時間が経っていないことで、これからいろんな形でそれに取組んでいかないとならないと思うわけであります。

いろんな形のもので計画として示されてあります。

例えば、太陽光発電につきましては、平成26年に向けて、町民400棟という目標値を設定をされてありますし、先ほど申し上げましたが公共施設においては、平成26年度までに5基を目標としているというふうなことがあります。

これは町独自の補助金政策であるとか、そういうものを導入されてやっつけらっしゃいますけれども、その辺の今までの取組の形を、どれぐらい住宅において利用されているのかどうか、今後推進についてどういうお考えであるのかということがあります。

あと、十勝で新エネルギーと考えますときに、やはり太陽光が一番なのではないかと。

あともう一つはバイオマス関係があるのではなからうかと、これも事業者、行政という形で計画、目標値が設定をされてあります。

いわゆる、これは特に酪農関係者につきましては、その家畜の糞尿につきまして利用していく。

それを熱エネルギーに変えていくというふうな形のものでありますけれども、非常にコストも掛かって現状というものが、なかなか導入できないというふうなこともあるのでしょうけれども、これはもう国・道の補助金等を活用して進めていくという形に示されております。

私は、産廃の問題も含めて農業関係のそういう環境について、意を用いていくということにつきまして、いわゆる新エネルギーのそういう施策というものを導入していく中で、そういう方向性も出していくべきでないのか、進めて積極的に進めるべきではないのか、というふうな思いをしておりますがどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 太陽光に係わって先ほど申し上げましたように、公共施設では保育所なのでありますけれども、平成18年度から一般住宅用の太陽光熱に対する補助制度を設けたわけでありましてけれども、実績で申し上げますと、平成18年度では4件、これは実は申請が6件、予算的に4件なものですから抽選をして4件に補助をして57万6,000円、平成19年度は5件の申請に対して4件51万1,000円、そして昨年は4件の申請で4件55万9,000円、今年に入りますと今現在で実はもう10件の申し入れがありました。

これ10件を抽選で4件ということは、なかなかちょっと厳しいのかなと思って、これも今後の補正の中で対応できるものはしていきたいなということで、今検討させていただいているのであります。

それからバイオマス関係、これは幕別町では特に大きなというか取組みを進めていないのですけれども、十勝的には大変今、どこの町村でも興味を持って真剣に取り組んでいらっしゃる場所もあります。

ただ、特に幕別町の場合、大規模な酪農と言いますか畜産の問題、あるいは農協なんかの関係もございまして、こういったところの協議をしながら対応していかないとならない問題もあるのかなというふうに思いますけれども、これから当然こういったバイオマス関係は、新たなエネルギーとして必要性ってことも、どんどん求められてくるのだらうと思いますけど、そうしたことにも意を用いながら研究をさせていただければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） いわゆる新しいエネルギーというところでの目の向け方ということが行政として切り替えていくことが大事なのでなかろうかと。

これはいろんな分野に係わって、そういう意識付けをしていくということが大切でなかろうかなと思うわけでありませう。

公用車につきましても、今5台でありますか、10台が目標ということになっておりますけれども、これは達成されるだろうと思われませう。

ハイブリッドカーですね、そういうこととございませうが、そういう意識の持ち方について申し上げておきたいと思ひませう。

三つ目の問題でありますけれども、グリーン・ニューディールの関係であります。

これは今の世界的な一つの経済の形、進んでいる形で、非常に注目をしていけないといけな方向性なのだろうと思ひませう。

これからの産業については、環境だということが言われて、もうしばらく経つわけであります、具体的な形で投資をして、そのことによって経済効果が上がり、雇用が促進されていくのだという、そしてまた低炭素社会の実現をしていく、一石三鳥と申ひませうか、そういう政策構想であります。

これにつきまして、今年、年明け特に政府の方でも打ち出されて、具体的ないろんな形で進められてありませう、いわゆるその良かった面、悪かった面、いろいろあるのだと思ひませうのでありますけれども、多少その経済効果なんかは出てきているのではなかろうかというふうにお思ひませう。

4月10日に経済危機対策ということで、政府の方でも出されました、その方針がありませう、そのところで中長期的な成長を図るために、新たな経済成長戦略をふまえ、以下に示す三つのプロジェクトをやっていきますという、一番最初に低炭素革命という形で出されてありませう。

このところで、これはおそらく予算化されていくのだと思ひませうのですが、スクールニューディール構想、学校の耐震化装置の推進だとか、太陽光パネルとかの推進というふうなことも、エコ改修ですね、そういうことも打ち出されてありませう。

特に注目したいのは、地域版グリーン・ニューディール基金の創設というのが打ち出されてありませう。

これで、幕別町グリーン・ニューディールの施策の構築をということを質問させていただいたのでありますが、やはり環境対策、エコ対策、それはニューディール政策と申ひませうと、投資をして、雇用を創出していく、そして経済効果が上がって、低炭素社会を実現していくという形のものでありませうから、具体的に例えば太陽光なら太陽光の形で、そういう例えば企業誘致も含めて、そういう具体的な一つの構想をこれから町として立てていく、そういう時期にきているのではないかというふうにお考えのところでありませうがどうでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありましたように、グリーン・ニューディールこれを受けて政府も今お話ありましたようなことで、特に首相が言われている低炭素革命ってことは盛んに言われています。

ただ、この辺の具体的なものについては、まだ市町村までには、ぜんぜん下りてきていない。

今は、お話を聞ひませうと、まだ国のレベル、省庁間の連携作業が責められているというような話を聞ひませう。

ただ私どもに直接的に今これらの影響が出てきているのは、先ほども申し上げましたように、今後補正予算を計上していただくとする新たな経済危機対策等の中で、いわゆる省エネ関係、太陽光熱の関係ですとか、あるいはいわゆる省エネのハイブリッドカーの導入ですとか、そういったものではこれからの影響も、我々もそれに乗った行動、施策を講じていくことになろうかと思ひませうけど、それ以外の具体的に、これから日本の国がこれを受けて地域が地方がどのように進めていくかという具体的な指示と言ひませうか、指針というものはまだ現状では出されていないわけでありませうけれども、今、言ひませうように世界的な潮流だというふうなことも言ひませうしておりますので、今後の動向、国の

動向などを見ながら、推移を見ながら、私どもも対応していかなければならないと思いますし。

また、これに係る企業誘致なんかも、もちろん実現できればすばらしいことだというふうに思いますので、この後十分意を用いていければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） ぜひ、敏感に情報についてキャッチさせていただいて、そしてできれば、そういう産業創出に向けたような一つの構想と申しますか、そういうところまでの打ち出せるような考え方で進んでいただければなと思うことでございます。

質問終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 通告のとおり質問いたします。

ふるさと納税制度の対応についてお尋ねします。

我が町では、昨年9月ふるさと寄付条例を制定し、この寄付金を財源として寄付者の思いを反映した事業が、それぞれの分野で取組まれていくものと考えます。

特に、町外に居住する我が町にゆかりのある方には、納税（寄付）に対する選択肢が増えた一方で、逆に他の地から移住等されてこられた方への対応にも苦慮する可能性がありえると思います。

今後の自主財源の一部になりうる、この制度への対応策等につき町の所見を伺います。

一つ、納税の実績、あるいは見込みについて。

2、周知とPRについて。

3、制度利用の促進について。

4、寄付に基づいた具体的な施策の実施についてであります。

二つ目、雇用のマッチングについてお尋ねします。

厳しい経済情勢を背景に、非正規労働者の雇止めや、生産調整を含めた正規雇用労働者の解雇など、雇用を取り巻く環境は大変大きな問題となっております。

中でも、高齢者や障がい者等、弱い立場にある方々にとっては、苦悩の日々を過ごしてしるのではと懸念する報道もされております。

一方で、農業、介護、接客業をはじめ、人手不足に悩む業界もあることも事実であります。

そのような状態を解消するためにも、雇用のマッチングが重要であり、官・業、連携した動きが今求められていると思います。町の見解を伺います。

一つ、マッチングの必要性と事業化について。

2、新卒者への対応について。

3、高齢者、障がい者雇用の協力、依頼について。

4、雇用の潜在的ニーズの調査と広域的な連携について。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答え致します。

「ふるさと納税制度の対応について」であります。

平成20年4月に「地方税法等の一部を改正する法律」が公布され、個人住民税等の寄付金控除を拡充し、いわゆる「ふるさと納税」が制度化されたところであります。

本町におきましては、ふるさとを応援したいという方々の「思い」をまちづくりに反映するために、本町ならではの特色ある事業、あるいはまちづくりの柱となる事業から寄付金の使途を選択できるよう「ふるさと寄附条例」を昨年9月に制定したところであります。

ご質問の1点目、「寄付の実績について」であります。

平成20年度につきましては、「パークゴルフの振興に関する事業」に3件 7万円、「頑張る農業を応



援する事業」に1件 5万円、「未来を担う子どもたちを守り育てる事業」に4件 10万円、「地域で支え合う健康・福祉に関する事業」に5件 145万円、事業指定のないものが3件 18万円、合計で16件 185万円のご寄付をいただいたところでもあります。

平成21年度につきましては、5月31日現在、「未来を担う子どもたちを守り育てる事業」に2件 100万円、「地域で支え合う健康・福祉に関する事業」に2件 105万円、合計で4件 205万円の寄付をいただいております。

ご質問の2点目、「周知とPRについて」であります。

ふるさと納税制度が開始となりました昨年10月に、町広報紙で特集記事を掲載し周知に努めたほか、町のホームページのトップページに「ふるさと寄付」の見出しをつけ、制度の仕組みや入金方法、住民税の寄付金控除など、ふるさと寄付についての必要な情報がわかるようにしたところでもあります。

また、役場、支所・出張所、コミュニティセンターや体育館など、主要な公共施設にポスターを掲示し、制度の周知とともに、寄付の呼びかけを行ってきたほか、札幌幕別会、東京幕別会の会員の皆様に対しましてもご協力をお願いしたところでもあります。

なお、寄付をいただいた際には、これらを広報紙でご紹介させていただいているところでもあります。

ご質問の3点目、「制度利用の促進について」であります。

ふるさと納税の手続きにつきましては、ホームページ上から申し込みをいただいたり、寄付申込書をダウンロードしていただき、電子メールやファックスでお送りいただけるようしているほか、希望によっては直接、申込書を郵送させていただくなど、いろいろな手法を取入れており、入金についても多くの金融機関で納付できるよう対応させていただいているところでもあります。

ご質問の4点目、「寄付に基づいた具体的な実施について」であります。

これまでも用途を指定されました寄付につきましては、福祉、教育、環境などの必要予算に充当させていただいており、町の貴重な財源となっているところでもあります。

幕別町ふるさと寄附条例では、寄付の活用方法を選んでもいただけるよう、寄付を募集する事業として8項目を挙げているところであり、この制度によりお寄せいただいた寄付金を、今後、具体的な事業に活用していくこととなりますが、今定例会に提案している補正予算におきましては、「未来を担う子どもたちを守り育てる事業」としてご寄付いただいた浄財を幕別幼稚園への給食配送に伴う費用の一部に充当することで予算を計上させていただいているところでもあります。

次に、「雇用のマッチングについて」お答えをいたします。

1点目、「マッチングの必要性と事業化について」であります。昨年末からの世界的な経済危機により、雇用環境は大変厳しい状態が続いており、十勝管内における有効求人倍率は、0.4倍にまで落ち込み、町の相談窓口を訪れる中にも、企業の倒産や事業縮小などで解雇された方がおられるところでもあります。

一方、食品関連で業績を伸ばしている企業や、医療、介護、農林業など有効求人倍率の高い職種もあり、業種・職種によっては、人手不足が生じている実態があるものと認識いたしているところでもあります。

このように、雇用の需給バランスが崩れ、職種間の求人バラツキが生じている状況におきましては、求職と求人をスムーズにつなぐマッチングの重要性について、十分認識をいたしているところでもあります。これらアンバランスの主たる原因が、『求職者が希望する労働条件や職種が、求人の内容に合致しない』ことにあるのだろうというふうに思っております。

現実的には非常に難しいものと考えているところでもあります。

また、求職者に企業を紹介することや、求職者の情報を企業に伝える業務につきましては、基本的にはハローワークが行うべき業務となっておりますことから、現状で町が行える業務といたしましては、ハローワークを介しての求人・求職情報の提供などに限られているところでもあります。

なお、職業安定法、法令上では、地方公共団体は国への届け出により、無料職業紹介事業を行うこ

とができるというふうにされておりますが、実施に当たりましては、ハローワークの業務領域を超えて独自の特色ある事業展開を行う、このことが求められているわけでありますことから、なかなか町が単独で無料職業紹介事業を実施することについては、難しいものと思っているところであります。

ご質問の2点目、「新卒者への対応について」であります。平成17年度から実施しております、『新卒者で未内定者を就職が決まるまでの間、町の臨時職員として雇用する取組み』につきましては、現下の雇用情勢を勘案し、本年度、従来の採用枠を2倍に増やして実施することとしたところであります。

また、昨年秋以降、全国的に新卒者の就職内定の取消しがニュースとなりましたことから、担当者が町内の二つの高校を訪問し、内定状況等について確認をさせていただいたところであります。幸い2校とも取り消しはありませんでした。

内定が、取消しはありませんでしたが、内定が決まっていない生徒がいるとお話もお聞きいたしましたことから、新卒者向けの雇用対策事業について紹介をさせていただいたところであります。

このほか、就職希望者や若年者を対象に開催されます就労体験や講演会などにつきましても、学校や企業との連携のもと支援してまいりますとともに、雇用状況を見極めながら、できる限り新卒者にも配慮した雇用対策に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「高齢者・障がい者雇用の協力・依頼について」であります。厳しい雇用環境の中でも、実務経験のあることや、資格や技術をもっている方の就職は、比較的好条件であるのに対し、高齢者や障がいのある方の雇用につきましては、特に厳しい状況にあります。

高齢者を対象とした雇用につきましては、社会福祉協議会が運営しております「高齢者就労センター」に登録をしていただき、各種作業に従事していただいているところであります。障がいのある方、特に重い障がいのある方の就業は難しい状況にあり、障がいのある方が町内で暮らしていく上で、就労の場の確保が大きな課題であるということは認識いたしているところであります。

昨年度末に実施いたしました「雇用実態調査」に併せまして、障がい者雇用の義務や雇用時の優遇措置などについて周知をさせていただいたところであります。現在の厳しい経済情勢を考えますと、企業が直ちに雇用を行うというのは難しいものもあるのかなというふうにも思っております。

町といたしましては、昨年度策定いたしました「幕別町障がい福祉計画」に基づき、本年度、トライアル雇用といたしまして「障がい者職場体験事業」を実施する予定としているところであります。

今後におきましては、高齢者・障がい者の雇用拡大に向けて、十勝障がい者就業・生活支援センターなど関係機関の事業紹介や各種制度の周知を図るとともに、町内企業に対しましても、協力を要請してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「雇用の潜在的ニーズの調査と広域的な連携について」であります。現在、「雇用実態調査」の分析作業を進めており、その中には従業員の過不足についての設問もありますことから、調査結果に基づく統計的資料として求人要望を推し測ることは可能であると考えております。

しかしながら、景気や消費者ニーズなど社会経済情勢の変化に伴い雇用ニーズも変化いたしますことから、タイムリーな雇用ニーズを素早く把握するという事は、なかなか難しいものと考えております。

また、広域的な連携につきましては、ハローワークはもとより、中小企業家同友会、援農協力会などが実施しております雇用に関わる事業の情報提供に努めるとともに、これらの機関・団体や他の市町村との連携・協力して実施できるものがあれば、実施に向けて町としても取組みを進めてまいりたいというふうと考えております。

以上で、堀川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますけれども、11時05分まで休憩いたしたいと思います。

10：53 休憩

11：05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀川議員。

○5番（堀川貴庸） それではまずいわゆるふるさと納税制度について、お尋ねをいたします。

まだ条例制定、そして制度が発足してから間もない時期ということではありますけれども、これからのことを含めて対応策等についてももう少しお尋ねしていきたいというふうに思います。

1点目の実績については、了解をいたしました。

実績額について、予想することは困難だった、難しかったのですけれども、おおよそのことは分かりました。

金額が多いとか少ないとか言ってしまうと、多少怒られてしまうのかもしれませんが、若干少ないのかなというふうなのが私の率直な感想です。

まず、その点について町長はどういうふうに思われたかお伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、スタートして間もないわけでありますから、十分な我々のPRが行き届かなかった面もあるのかもしれませんが、こればかりは、多い少ないは、また別な次元の考え方かな。

まずはこういう制度をスタートさせて、多くの方々にこういう制度を利用して、活用していただければ、ありがたいというのが町としての姿勢だろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） まさに財政難の自治体運営にとっては、ちょっぴり嬉しい制度なのかなというふうなことでありまして、全国のそれぞれの自治体でも、それぞれ条例制定をしているのだらうと思います。

そこでせつかくの制度ですから、今、町長おっしゃられたように、その制度をいかに利用してもらうか、いかに実績を伸ばしていくようにするかというのが今後の課題なのだというふうには思います。

そこで周知とPRについてお尋ねをしますけれども、それなりの努力が傾けられるべきなのだというふうに思います。

ホームページや広報、また東京幕別会などでもお知らせをお配りしているというか、お知らせをしているというふうなことでしたので、それらをどのように活用して、我が町の収入増につなげていくのかという観点に立った工夫が求められるというふうに思います。

実際、事務作業というわけでなくて、例えて言うなら外貨を稼ぐつもりで考えていただきたいというふうに思うところですが、いかがなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 周知、PRの方法、いろんなことも考えられるでしょうけれども、今、私どもが当面進めているのは、ホームページであり、あるいは広報であったり、あるいは町外の方々に周知する。これは、多目的に、どこにでも案内を出してお願いしますということにも、なかなかいかないものですから、そうした団体、特に東京幕別会、札幌幕別会の方々については、こうしたふるさと納税と合わせて企業誘致ですとか、あるいは町広報を希望される方の配布ですとか、そういったものを含めた中で、いろいろなPRをさせていただくというのと、あるいは私どもが、あるいは職員が、あるいは議員さんもそうでしょうけれども、出られたときに、いろんな場面でお話をさせていただければ、尚ありがたいというふうに思いますし、私どももできる限り、そうした機会をとらえながらPRをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 議会も含めて、いろんな場で前向きに私も含めて考えていきたいというふうに思います。

我が町のふるさと寄附に募集に関するお知らせを見ました。

非常にシンプルで、分かり易いお知らせなのだというふうには思います。

ちょっと言わせていただけるならば、せっかくの我が町発祥のスポーツであるパークゴルフの写真がやや小さくて、ちょっと分かりにくいのかな。

さらには、これは周りの人に見ていただいたのですけれども、中身を、案内の中で幕別らしさに欠けるのではないかというところの指摘をいただきました。

特に昨年ですけれども、福島選手、山本選手がオリンピックに出場するなど、これは活躍すれば肖像権や何か問題になるかと思えますけれども、紹介を兼ねて、我が町の施策にいい意味でご協力いただけないものかなというふうにも思いました。

また、納付書払いを選択した場合に、そのことのできる金融機関を見ますと、ほとんどが管内の金融機関であること。

また、我が町ではコンビニ収納を始めているのですけれども、コンビニ収納ができるのかできないのかといったようなコメントが実は記載されていません。

また、加えて言うなら、念のため、振込詐欺への注意喚起のコメントもどこかに記載されるというふうなことになるべきではないかなというふうにも思ったものですから、その辺をお尋ねしたいというふうに思います。

いずれにしても、形だけの制度にならないように取組んでいただくことが、大事なのだというふうに思いますが、どのように町長お考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、お示しいただいたのは、パンフレットだというふうに思います。

昨年条例がスタートして、初めてのパンフレットだったと思います。

そういった中に、ご指摘がありましたようなこと、何点か十分これからさらに改正するなり、改善するなり、また新たなパンフレットの作成に、それらを反映させるようにしていきたいというふうに思います。

前にもお話ありましたように、広報なんかもモニター制度を導入というようなこともあって、今度いろんな町民の皆さんのご意見なんかも聞いて、これからのそうした広報活動に生かしていければというふうに思っております。

オリンピック選手がPRに一役買っていたかどうかまでは、ちょっと私も分かりませんが、機会があればそういうことも十分検討してみたいというふうにも思っております。

コンビニ収納は、うちはやっておりますので、可能だと思いますけれども、ただ、全国的に広げていくことは、どの程度まで可能なかはちょっと研究をさせていただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 調査・研究を進めていただきたいと思います。

それから、もう一つ利用促進に関わってお尋ねをします。

全国、全道への取組みについて、寄付してくれた方にお礼の意味を込めて地域の特産品を贈呈しているというふうな自治体もあるようです。

そのことが必ずしもいいことなのかどうかというのは、言いきれませんが、寄付をしてくれた方にとってみれば嬉しいと感じることなのだろうというふうに思います。

十勝管内の町村でも実施しているところがあるようなのですけれども、このことも工夫の一環であるというふうに思います。

ぜひ、今後も調査・研究を行っていただきたいというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

ただこの度の制度によれば、自治体の自治体による税収の奪い合いというような、言葉は適切ではないかもしれませんが、そういう側面も持っているように思います。

必ずしも入ってくるだけでなく、入ってくるはずの税収が町外へ流出する可能性もあるだけに、慎重な対応も一方で求められているわけで、そこは職員の皆さんの知恵しだいと言いましょか、腕の見せどころだと思いますけれども、こちらについてもいかがなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 寄付していただいた方に特産品をお渡しする、これ何町村かが制度のスタートと一緒に実施して経緯があります。

最近では、逆にだんだん、それではあまりにも見え過ぎでないかというようなことで、止めていくところが多いようであります。

それとケースにもよりますが、町の自治体にもよりますが、池田町のようにワインであれば、寄付いただいた方にワインを出したということ。

なかなか幕別町の場合それでは何がいいのか、寄付いただいた方にじゃがいもをお返しするのがいいのかどうかというのが、いろんなことも考えたり、検討はしたのですけれども、うちはやらなかったというのが現状であります。

それから自治体の競争になる、これはある意味では当然予測される問題でありますけれども、ただ我が町からほかの町村に、あるいは東京都だとか大阪に、札幌にいくら寄付が出て行ったか何ていうことは、ちょっと分からないものですから、そう多くは、私はないのではなかろうかなというふうに思います。

どちらかという、この制度ができるときにも反対したのは、大都市の方が皆さんも反対されたということからすると、大都市から田舎へ、町村へということが多いのかなというふうには思っていますけれども、競争であることは現実だというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 分かりました。

多くは語りません。

そして4番目の寄付に基づいた具体的な施策の実施についてお尋ねをします。

結局のところ寄付いただいたお金を死に金にするわけにはいかないわけで、お知らせにあるように、ぬくもりや、やさしさといった気持に答えるまちづくりを行われるということに期待をしたいところです。

幕別幼稚園の給食提供に充当するという、答弁にもありましたけれども、パークゴルフの振興に関する事業を含め、八つの事業に個性豊かで魅力あふれる、ふるさとづくりに、具体的にいつごろ、どのようなことで活用されていくのか、また、されるのかほかにもお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 寄付をいただいたものにつきましては、ご案内のようにまちづくり基金の方に一旦積立をさせていただいて、それに必要に応じてその基金を取崩して事業に充てていくというような、今までの経緯にあります。

従いまして、例えばパークゴルフのために使ってくださいというような寄付をいただいたときに、それでは、来年の予算のときに、そのお金例えば5万、あるいは10万、あるいはもう少し待って50万、100万になってからその基金を崩して、それを事業に充てるのか。

あるいは、きたものを1回あれば、次の年に直ぐ下ろしてその事業にあてるのか。

いろんなことがあると思います。

たまたか今回のような給食の場合は、タイムリー的であったものですから出したということで、今まではどうしても1回基金に積んで、ある程度の額を担保にして次の事業に充てていくというようなことがあったものですから、新年度の予算書にはただ基金からの繰入金というような形でしか予算上は出てこないのですけれども、これは今一步踏み込んで、こうしたふるさと納税に係る寄付金がこの事業に充当されていますということが、予算書にも反映できればというふうに思っておりますけれども、ただ、いつの時点で基金を崩してどの事業に充当するかというのは、これからそれぞれの事業の実施状況に合わしていくとしか、今の段階では申し上げられないかなというふうに思いますが、十分そうした寄付者の意向が反映されるような中で対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） いずれにいたしましても、この制度をきっかけに自治体自らが動き出すことに期待をしたいと思います。

続きましては、雇用のマッチングについてお尋ねをします。

つい先日、一部報道によりますと、世界同時不況の底を脱したのではというような報道がありました。果たしてそうなのかなというふうには思いますし、誰としてその実感はないものではないかなというふうに思いますけれども、なぜか日経平均株価だけは1万円の大台をクリアしてしまいました。ですが雇用を見る限り、まだまだ遅れを取っており、不安が払拭しきれないという状況であるのとはあると思います。

なお、我が町では先ほど答弁にあったように、臨時職員の採用増や、また年明け早々雇用に関する施策を講じられていますので、それは評価するとともに敬意を表したいというふうに思います。

まず1点目のマッチングの必要性、それから事業化についてお答がありました。

必要性については、その認識は同じくするところです。

ただ事業化となると、やはり大変な作業だというふうにも私自身分かります。

どこまでできるかということも含めて、もう少しお考えいただければなというふうに思うところですが、先の質問で申し上げましたように、農業分野、それから介護分野は、特に北海道、十勝においても、時期的な地域的な部分も考慮に入れなくてはならないのですけれども、慢性的な人手不足の業種の一つではないかというふうに考えます。

マッチングに取り組むことは、産業を求める福祉・環境教育などの振興につながるものというふうに考えますけれども、いかが考えられますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、求人希望するところ、していただきたいということ、それがうまく合えば一番いいのでしょうけれども、今言ったようにそうでない部分が、それを私どもとしては、町の姿勢としては、いわゆるハローワークを通じながら、なんとか調整をと言いますか、情報を提供していきたいというふうに思います。

介護なんかも確かにそうだというふうに思います。

ただ私どもで、例えば農業関係で先ほども援農協力会というようなことを申し上げましたけれども、ここも最近人手不足でありまして、相当の100人近く会員がいらっしゃるのですけれども、これは高齢化ということもあって、最近は少なくなってきた、減ってきている、しかし需要は多いということで、今年も2度ほど広報で周知したり、募集を掛けて事務局の方で面接なんかをやって、事業説明会を開いたりしながら確保、昔で言う出向さんの確保に当たったという経緯があります。

こういったことについては、当然我々としても町民の皆さん、あるいは町外からも来られている方もいらっしゃいますけれども、そうした方も含めながら雇用の確保には努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 分かりました。

それから2点目の新卒者の対応についてお尋ねをします。

先ほど有効求人倍率0.40倍伺いました。

やはりそもそも有効求人がない中で、先ほどの新卒者の内定状況を見ますと、聞きますと、ホッとしたというのが感想です。

ただ、今後もその就職状況は決して予断を許さない状況であるのは変わらないというふうに思いますし、条件や待遇なんかもいろいろとあるとは思いますが、その就職に関し、お話を伺いますと、何と言いましょか比較的大きな企業を希望するという生徒さんが増えているということでした。

全国的な季節雇用の解雇や内定取消しなんか背景にあると思うのですけれども、やはり地域の持続的発展や産業の育成のためにも、道や関係機関と連携した取組みがなされることに期待をした

いですし、事実そういう取組みをしている自治体もあるやに聞いております。

直接・間接を問わず引き続きその困っている方々、あるいは卒業見込みの方に、そっと手を差し伸べられるような幕別町であってほしいなというふうにも思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど求人倍率0.40倍、平成21年4月の十勝管内における有効倍率、これを新卒者だけに限って言いますと1.35倍だというふうに関かされております。

さらに、全道と比べますと高卒者の内定率は、北海道内が83.1%に対して、十勝は87.6%、比較的高いのかなというふうに思っております。

さらに、先ほど申し上げましたように、二つの高校でも内定取消しはありませんでしたけれども、現に就職されていない方も何名かはいらっしゃると思いますが、率としてはかなり高い内定率になっているというふうに伺っております。

そういったことで、私どもの町としての施策、今、言う新たな就職が決まるまで町の臨時職員で頑張ってもらっていて、その間に就職活動をしていただきたい、そういった制度も利用していただく、あるいは私どももいろんな面での企業、あるいはお願いをしていくような場面もあるのだろうと思いますけれども、なんとか厳しい情勢の中ですから、新卒者がスムーズに就職できるように、さらに努力はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 新卒者に関して、高い水準ですので、できるだけ水準が維持されるように役場としても頑張ってもらいたいというふうに思います。

それから3点目、高齢者や障がい者雇用の協力依頼についてもお尋ねをいたします。

このことについても、特に近年社会問題化しているというふうに思います。

地域社会がそういった方々にどのように接して、その上で自立した生活が送れるよう支援していくのか、大きな課題なのだというふうに思えます。

答弁にもありますように、どの企業も厳しい経営環境ですから、これまでも取組みとしてはあったと思いますけれども、まずは企業や事業主に理解と認識を深めてもらうこと、そのことが将来的に雇用につながるのではないかとこのふうにも考えます。

実際にハローワークで障害をお持ちの方々を対象とした企業説明会、年に1回、もしくは2回あれば良い方だというふうに伺いました。

行政ができることには限界があるのだろうというふうには思いますけれども、ぜひ雇用が進むような取組みに期待をしたいというふうに思います。

また、障がい者職場体験事業について実施予定というふうになっていましたので、その内容についてお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当初予算で今回初めての事業として、障がい者職場体験事業、10名の方を5日間ということで、図書館の図書の整理事務ですとか、あるいは清掃ですとか、いわゆる障がい者の方が比較的就きやすい業務と言いますか、やり易い業務を体験していただき、予算上では20万円をその人たちにお支払いをして、役場の仕事を体験してもらう。

それらを経て、さらに民間なり新たな職場を探していただければ、職に就いてもらえれば、ありがたいな、まさにトライアルの体験事業ということで、今年度初めて計画をさせていただきました。

これからの事業ですから、どのくらいの方に応募いただいて、どのような結果になるかまだ分かりませんが、なんとかこれらも軌道に乗せていい方向に進んでいただければありがたいなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） いろいろお考えのようですし、今年度取組まれる事業について、円滑に進めていただければというふうに思います。

最後4点目の雇用の潜在的ニーズの調査と広域的な連携についてでありますけれども、こちらについても難しい取組みだというふうにも思います。

企業の側から町に対して、求人相談は一般的にはしないというふうに思いますけれども、ただ職員の方々が、いろんな会議や会合に出られることも多いと思いますので、その中でちょっとした会話の中から、雇用に関するニーズが読み取れるかもしれないですね。

余計な仕事なのかもしれませんが、情報収集というくくりでいえば、仕事の範囲内というふうにも私は思いますし、売り手と買い手、労働市場の言い方ですけども、どのような形であれ向き合うというような環境づくりは、町づくりの面でプラスに働くとと思いますし、大きな可能性を持つものというふうに確信します。

こういったことがいろいろな分野、業種で一つの町だけでなく、隣接する自治体にも広がることに期待をしたいというふうにも思うのですけれども、ぜひ、町長を先頭にそのきっかけづくりに取り組んでいってはどうかなというふうにも思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども答弁書で申し上げましたように、タイムリーに実態をつかむということがなかなか難しいわけでありまして。

長期的な雇用対策、あるいは企業誘致、あるいは情報提供、いろんなことは行政の仕事として当然やっていかなければならないわけでありまして、なかなか職を離れて、今困っているのです、なんとかどうか職をとられたとき、うまく職を紹介できるようなことがなかなか現実には難しいわけでありまして。ただ、お話にありましたように、私も含めながら、職員も何とかそうした雇用の確保に向けての情報提供をしていくようなことも、これからも努力してまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 夢の持てる幕別町であってほしいということに期待して終わりたいと思います。以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） 通告に基づきまして、教員免許の更新制度への対応についてお伺いをいたします。

いよいよ本年度から1年間の試行期間を経て、現職教員を対象にした教員免許の更新制が本格実施されることとなりました。

この制度は、おおざっぱに言えば全国約10万に及ぶ幼・小・中・高の現職教員が35歳・45歳・55歳の対象年齢になるまでの2年間の間に、大学側が用意する30時間の講習を受けて、認定が確認されれば、つまり、試験に合格すれば更新されて、教員免許の有効期限が10年間さらに伸び、教壇に立てるといふものであります。

また、09年度以降に取得交付される免許証には、10年の有効期限が設けられるといい、まさに世界でも例をみない稀な制度と言えます。

顧みますと、この免許更新制度については、当初から資格の公平性や整合性、あるいは費用負担の問題をはじめ、受け入れる側の条件整備等々、そもそも論的な立場からしての矛盾点や疑問点、あるいは問題点が決して少なくないものであります。

とりわけ2000年からの教育改革国民会議、これは首相の私的な諮問機関でありましたが、による本格導入への検討に対して、文部科学大臣の諮問機関でありますところの中央教育審議会では、教職員免許法を改正し、更新制を導入することについては、慎重論が支配的であったことはご案内のとおりであります。

その結果、現職教員に義務として都道府県教委が、教職10年の研修を課すことで決着したはずであ



りました。

ところが、教育三法の成立を急ぐあまりに、制度導入の検討について、それまで積み重ねられてきたこの論議から、その実施への過程はいささか強引かつ拙速に過ぎた感が否めないものと思うのは私だけではないものと考えるところであります。

先日、授業の研究に熱心なごく普通の先生に、この免許更新制について尋ねてみましたが、現状当事者でありながら、必ずしも制度事態が、よく浸透していないし、なぜ自己負担で10年ごとの更新が必要なのか。

それに伴う価値があるか、等々の声が聞かれ、まだまだ認識が理解が足りないのではと強く印象を受けたところでもあります。

ともあれ、この免許更新制は、国の制度ではありますが、学校設置者であり、教員免許を管理する教育委員会の責任として、社会から何が期待されている制度なのか、理解と浸透、定着を図る取組みが必要であると考えるところであります。

いずれにしても私は、教員の資質能力を問うものだというのであれば、研修制度の再度の整備と、人事制度の充実、そして免許更新制度の凍結を考えた方がいいのではないかという思いの中で、以下何点かご質問をいたします。

その一つ目は、最初にこの制度、教員免許更新制度が実施されるにあたって、教育長としての所見、意義や目的、さらには教育現場を預かる責任者として、何を期待されているのか、その所見をお伺いをしたいというふうに思います。

その二つ目は、本町における本年度の該当者数は何名と把握していらっしゃるかお伺いをいたします。

合わせて受講については、自己責任とはいえ、その周知はどのようになされているかお聞かせください。

また、受講者が不安なく自信を持ってしかも、要望等を述べるうえからも講習手続き、実際の講習内容、修了認定試験の方法等について、温度差なく受講者に伝わる必要があると考えております。

その点について、現場をどのように指導しているかお尋ねをいたします。

そしてその3点目は、現場教師の中には、申請により講習免除が認められるものがあると聞いておりますが、その対象はどういった方々なのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

最後に、制度的不備を抱える教員免許更新制と、教員研修の再編、合理化や改善内容の充実、そういったものを含めた見直しを道教委をはじめ、文部省等に求める必要があるというふうに思うわけですが、教育長としていかがお考えでしょうか。

以上4点について、質問をいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

「教員免許更新制への対応について」であります。

平成12年12月に、内閣総理大臣の私的諮問機関であります「教育改革国民会議」から報告されました「教育を変える17の提案」を契機とし、その後、2度にわたる「中央教育審議会」への諮問・答申を経て、平成19年6月、教育三法改正の一環として「教育職員免許法」が改正され、本年4月1日から教員免許更新制が導入されることとなったところであります。

ご質問の1点目、「教員免許更新制が実施されるに当たって教育長としての所見をお伺いする」についてであります。

国際化の進展とともに、社会のあらゆるシステムや価値観が大きく変わり、世の中が日進月歩で進んでいる時代においては、その時々で必要な知識・技能を教員が確実に身に付け、社会の尊敬と信頼を得ながら、子どもたちにそれを伝えていかなければなりません。

教員免許更新制は、すべての教員が最新の知識と技能を身に付け、その資質・能力をリニューアルするとともに自信と誇りを持って教壇に立ち、教育の専門家として子どもたちに充実した授業を実施

することができるよう設けられたものと理解しております。

しかしながら、このことにより教員の負担感を高めているのは事実であり、今後とも教員免許更新制が円滑に実施されるためには、ニーズに応えた質の高い講習内容と受講環境の確保が重要であるものと考えております。

ご質問の2点目、「本町における本年度の該当者数は何名と把握しているか。自己責任とはいえ、その周知はどのようにになっているか。

また受講者が不安なく自信を持って、しかも要望等を述べるうえからも、受講手続き・実際の講習内容・修了認定試験の方法等について温度差なく明瞭に説明をする必要がある。その点について現場をどのように指導しているか」についてであります。

本年3月31日現在で、33歳、43歳、53歳の教員は、原則として、有効期間の満了前の2年以内に、大学などが開設する免許状更新講習を受講・修了することが必要となりますことから、本町における本年度の該当者数は、校長2人、教頭1人を含め23人です。

また、現職教員が制度を知らないために免許状更新講習の受講や手続きを行わないことのないよう、現場教員への周知は極めて重要でありますことから、近隣の大学等が実施している免許状更新講習の実施内容や申請手続きに関する情報提供に努めるとともに、文部科学省のホームページや北海道教育委員会からの通知なども有効に活用し、遺漏のないよう周知に努めてまいりたいと考えております。

現場への指導についてであります。現職教員の任命権者であります北海道教育委員会から、旧免許状所持者の最初の修了確認期限を整理した「学校ごとの確認表」が通知されておりますので、この確認表に基づき、該当となる教員に対し学校長を通じ、適切な説明と周知に努めていただくよう指導したところであります。

ご質問の3点目、「現場教師の中には申請により受講免除が認められると聞くが、その対象者は」についてであります。

旧免許状を所持する現職の教員は、「修了確認期限までに、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認を受けなければならない。」とされておりますが、「教職員免許法施行規則」においては、平成23年3月31日現在で56歳以上の者、言い換えますと、本年3月31日で54歳以上の方には、修了確認期限が設定されておられませんので、更新講習を受講する必要はなく、免許状は生涯にわたり有効とされております。

そのほかに、校長、教頭をはじめ、指導主事、社会教育主事等の職にある方は、北海道教育委員会に申請すれば、更新講習の受講免除の認定を受けることができるとされております。

ご質問の4点目「制度的不備を抱える教員免許更新制と教員研修の再編や見直しを道教委・文科省等に求める必要があると思われるが如何か」についてであります。

未来を担うすべての子どもたちに対して、「いかにして充実した質の高い教育の機会を保障できるか。」との観点から、国、地方公共団体をはじめ、学校、家庭、そして地域社会が緊密に連携・協力して、それぞれの責務をしっかりと果たしていくことが今、求められております。

学校教育の本質や教育行政の責任の所在など、公教育のあり方が問われる中、教育の成否は、まさに教員にかかっており、教員として質の高い優れた人材を確保することが重要であるとの考えから、教員免許更新制が導入されたものにとらえております。

しかしながら、北海道においては、地域が広大で移動距離が長いことをはじめ、更新講習を実施可能な大学が偏在していること、受講者の経済的負担が大きいこと、さらには、「教育公務員特例法」に規定されている十年経験者研修との調整の問題など、様々な課題があるものと認識をいたしております。

今後とも機会をとらえて、道教委に対し、このような教育現場の実態を申し上げてまいりたいと考えております。

以上で、斉藤議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番(斉藤喜志雄) 1点目のどのような所見をお持ちかというところで、資質能力をリニューアルすることが必要だというお話がありましたが、私もそのとおりだというふうに思っております。

とりわけこの新しい学習指導要領が前倒しになって、この授業増等々があったり、あるいは諸般のいろんな事務報告で多忙化が進む教育現場にあって、なかなか新しい教育問題の吸収だとか、あるいは理論の研究などに手が回らない教員が私は少なからずいるのだらうというふうに思っております。

そういう意味合いでは、講習や研修が一定程度必要だし、逆に言うと保障されなければならないと思っております。

とりわけ、前段も申し上げましたとおり、この学習指導要領が2年先には本格実施、1年先か、本格実施になるという、こういう今日的な時点を考えれば、学習指導要領改訂のポイントなどをしっかりこの学習していくことが、子どもたちに、保護者の思いに伝えていく授業にもつながるのだらうということは、教育長がお考えのところと全く思いを同じにするところであります。

ただし、研修や知識吸収の仕組みに、免許更新制が加わると、私はこれはこの主旨には点数が掛かってくる私はそう思っているのです。

ご案内のとおり、総理大臣の私的諮問機関であった教育改革国民会議の中で、この制度を導入しようとするときに、当初、本来の新しい知識や吸収も一応は書かれてはいたけれども、その本音とするところは、不適格教員の排除でありました。

不適格教員の排除、そこがベースになっていた。

そこで、教育長に再度お伺いをしたいのですが、資質や能力の向上ということが、ここで最も期待される場所だとすれば、不適格教員の排除の主旨が、この免許の更新制と導入されることによって、かなり強く加味されるように私は思うのですが、なぜなら試験するわけですから。

30時間やって、そして1コマ1コマ試験をやって、合格しなかったら授与権者でもない大学の先生が、授与権者でもない大学の先生が、事実上免許を失効させるという、取上げるというそういうスタンスになってしまう。

教壇に立てなくなる。

そういう観点から言うと、どうもこの更新制が加わってくることによって、本来の研修の大事なところが消えてしまうのではないかというふうに考えているのですが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 金子教育長。

○教育長(金子隆司) 第1点目の今回の教員免許法の改正によるリニューアルという観点、このことはご答弁いたしましたように、17の提言から始まっております。

この17の提言の中に、いわゆる指導要領の改正に伴う根幹に触れる案件が非常に多く含まれておりまして、その中に免許法の改正という概念があるわけですが、これもご存知のとおり、免許法改正によって、その効果といいますか、これについては当初から問題のあったところというふうに理解をいたしております。

何と言いましても、法的な受け止め方が不適格教員の排除という観点からいっても、いわゆる教特法の中にもありますし、あるいは地公法の中にもあります。

これらが十分活用されてないという実態を受けて、世論の逆に言えば、教職員の不祥事が続いたというようなことから短い期間の中に方向が転換され、現制度が通ってしまったということでもあります。

まさに、更新制によります免許者の失効、これは実質的には教壇に立てませんので、分限処分、懲戒処分、同じ効果を表すわけでありまして。

これは教育関連する三法の中に、分限処分でありますとか、実質的な教壇に立てない失効でありますとかは、まさに他国に例の無い法制度ではないかと、そういうようなことをくぐりまして現在に至っているわけでありましてけれども、いずれにしても大学の講師が修了試験において、その資格を与えるかどうか、この判定が文部省の認定基準と言いながらも、これはあくまでもそれぞれの講師先生方の判断によるところが多いと思っております。

これらについても、全国一律の試験をやっとうんぬんというようなことでもありませんし、非常に

問題を抱えたものであるというふうに理解をいたしておりますけれども、法教育における矛盾はともかくといたしまして、この制度を有効に活用していくということで、更新制が生きていけばいいなというふうにも考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） それぞれ法的に考えても若干矛盾があるということでのご指摘でありますので、ぜひ、今後反映していただきたいなというふうに思うわけですが、いわゆる資質能力を問うときには、2点ありますよ。

一つは、専門制です。

そして、もう一つは、いわゆる教員としての適格性です。

その両方を相まって子どもたちに真の意味での教育の充実が図れるというふうに私も考えると。

ただし、適用範囲、くどいようですがけれども、あくまでもこの研修に関わっては専門性のところで、専門性の追求という視点で、教育長お答になっています、専門的にそのうんぬんという授業が資質を高めるということをお答になっていただいているのでありますけれども、今、いみじくも、おっしゃられたので、適格性の部分についてこれは大学の先生の責任でもなければ、現場の先生方のせいでもありませんよ。

もっと言うと、実は教育行政いわゆる任命権者であるところの人たちの任命権というかな、分限制度、分限うんぬんとありますけど、不適格については、そういう任命に関わってのその権限を持つところがしっかりすべき性格のものであって、免許更新制度というこの制度の中で任用していくことについては、極めて逆に言うと行政が責任を果たしていない。

あるいは、人事管理制度の中でやっていくことだというふうに私は考えるし、教育長もそれに近いような主旨のお話をされたので、そういったことで理解をしていきたいと思えますし、今後一層いろんな各面で、いわゆる専門性を追求するための研修という、そのところに焦点を当てた研修であれば、なんらそれはあれするものでないというところをぜひ強調して環境整備に務めていただきたい、こんなふうに思うところであります。

2点目のところにまいりたいと思えますが、それからあのいいです。

ごめんなさい。

いわゆるこの免許更新制については、受講する、しないも全部、全て自己責任なのですね。

ちょっとごめんなさい。

2点目はあれでしたっけ。

何人いるかですね。

現場に何人いらっしゃるか、ごめんなさい。

そこで一つこれお尋ねをしたいのですが、これだけの人数がいるということについては分かりましたが、これ幼稚園の先生含まれていますか、この中に。

本町幼稚園の教員は、この人数の中には含まれているか否や、ちょっとお聞かせをいただきたいと思えますし、当然我が幼稚園のところの先生方も該当してくるということになります、該当してくるということになります、そうしないと免許失効しますよね。

幼稚園教諭は大卒どのくらいいるのかちょっと、もしあれだったらお聞かせいただければ、分かればお聞かせいただきたい。

こんなふうに。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 前段のご質問がありました、質問の内容は変わっておりますけれども専門性資質の向上について、その専門性に関わっては先ほど申し上げました10年間がございます。

適格性を求めるというのであれば、法的に先ほど申し上げましたように三つの法律によって分限処分失効というようなことができます。

そういう観点から言いますと、免許の更新制の中で大学の先生が判断するという事は、これは適格ではない。

基本的には人事管理上の問題であって、地公行法も含めた県費負担教職員というような関係での分限処分、これらが有効に使われたことが初めてこの制度が生きるのではないかと。

従って専門性を追求するという免許の更新制ではなくて、適格性を現状に合わせてリニューアルしていくという観点で押さえていく必要があるのだろうというふうに思っております。

なお先ほど答弁いたしました23名の中には、幼稚園の教諭は入っておりませんが、全体では28名程度総体おりますけれども、本年度対象の方は、教頭職ですね、これがその免除の対象になってくるのかどうかというのがちょっと不明でありますけれども、該当者確か一人、4人ですか、民生部の方からもお答をさせていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 幕別町におきまして、幼稚園教諭の資格を持っている方でございますけれども、保育所に勤務されている方33名、それから幼稚園に勤務している3人いるのですが、その中で20人が幼稚園教諭の資格を持っております。

その中で今年資格を取得しなければならない対象者としましては、4人ということになっています。以上でございます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） ということ幼稚園教諭については、任命権者でもあるわけですから、従って当然それなりの受講に向けての必要ですよ。

従って、自己責任だから本人が受ける、受けないは自由だからということにはなかなかならない。

そうすると、おそらくいろんな支障が出てくるのでしょうか。

保母さんの免許はこれは管轄外だから、保母さんの免許は生きるとしても、幼稚園教諭の免許についてはこれ当然関わってくるわけですから、そういうスタンスから言うと非常にこの本人の自己責任で受ける、受けないも含めてどこに行っても、いつ受けるかについても全く自己責任にするとは言いがたながらも、これは教育委員会としてやはり一定程度のしっかりした情報提供なり、そういうものをしていかなければ結果として免許を失効して職を失う職員が出てくる。

これは非常にこの乱暴な言い方、乱暴な施策なのではございますけれども、運転免許証と同じ性格を持たしているのです。

従って、ただ運転免許証については、大きな身体的欠陥がなければ更新してくれるのですよ。

ところが運転免許証はそうだけれども、教員免許証と同じような位置づけにしておきながら、一方ではこの免許を失効させることができるというので、いわゆる身体的欠陥がなくなると、受講した内容のテストをやって、試験をやって、それに合格しなかったら失効するわけですから、これは相当な負担になるし、受ける側の、受け入れる側の大学もそうなのですね。

ここに一つ資料を用意してきたので、ぜひお聞きをさせていただきたいと思うのですが、大阪教育大学の学長であります長尾さんがこんなふうに言っているのです。

大学の教員の中で、現場教師と対等に渡り合えるものがどれほどいるか、話を聞いてなるほどと納得させ、関心を持たせられるといったスタッフを大学はどの程度抱えているかというところ、私のみるところ50%あまり、50%まあまあか、しかし、50%は無理だということですね、ごめんなさい。

50%は無理である。せいぜい3割、堅いところとなれば1割、現職の教育大学の学長がそのようなコメントを発表している。

加えて、どれだけ受講者が負担になるかと、実は去年から試行制度がスタートしておりますので、私の友達に北翔大学、これは教育長ならご存知だと思いますが、中島昭一という教授がおります。

長いこと十勝の教育現場に立たれていた人ですが、1カ月に1回ほど彼と会うのですが、6月の2日に彼とお会いした時に、どうだい本格的にスタートするといったときに、できれば返上をしたいと言っているのです。

なぜなら一人の身分をあれする学生を受け入れるのに、一人が30個まで3万、1コマ1万ですよ。先ほど教育長おっしゃられたように、おそらく夏休みか冬休みに行って受講するということになったらもの凄い数が集中する。

そして一人の先生の身分に関わることだから良い、悪いは別問題にして、真剣ならざるを得ない。

しかし今、大阪大学の学長が言われるように、こんな実態だと。

従って、できれば返上したくらいです夏休み、この制度が始まって去年から始まりましたから私どもはないのです。

一方受ける先生はどうかと言うと、去年の例ですが北翔大学へ受けに来たので53歳のこれは人によるのでしょうけれども、そういう自分の職に関わるというので、試験になったら手が震えて書けませんかと訴える先生がいるという。そりゃそうですよ、そのことによって不合格だったら失効するわけですから、教壇に立てなくなるわけですから。そんなのを見ていると私どもとしては一層責任を感じる。

そんなことで、非常に負担、受ける教師の負担感たるや、これまた半端ではないと言われてている。

また、お願いで恐縮ではありますが、ぜひ教育長そういった、受ける側のそういう思いと、それからさらにそれを引き受ける側のそういう思いとが現場の中であれして、そういう人たちの出会いというのは結果として本当に僕は不幸な出会いだと思っている。

そういう意味では、もっともっと環境整備をしていく必要があるであろうということをぜひお願いをしておきたいと思えますし、さらに本論入りますが、2番目の質問で言いますと、これだけの人数がいて最後の方に校長を通じてとある。

私は自分もその仕事をしていたから余り言いたくはありませんけれども、去年の秋に教員何人か集めた中で、この免許更新制についての意見交換をし合ったのですが、そのときに必ずしも先ほど言われた教育長の思い、そういうものがこの制度の主旨が浸透していません。浸透していません。

例えば55歳からさかのぼって2年前、53歳から55歳までの間で受けて資格を取って、それも試験を受けて合格してそれでないと失職するのだよなんて、そんな深いことは全く知っておりません。

おまけに、おまけにですよ10年ごとといたら段々これね、僕なんか3年ごとの免許証の切替えでも車の免許証の切替えでも時々忘れるときがある。

そして交通安全協会からあなたは受験がもう来ていますよと言われてたら、そんな時期が来たかという状況です。

そういう意味でいうと、校長を通じてという、校長信じないわけではないけれど、学校規模が多くなったり、忙しかったりするとなかなかその主旨、さらにはその該当者、いつからいつまでというのは、必ずしもこれは徹底していないのです。

そうやって、そんな先生あまりいないと思うけれども、仮にもしそんな先生が出てきたとしたら、こんなこれまた残念な話はありませんから、このあたりもう少し何か教育長の中で分かったよと、幕別はこうしてやろうというような思いがあったら聞かせていただきたい。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 最後の部分に集約されているのかなというふうに思いますが、おっしゃられたような状況でございます。

校長を通して十分に周知しているつもりでありますけれども、そこに手違い等があれば、失職に至るような事態も想定されます。

いろんな意味での環境整備については務めてまりたいと思えますが、私どもの町だけでそのことをやりましても、これは教員には異動がありますので、十勝の教育機関においてもそういった意味での統一制を図れるような配慮、環境整備をしていく必要があるのではないかと、改めて気付かされたところであります。

これからこの受講者がどんどん出てまいります。

ある大学の先生が50%あるいは1割というようなことのお話もありましたけれども、今回の執行予

備講習の段階では、0.55%が履修不足と、実際に実質的な不合格については、0.08%というデータも出ております。

いずれにしても、0.08%でありますけれども、その後受講は何回でもできるわけですから、その失効等々を考えるのはいいかげんにしてもらって、自分のためになる講習を受けるというようなことにポイントがいくような教員の環境整備、このことは非常に大事だと思いますので、ご指摘がありましたようなことにつきましては、部会においても協力させていただきたい、努力をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますので、この際、13時まで休憩させていただきます。

12：09 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） それでは3点目のところでお尋ねをしたい。

現場教師の中には、申請により受験が免除されると聞くがというところではありますが、その中に例えば校長、教頭と等々がそういう人に該当するというふうにお答えいただいておりますけれども、現場の最高責任者としての校長先生やとりわけ教頭先生、学校教育法の28条の第3項から言えば、第3項でない、3項校長か、4項ですか、第4項から言えば、教育を司る、教育を司るという部分が職務の中に入ってきておりますよね。ですから現に、教壇に立ってしかし校長を助け、公務を整理する仕事をしている教頭先生がいらっしゃる。

こういったまさに先生方の指導的役割も担わなければいけない方々が、免除されるというのはどうもこう理解に苦しむのですが、このあたりはどういうことなのでしょう。

もしお分かりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 教頭・校長につきましては、教育を指導する立場、今回の免許の更新制の中では指導する立場ということで位置づけておまして、確かに教育を司るということとは、若干意を異にすることはあろうかと思いますが、指導的な立場のものは指導を受けることがないという言い方になりますとちょっとおかしな話ですが、表現としてはそのようになっております。

それに該当するということです。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） 法的、あるいは条例的には、そういうことになっているということは理解をいたしますが、いずれにしても資質能力と新しい時代感覚に基づいた資質能力のリニューアルだろうという、そういうスタンスから言うと、とりわけ、そして校長は別としても、教頭は法的にも今言いましたように、28条の第4項では明らかに教育を司るということで、教壇に立つのだということで、まさに教壇に立つためには免許証が必要という観点から言えば、私は求められてしかるべきでないかというふうに思うし、法的には整合性が必ずしもないなど、この部分ではね、いうふうに思うのですがそれは結構でございます。

そこで、4点目のところについて今までこうやり取りをしてきたとおり、非常に制度的にさまざまなこの不備を抱えている問題のあるこの免許更新制について、先ほどらい条件整備を求めてという教育長のお答があるからそれはそれとして、どうしても私は整理をしなければいけないというふうに思っているのは10年研ですよ。

10年研とこれはいわゆる法定研修として義務ですよ。

法定研修として、義務付けられているところの10年研、あるいは初任者研、そういった物事の中で

内容を見ましたら実に重複している部分があって、そこが未整備になっております。

そのところがこれが一層教員の、受講する教員にとっては負担感を強いるものになっているというふうに思います。

そういう観点から言うと、どうしても研修制度の在りようについて、整理を求めていただきたいなどこんなふうに思っているのですね。

いわゆる不適格教員との、先ほど前段、指摘をいたしました不適格教員との関わりの中で、中央教育審議会が10年研を設けていったという過去の経緯がありますし、さらに受けて指導力不足教員なんか等々の補強を図るということで、これは国ではありませんが都道府県教育委員会が具体的に5年研なんていうのもセッティングをして、資質のリニューアルに取り組んでいるわけにありますから、そこからさらに外れるとすれば、そこからさらに外れるとすれば、これは先ほどらい言ったように、もっと別なところで、いわゆる任用制度だとか、あるいは人事管理システムだとか、そういったものの厳格な運用の中で適用されていくべきでありますし、何が一番と言っても私はこれ救済措置があるのかどうかちょっとお聞きをしておきたい。

例えば免許失効している、免許を失効したときに、救済措置はあるのかどうか、言っている意味分かりますか、そのまま、はい、ご苦労さまでしたとして、失職してしまうのか、それとも別な方法で面倒をみてくれるのか、端的な言い方をすれば、このあたりの制度があるのかどうかちょっとお聞きをしたい。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 最初の1点目でありますけど、10年研との方針性との重複整合性についてということではありますが、この法律の施行しましたときに、議員がおっしゃるとおりの重複する部分があるというような観点から、教特法の改正交付通知におきまして、5日間圧縮可能ということで通知がまいっております。

10年研は従いまして、校外研修は20日間、それから校内が20日間ということではありますが、校外に相当する部分、20日間の部分を5日間程度圧縮することができるというような通知もいただいております。

それから10年研とそれから更新制の一つの差異といいますか、整合性が取れていないのではないかというご質問に対しての性質的な問題でありますけれども、10年研につきましては、いわゆる教職員の得意分野を伸ばすという観点で、先ほど申し上げましたような経過をたどって、一致をみたところではありますが、更新制については、答弁申し上げておりますように、その時々教員に必要とされる最新の知識を習得するというところでありますから、似て非なるものと言いますか、そのような観点が実はございます。

それと不適切な教員は、これも前段でお答しましたが、いわゆる別な人事管理システムの中で行うべきということについては一致をしております。

と言いますのも、日本の法体系上、憲法に保障されておりますように、不利益不遡及の原則というのがございます。

他の法律の領域におきまして、それが通例扱いにされているということでもありますので、今、後段にご質問がありました、失効した場合の救済措置等々については、大いに議論のあるところだろうというふうに思いますが、現行制度の中では失効した場合に、救済措置というのは謳われておりません。そういう制度であることをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） それで、救済制度は謳われていない、これは、これまたそんな余りにも冷たいというか、そしてなおかつ免許証がこれから取得する人たちは10年間なんて、期限付きの免許証なのですよね。

こんなことをしていたら、私は間違いなく人材は集まらなくなってくる。

10年付きの免許証で、10年付きの免許証を交付しますよという形で、誰が教育大行きますか。



教員養成大学へ行かなくなりますよ。

私はそういう観点から言っても、いささか戦後のいわゆる、かつて師範資格の免許しか取れなかったという、そういうところから、いわゆる免許のそういう開放性ということで、各大学で教職課程を設ければ取れるといったそういう優位性だとか、広い人材を集めるという制度が、こんなことをしていたらいずれ人材が集まらなくなってくる。

私は、例えば教員になろうと、もし今から、これから先で教員になろうと考え、生まれ変わってきてもなろうとするとしたら、この道はあまり選ばないような気がする。

10年研の期限付きでおまえ採用してやるからというのと同じですよ。

これはそんなリスクを冒して、何も大学へわざわざ行かないといけないということにはなっていない。よっぽどの好きでない限り。それはちょっと失礼かな。

と思うくらい、非常に危険な制度であるということと、合わせて今申し上げましたとおり、いわゆる不適格教員との、そここのところのあれをあれして、こんなものが位置付けられてきているということで、あれしてほしい。

なおかつ研修内容から言えば、先ほど言ったように法定研修があり、それからさらに、これはいわゆる先生方のライフステージに応じて法定研修というのが一つは設けられている。

それからもう一つは、教育課題研修というのがあって、生徒指導であろうが、学習指導であろうが、進路指導であろうが、毎年相当数の講習が設けられて、そして公費でこれは全部研修を受けて、そして資質向上のリニューアルをやっている。

さらに、先ほどらい言うように、職務研修というのがあって、新しい職に就いた人たち、例えば、一般教員から主任に就いたとか、あるいは教頭に就いたとか、校長に就いたとかという人たちは、職務研修といって、さらにその職務のあれを充実、あれを図るために、リニューアルの研修をうけなければならないというふうに、もう既に網羅されている。

そして冒頭言ったように、免許更新制というこういうものが加わってくると、この研修の主旨が極めて異質なものとなってきて、点数が加わってくるということをやはりしっかり訴えていくべきであろう。

現場を預かる学校設置者でもあり、現場を預かる教育長として、私は思うところであります。

なくなりましたので、もうおそらく時間があれだと思うので、いずれにしても教員の身分に関わる重大な制度なのに、文科省や都道府県教育委員にまで、実施条件の整備が、予算措置の義務が無いのですよ。

義務付けられていない、そして、先ほどらい何回も繰り返し言うように、講習を担当する大学へ丸投げ、そしてその受ける大学の方は極めて先ほど言ったように、5割もいないとか、3割だ1割だというような格好で、その戸惑っている。

取り分け、今年だけでも10万人といわれる対象者の講習の場が適用されていない。

だからここは釧路が近いからといって、釧路教育大へ行っても、釧路教育大満杯になっていたら駄目ですよ、どこかへ行ってくださいと断られるわけですから。

そういう状況にさらされている。

いずれにしても、受講者のモチベーションが自分の受ける大学も、自分で探さないといけないし、受講料や旅費も払わないといけないし、宿泊日まで全て自己負担でしなければならないという。

こういう乱暴な、あれでは受講者のモチベーションも上がらないし、それから先ほどらい言うように、これまでの初任者研修や、10年研修の実施されたにも関わらず、さらにその現場の負担が重く、職を失う不安もあるところのこの免許の更新制度については、どうしても私は理解にも苦しむし、受け入れられないものだなというふうに思っているところであります。

これはあくまでも私の一方的な思いではありますが、先ほどらい意見交換をしていく中で、質疑のやりとりの中で、かなり教育長も不十分な面があることについては、お話をいただきましたので、ぜひ、関係各機関の中に働き掛けていって、なんとかそういう受講者の負担感や、挫折感みたい

なものを味わせることのないように、ぜひ、お力添えをいただきたいものだなと訴えて質問を終わります。

失礼いたしました。

先ほどの話で、もの好きと言葉があったようでありますので、大変失礼をいたしました。

もの好きということについては、撤回をさせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 通告に基づきまして質問をさせていただきます。

街路灯、防犯灯の改善についてです。

現在、町には80ワットの水銀等から40ワットのナトリウム灯、白熱灯まで5,248灯の街路灯、防犯灯がついています。

幕別町は、昨年9月環境宣言の町として、様々な行動から省エネに取組み、新エネルギーの活用にも積極的に取り組んでいるところではありますが、年間約4,000万円ほどの電気代が掛かっているといわれています。街路灯、電力の消費を減らし、省エネ効果の高い発光ダイオードLED街路灯設置を考えてみてはどうかと思います。LED街路灯、十勝全体でもあまりなじみのないものであるが、最近は交通信号に使われているのが目につきます。

これからの地球環境保全と町の財政削減に繋がっていくものと考えます。

80ワットの水銀灯、40ワットのナトリウム灯、どちらも0.4ルクスの明るさと伺っております。

これに比べ、LED街路灯は、8ワットの電力で、1.2ルクスも明るくなるのです。

つまり、消費電力は水銀等の10分の1、ナトリウム灯でも5分の1で済み、明るさは3倍になります。

町には、3,684灯の水銀等があり、ナトリウム灯も1,529灯、この他にも35灯の白熱灯がある。

街路灯、防犯灯がついていることとなります。

また水銀灯やナトリウム灯には、安定器が必要であるが、LEDには不必要で電球式のソケットにねじ込むだけのものです。

水銀灯やナトリウム灯は安定器の更新は10年、電球の更新は3年から4年、これをLEDの街路灯に取替えることによって、電気代が安くなり、さらに安定器も不要、電球の交換も約3倍、10年以上となります。

さらに、電力量が少なく、省エネに大きく役立つものと思います。

ただ、電球自体の値段が高いのと、一般的に知られていないこともあって、普及が遅れています。

今は、技術革新も日進月歩のスピードで進んでいます。

環境宣言の町として、省エネ推進の一分野として取り組むべきと考え、次のことについてお伺いいたします。

1、水銀灯をナトリウム灯に更新したときの、費用と効果について。

2、安定器の年度更新計画と、取替え単価について。

3、LED照明の特徴をお伺いします。

長所、短所も含めてお聞かせください。

以上。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

街路灯、防犯灯の改善についてであります。

街路灯及び防犯灯は、町内の夜間における交通の安全、防犯及び商店街の近代化を図ることなどを目的に、現在、町内全域で5,248灯を設置いたしております。

また、例年、公区からの新設要望に基づき、新たな設置や、電球の交換及び使用不能となった器具

の更新など、適切な維持管理を行い、町民の皆さんが安心して安全な生活が送れるよう努めているところであります。

なお、見やすさの向上、地球環境の保全及び町財政面における経費の節減などの視点から、器具の更新におきましては、現時点では白熱灯や水銀灯をナトリウム灯に切り替えていく方向性で進めてきておりますが、お話がありましたように最近、LED照明、いわゆる発光ダイオード照明が新しい製品として登場いたしてきましたので、今後に向けては、LED照明の導入も視野に入れて対応を検討してまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「水銀灯からナトリウム灯への更新費用と効果について」であります。北電柱などに取り付けている既存の水銀灯を取り外して、新たにナトリウム灯を設置する場合の経費につきましては、40ワットのもので1灯当りおおむね4万円程度であります。

また、効果につきましては、ナトリウム灯は光の透過性に優れており、特に、雨、霧、雪などの時に水銀灯よりも見えやすいこと、また、水銀灯80ワットのものとなトリウム灯40ワットのものが同程度の明るさでありますことから、ナトリウム灯の方が消費電力が少なく、電気代の節減につながることなどが挙げられます。

次に、ご質問の2点目、「安定器の更新計画と取替え単価について」であります。安定器の耐用年数は、水銀灯及びナトリウム灯ともに10年ですが、通常、耐用年数を超えても使用できる状況にありますことから、劣化等により使用できなくなった場合に、適宜、更新していくこととしております。

また、取替え単価につきましては、水銀灯80ワットのものが約1万2,000円、ナトリウム灯40ワットのものが約9,500円となっております。

次に、ご質問の3点目、「LED照明の特徴について」であります。最近、発光ダイオード照明の研究開発が進み、交通信号機への導入をはじめとして公共用でも実用化されてきております。

はじめに長所についてであります。一つ目としては、電球の寿命が4万時間と長く、水銀灯の1万2,000時間と比較しますと3倍以上であること。

二つ目として、水銀灯40ワットのものとなLED照明20ワットのものが同じ程度の明るさであることから消費電力がより少ないこと。

三つ目として、熱や紫外線の放出が微小であり、安全性に優れていることなどが、一般的に言われております。

次に、短所についてであります。現時点においては、製品が出始めてきた段階であり、水銀灯80ワット以上の明るさを確保できる製品が、まだ一般的に普及していないことや設置経費が割高であるというふうに言われております。

いずれにいたしましても、LED照明につきましては、将来的には有用なものとなる可能性が高いと思われまますので、今後とも製品の開発状況や普及状況などの情報収集に努めながら、研究を続けてまいりたいと考えております。

なお、本町における街路灯、防犯灯の改善に関しましては、基本的に、見えやすいもので本来の目的をより高度に発揮できるものにしていくこと、また、設置経費及びランニングコストの両面を勘案して経費の節減を図れるものにしていくことなどに意を用いながら、今後とも取組んでまいりたいと考えております。

以上で、中野議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 答弁をいただきました。

LED照明の導入については、前向きに検討されるということで、再質問はできないような状態ですけれども、多少伺っていききたいというふうに思います。

水銀灯から水銀灯への、水銀灯そのものを更新するということはないのでしょうか。

それとも、またナトリウム灯というのは、かなり効果があるわけですが、これらの計画とい

うか、これは今後ともこう続けていく予定でしょうか。

例えば、街路灯については、ナトリウム灯を使っていく。

そして、防犯灯については、このLEDを取付けていくような考えはないのかどうかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 水銀灯から水銀灯へ取替えていくということは、あり得ないと思います。

ただ、電球が替えるとかという程度のものは、可能性としてあるのかもしれませんが、新たな設置、あるいは更新という意味では無いというふうには押さえております。

それからナトリウム灯、水銀等からナトリウム灯、いわゆる街路灯と防犯灯の関係もあったのですが、先ほども申し上げましたLEDが、今、現在お聞きしますとだいたい15ワットぐらいのものしか出ていないのだそうです。

町には。

そうすると15ワットでいきますと、ナトリウムの40ワットには届かない、それだけの照明がないということで、今までそこまでの全てがLEDに改善と言いますか、替えていられない要因になっていると。

それとももちろん先ほど中野議員も言われましたように、設置費がやはり今のナトリウム灯ですと、LEDでいきますと、10万ほど設置費が高いというようなことが言われております。

そういったことで、これからどんどん開発が進んでいくのだらうということで、まさか15ワットしかできないなんていうことはあり得ないでしょうから、これからそういった事情に応じて、事情に応じて新しいものも開発されてくるのだらうというふうには思っておりますけれども、今、現在はそういう状況なものですから、先ほど申し上げましたように、順次それらの開発をみながら検討していきたいということでもあります。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） どちらで調べたのか分かりませんが、私独自で調べた部分があるのですが、今、LEDのライトというのは、簡単に取付けるライトで、もう既にできているわけです。

私も実際に我が家に付けているのもありますし、あるのです。

もう、何ワットからでもあるのです。

そして、実際帯広市でLED防犯灯付けているところもあるのです。

それを私、実際に見てきました。

それは、8ワットのLEDを付けて、そして使っているわけです。

照明としては、ほかのものと全くひけをとりません。

むしろ明るいくらいなものが出てきています。

これは付いております。実際に。そういうようなことなのです。

ですから、先ほども申し上げておりますけれども、8ワットの電球でナトリウム灯40ワットの効果以上に明るさはあるというのができてきているわけです。

そんなことで、もっと試験的にそういうものを付けていって、研究をしていくことも必要ではないかと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ちょっと資料といいますか、数値が根本的に狂っていますけれども、今、中野議員言われたのは、8ワットのLEDで、だいたい40ワットのナトリウム灯の明るさがある。

我々の聞いた範囲では、帯広市が付けているのは、15ワットLEDを、8ワットか。

ところが、そのLEDの電球というのは15ワットまでしかないので、その15ワットを付けると、ナトリウム灯の30ワット分ぐらいの明るさしかない。

40ワットに届かないので、暗いという評価が受けているので、それらの改善を待って徐々に更新していくことが必要でないかということをもたまたま聞いていたものですから、そういうような答弁にな

ったのですけれども、根本的に違いがありますので、その辺は十分これは後、調査させていただいて検討させていただきますし、ただ単価の部分は若干お互い共通だと思うのですけれども、設置費については、高い部分はあるということだと思いますが、それらも含めながら検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） ナトリウム灯なのですけれども、安定器を付いていて同時に交換をするということで、費用としてはナトリウム灯の電球というのは7,700円ほどです。

それから安定器は9,500円ですか、これが掛かるということで、1万7,200円この金額が工事として掛かるわけなのですけれども、それに工事費としてプラスされて1基4万円というか、こういうふうに掛かっていくというふうになるわけです。

ちなみに8ワットのLEDは、1万4,000円です、そして電球型になっているものですから工事費もそんなに掛からないと思います。

ただ、安定器のついているものには取付けられないので、安定器を外して直接付ける器具が必要だというようなことが言われているわけです。

球だけを取替えているところというのは、結構あると思うのです。

そういうところに取付けて、この進めていくことが一番簡単な方法だと思いますので、この辺を考えて進めていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） ただいま8ワットの明るさのLEDの話があるのですけれども、私たちも先ほど町長が申し上げました等に、8ワットではちょっと照度が低いので、今後の検討をさせていただきたいと思いますけれども、そのような取替え費用は確かにナトリウム灯につきましては、球交換と安定器交換1万7,200円であります。

LEDがどのくらい掛かるか、1万4,000円ということでございますけれども、それもちょうど私たちの手元に資料がないので分かりませんが、そのような程度でできることであれば、今後検討していきたいと思いますが、いずれにしても、照度が明るいものでないと取替えていけないと思いますので、その辺を検討しながらLEDの取扱いに研究してまいりたいと思います。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） なかなか一辺にやるというのは大変でしょうから、部分的に今から進めていくことが大事でないかというふうに思います。

本別とか、中札内においても十勝管内で、もう進めていきたというようなことで、取組んでいることも耳にいたします。

先ほどから申し上げているように、環境の町として宣言した町ですので、ほかの町に負けないくらいのスピードで進めていっていただきたいというふうに期待をして質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 通告のとおり運動部活動のあり方についてお伺いいたします。

卓球、野球、サッカーなどで、本町の生徒が大活躍しています。

大活躍の裏では、成果を求めすぎ生徒、保護者、指導者の負担が増加しています。

また負担の増加は、全ての生徒が部活動に加入できない状況を生み出しているのではないのでしょうか。

中学校学習指導要領では、部活動の意義と位置づけについて、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び化学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の寛容等に比するものであり、学校教育の一環として教育家庭との連携が図られるようにすること。

その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携等の運営上の工夫を行うようにすること、と記されています。

本町の部活動、特に運動部活動が適切に運営されているか、以下について伺いたいと思います。

① 加入率と希望する生徒が全て加入できているかお伺いたします。

② 活動時間は各学校で決めているものなのかお伺いをいたします。

それと、町としての考えをお伺いたします。

③ 加入生徒はどのような意義を持ち活動しているのかお伺いたします。

過度な練習で、疲労が蓄積されていないか伺います。

学習との両立がなされているかお伺いたします。

④ 保護者は運動部活動の価値を認識し我が子の成長に期待を寄せ保護者による後援会を組織し、応援するなど高い意識を持っていますが、不安や不満を持っていることもお聞きいたします。

保護者の意識をどのようにとらえているかお伺いたします。

⑤ 顧問は教員による熱意によるボランティアが現状であります。

敬意を表するところではありますが、個人の能力に応じて指導できているかお伺いたします。

また顧問の先生は、どのような意識を持ち指導にあたっているのかお伺いたします。

⑥ 本町の生徒が活躍するほど、その分予算も厳しくなりますが、保護者や顧問の負担も増加していきます。

町としての支援のあり方の見直しの考えをお伺いたします。

⑦ 学校教育の一環として、教育課程との連携がどのように図られているかお伺いします。

また、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫をお伺いたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

「運動部活動のあり方について」であります。

中学校における部活動は、生徒の個性や自主性・自発性を伸張するとともに、心身の健全な発達を促し、互いに協力して責任を果たすなど、社会生活を営む上で必要な態度を養うのに良い機会となっております。

しかしながら、その一部には、大会における成績などを重視するあまり、生徒や保護者、とりわけ指導に携わる教員の負担が過重になっているなどの状況もあるものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「加入率と希望する生徒が全て加入できているのか伺う。」についてであります。

町内5校の中学校の生徒総数は876人で、そのうち運動部に加入している生徒は645人、加入率は73.6%であります。

また、運動部以外の吹奏楽部とパソコン部を加えた部活動全体では792人が加入し、加入率は90.4%となっております。

部活動は、生徒の自主的な参加が基本でありますので、生徒個々の事情による場合を除き、在籍している学校の運動部であれば、希望者は全員加入できるものと認識いたしておりますが、希望する運動部が在籍している学校にない場合には、他の中学校の運動部に参加しているケースもございます。

ご質問の2点目、「活動時間は各学校で決めているのか伺う。町としての考えを伺う。」についてであります。

部活動の活動時間につきましては、生徒のバランスのとれた生活や成長などに配慮し、各学校において終了時刻を定めたり、休養日を設けるなどして対応しております。

教育委員会といたしましては、生徒の自主的・主体的な活動である部活動の運営にあたっては、生徒の意思を尊重するとともに、一日の活動時間などについて、生徒や教職員への負担が過重にならないよう留意することが必要であるとの考えに基づき、指導が適切に行われるようお願いをしております。

ころであります。

ご質問の3点目、「加入生徒はどのような意識を持ち活動しているのか。過度な練習で疲労が蓄積されていないか伺う。学習との両立が成されているか伺う。」についてであります。

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、学級や学年を離れ、生徒が自発的に活動を組織し展開することにより、生徒の自主性及び協調性・連帯感が育成され、仲間や教師との密接な触れ合いの場として、大きな意義を有しているものと考えております。

生徒たちは運動部活動を通じて、達成感や充実感を体感するとともに、生涯にわたる友人との絆を深めるなど、やりがいを感じ、「生きる」喜びを見いだすことができるからこそ、夢中になって活動しているものと考えております。

また、学校教育活動の一環として実施されます部活動でありますので、各学校においては過度な練習とならないよう、加えて、学習の妨げとなることのないよう配慮をしており、学習との両立は十分に図られているものと考えておりますが、今後とも、生徒の健康管理や生活習慣には十分に留意して実施するよう指導してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目「保護者は運動部活動の価値を認識し、我が子の成長に期待を寄せ、保護者による後援会を組織し応援するなど高い意識を持っているが、不安や不満を持っていると聞く。保護者の意識をどのように捉えているか伺う。」についてであります。

部活動は、適切に運営されてこそ、生徒や保護者の学校への信頼感をより高めるものであり、学校の活性化、あるいは生徒全体の一体感の醸成にもつながるものと理解しております。

保護者の方々には、部活動の意義と効果について十分ご理解いただいているものと考えておりますが、練習試合の送迎などにおいて、一部の保護者に負担がかかっている面もあろうかと思っておりますので、今後とも、学校評価の中で実施している保護者アンケートなどを活用しながら、保護者の負担感や意識の把握に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目「顧問は教員の熱意によるボランティアが現状である。敬意を表するが、個人の能力に応じて指導できているのか伺う。また、どのような意識を持ち指導にあたっているか伺う。」についてであります。

部活動は、生徒の人格形成上重要な役割を果たしており、その指導に当たっては、学級活動や学校行事など特別活動との関連を十分に考慮するとともに、生徒の学校生活全体における調和にも配慮することが必要であります。

顧問の教員におきましても、日頃から生徒の健康管理や生活全般にわたる指導に留意するなど、教育的配慮に努めているものと考えております。

しかしながら、指導者の人数は限られており、加入者数の多い運動部では、個々の能力に応じたきめ細かな指導を行う点で、十分ではないこともあろうかと思っておりますが、今後とも、部活動の意義が十分に発揮されるよう、生徒一人ひとりの個性を尊重した柔軟な指導をお願いしてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「本町の生徒が活躍するとその分予算も厳しくなるが、保護者や顧問の負担も増加する。町としての支援のあり方の見直しの考えを伺う。」についてであります。

本町では、運動部などの部活動の支援につきましては、「全国、全道文化・スポーツ大会参加助成要綱」に基づき、全道大会等へ参加する際の旅費の一部を助成いたしております。

本年度からは、新学習指導要領に、「部活動」が学校の教育計画に基づいて行われる活動である旨の一定の位置付けがなされましたことから、これまで、旅費等の2分の1相当額の助成であったものを、中体連、中文連等に限り、3分の2の相当額の助成に引き上げ、加えて、中体連等の大会の参加負担金についても、同様に3分の2相当額を助成するよう支援を拡充し、保護者負担の軽減に努めております。

また、顧問の教員の方々に対しましては、部活動指導員謝礼として、年額15,000円を交付し、部活

動の振興に努めているところでございます。

ご質問の7点目、「学校教育の一環として、教育課程との連携がどのように図られているか伺う。

また、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を伺う。」についてであります。

部活動は、スポーツや文化に親しむことにより、学習意欲の向上をはじめ、責任感や連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものと、その意義を認識いたしております。

また、部活動は、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会でありますことから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について、改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう努めているところであります。

部活動における社会体育施設の活用例といたしましては、運動公園野球場をはじめ、札内スポーツセンターや運動公園陸上競技場、札内川河川敷のサッカー場を練習などに利用しておりますが、スポーツや文化活動の指導者として地域の方々のご協力をいただきながら、社会教育団体等との連携を図っていくことが課題であると認識いたしております。

今後とも、学校支援地域本部事業や生涯学習リーダーバンクの活用を推進し、地域住民が学校支援ボランティアとして活動するための体制整備を図るなど、各種団体との連携に努めてまいりたいと考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○6番（前川雅志） 再質問をさせていただきたいと思っております。

加入率を聞かせていただきました。

大変高い加入率となっているようでありまして、これまでの学校をはじめ教育委員会の取組みに敬意を表するところであります。

最近よく耳にするというか、昔からあることだと思うのですが、少年団の活動を終えて、それから中学生になるというときに、生徒自身が家庭の事情やら金銭的なものを考え、うちの家ではこのぐらいの部活動で活動していかなければならないのかなと、これまで一生懸命やってきたのだけれども、もうできないかなと判断することによって、希望する、本当は希望する部活動に加入できないという例もあるようであります。

それは入部を拒否したわけではありませんから、学校としても部活動としても、そういうことはないんだと思うのですが、やりたくてもできないという生徒がいるというのも現実であると思っております。

そういった意味を含めて、今回の質問をさせていただきたいと思うのですが、もう少し、この人、物、金というか、負担が掛からない仕組みの中で、生徒自身が希望する部活動に気軽に参加して、活動できるような仕組みづくりが幕別町として、つくりえないものかということで、質問をさせていただきたいと思っております。

先日も中学校のグラウンドに行って部活動の様子を見てまいりました。

大変熱心にやって、一生懸命やっている姿を見ると、その部活動を規制するような質問をすることに多少なりとも抵抗はあるわけではありますが、そういったものをある程度規制していかないと、生徒の健康だったり、保護者の負担だったりといったところも確保できないのかなと思っております。

いろいろ話を聞かせていただきますと、平日は7時か7時半くらいまで練習をして、それから片づけをして家に帰ると7時半とか8時とか、そういった時間になってくると。

それから塾に行く子どもも大変多いようなことは聞いております。

そういった意味では、勉強との両立というものは非常に真剣に取られている生徒も多いやに聞いているわけではありますが、それぞれの生徒がいらっしゃると思いますので、個々の能力、能力というか、個々の成長に一致しない活動になっている恐れもあるのではないかと考えております。



活動時間につきましては、それぞれの学校ですとか、部活動ですとか、そういったところの判断かと思うのですが、いろいろ相談をして指導されていくということでご答弁いただきました。

具体的に、どういった感じでご指導してまいるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 1点目の加入したいのだけれども、加入できないお子さんがいるという感じ、私、そういうふうには感じておりませんで、金銭的に大変だから入らないとかという状況が、即原因として繋がっているというふうには、あまり理解はしておりません。

失礼な言い方になるかもしれませんが、修学援助を受けておられる子どもたちが、一生懸命頑張っているというのは現状であります。

何といっても人、物、金、言ってみれば輸送手段にしましても、それから指導員の指導者のあり方につきましても、人、物、金が揃えばもっと盛大におこなわれると思うのですが、体にも限界がありますから、そこのところで、それぞれ過重が負担にならないようにというのが、この教育委員会に位置付けられた一つの根幹ではないかというふうに考えております。

現実的には、各学校とも夏時間でありますとか、冬時間、あるいはバスの時間に合わせる、終了時刻を定めているところ、そうでないところ、一定の時間はあるのですが、それぞれであります。

それぞれの学校の状況において定められております。

私どもが普段から指導しておりますのは、過度な負担にならないように、授業あるいは教育課程の一環でありますので、そこに十分配慮するようというところで進められているところであります。

具体的な指導内容につきましては、それぞれの生徒の自発的な活動でございますので、先生のメニューもありましょうし、子どもたちが要求するところのメニューもあろうかと思いますが、それらの話合いの中で決められていくということが現状ではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 先ほども申し上げたのですが、活動時間につきましては、学校で決めたりですとか、後その他、土曜、日曜の遠征など練習試合などが、保護者も含めた後援会の中で話合われて活動を決めていくものだとか象徴しているところでありますが、相談は本当に一人二人でなくて、結構な数の丁度同級生の子どもが中学生くらいになったということもあって、数多くの相談が寄せられていまして、一部か二部か分かりませんが、過熱している保護者は一生懸命やるという方向でもっていまして、片一方ではもう少し運転手するにしても、送り迎えですね、土曜、日曜のもう少し少なくなってくるとありがたいのだけれどという話なのですが、その後援会の中で、保護者同士で波風を立てることもできず、意見も言えないで帰ってきてしまうというのが現実らしく、私のところに連絡をして町として何とかできないだろうかという話があるわけでありまして。

ただいまの活動も、それぞれ部活動だとか学校によって違うかと思うのですが、余りにも過度な活動になってきたときに、教育委員会として規制していくような考え方があるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今の練習試合等での移送、移動関係については、おっしゃるとおりで、少年団もまさにそのとおりであります。

委員会としましては、文科省及び道からの指導もでございます。

1点目は、部活動の運営につきましては、休養日あるいは活動時間の制限、適切に設定して生徒にバランスのとれた生活や成長に配慮せよということが一つであります。

指導に当たっては、生徒の健康管理、それから安全の確保の配備に気をつけること。

3点目は、指導者の健康管理、負担軽減、休養日を設けたり、指導業務が長時間にならないような設定に配慮しなさいということ。

それから、当然でありますけれども体罰の禁止。

5点目は、保護者の経済的負担が大きくなるように配慮すること。

言うことは簡単なのですが、この最後の部分というのは極めていろんな思いがあろうかと思いますが、そういう負担にならないように、経済的負担も配慮しながらの指導をしていきなさいということですから、どれを取ってもバランスを良くうんぬんというのはということには、なかなか難しいところありますけれども、基本的にはその子どもたちの生活、成長、そういう発達段階に配慮した指導方法の工夫というものが必要でないかと、引き続き今申し上げました通知内容につきましては、これは繰り返し毎年、通知の文、確認をいたしておりますけれども、引き続き指導に当たっていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 教育委員会としての引き続きの努力を期待させていただきたいと思っております。

次に、顧問の教員の皆さんへのご質問をさせていただきたいと思うのですが、質問でも述べたように、本当にボランティア的意識の中、教育課程の一環と言いながらも、ほとんど無報酬に近いような形の中で、ご指導いただいております。

そういったところには、感謝する気持ちもあるのですが、他方ではそういったところに不安や不満が出てきてしまっているということも現実のようであります。

そういった意味で、その指導者が適切なのかどうかということでは問いませんが、指導者がその自身の指導力を上げるための研修ですとか、そういったところの取組みなんかは今後の中でお考えがあるかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 指導者のための、指導力向上のためのまた研修とこういうことかと思いますが、確かに教育活動の一環としながらも、各地大会における一定の支援はありますけれども、その指導者の指導力を向上させるための旅費というものは道教委においても考えておりませんし、今のところありません。

ですから先ほどの人、物、金の金の部分で言えば、そういうものが潤沢にあれば適正な指導力を発揮するための研修、これらに参加することについても、可能ではないかというような気がいたしますが、現状のところでは無理だということでもあります。

いずれにしても、活動したい生徒、協力する保護者、そして指導する教員の質、こういうもの三拍子そろっての部活動でありますので、それらを念頭に置きながら検討するところは、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 顧問の先生は、大変忙しい中ご指導いただいているわけですが、教員評価制度、今年から本格実施されていると思うのですが、その評価の中に部活動で一生懸命やっているということは評価されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 教員評価制度あるいは査定昇給制度におきましても、部活動に参加しているかどうか、技術がどうかということについては、全く考慮されるものではありません。

以上です。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 本町で決める制度ではありませんので、一生懸命評価しているところに、評価しあげたらいいのかなと思うのですが、なかなかそうもならないのかなと思いますので、次の質問させていただきたいのですが、保護者や顧問の負担ということなのですが、保護者の負担ということで、昨年中体連の大会で、平日開催の大会があったそうであります。

そこでスクールバスの対応ができなかったということで、保護者の皆さんが大変苦勞されたというふうに伺っておりますが、本年度以降の対応はどうなのかなということと、合わせまして特に中体連だとか、そういう公式な大会は通学時間と重なったりして大変かもしれませんが、民間のバスを借り

ても、ここはやはり平等に全ての部活動に対応するべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 中体連等の正式な競技におきましては、原則としてスクールバスを手配をするようになっておりますし、今言ったような事情でスクールバスが出せないというような場合については、これは契約事項にありますけれども、距離数だとか等々で大きさですね、バスの大きさ等々で委託契約の中で、それらスクールバスで対応できないような場合については、そこに契約として入れておりますので、まず対応できないことはないと思うのですが、そういうことがあったとすれば大変珍しいケースではないかというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 大変申しわけありません。

答弁を半分くらい聞き逃したのですが、スクールバスの対応を含めて、本年度以降は全て対応していただけるということでよろしいですか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほど申しましたように、スクールバスあるいは民間の借上げで対応しているところであります。

ずっと以前は、スクールバスだけでやる、町有の車両、うちの職員が運転する、そんな時代もありましたけれども、今やほとんどが委託になっております。

委託の中でも通学用と臨時的なものについては、別契約の中で保障するようになっておりますので、だからバスが出せなかったというのは、極めて珍しいケースだなというふうに理解したところです。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 本町の部活動大変活発に行われて、本当にすばらしいものと私自身も思っているわけであります。

ただいま教育長いろいろご答弁いただきましたが、意を同じくするところが多いわけであります。

ただ、若干改善していかなければならないというところもあろうかと思えます。

最後にお聞かせいただきたいのは、教育長がこれから本町の部活動の良いところをどういうふうに伸ばして、これから改善しなければいけないことをどういうふうに改善していくのか、最後にお気持ちをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私も同じような思いであります。

短い言葉で言えば、人、物、金ということなのだろうと思いますが、そういう理想的な形がありましようけれども、それに少しでも向かっていくということではないかなと。

人、物、金から得られる子どもたちのいろんな教育活動に必要な要素、物にも金にも変えられないようなものを、ぜひ中学校3年間の中で醸成していただきたいと思うのが私の気持ちであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、14時20分まで休憩いたします。

14:05 休憩

14:20 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤原 孟議員の発言を許します。

藤原 孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして質問いたします。

緑を育てるエコ活動に町の花、芝桜の活用を。

エコアイランド北海道を目指すために、道は環境に配慮した三つの環境スピリッツを挙げた。

一つ、地球を守る。

二つ、もったいない心。

三つ、自然との共生をする。

幕別町においては、地球にやさしい行動として、具体的で身近な取組みと緑の育成・保全を示した。

このことは、自宅の庭の整備を行い、日常生活において近くの川や緑に目を向けること。

また、昨年の洞爺サミット後において、環境意識は50%以下であったのが、関心度71%、実践度67%に達し、CO2排出量削減への高まりを強く感じることであります。

特に最新の報道で目につくことは、道民グリーンアクションの中での、手づくりの町推進委員会による花いっぱい運動が簡単にエコ活動ができること。

また、うるおい、やすらぎ、ゆとりの真の豊かさを感じられる緑の育成、保全の行動としていることであります。

これらをエコ視点で考えるなら、花づくりを家庭CO2排出高度、団体や会社のチームマイナス6%活動に進む段階の第一歩と捉え、国道、道々、町道のメインストリートの植え込みに環境浄化植物である、芝桜やサンパチェンスを他の花々と植え、その活動を継続していくなら、やがて花街道になると考え町長に伺います。

1点目、芝桜は旧忠類村、また幕別町の町の花であり、共にスキー場斜面をピンクの絨毯にしたいという時代がありました。

その後、「栄枯盛衰の花」として歴史の中に埋もれてしまいました。

そこで町の花、芝桜の歴史と行政の過去の支援実績や今後における考え方を伺います。

2番目、止若橋町下流の市街地側斜面の美観整備や住宅地隣接のJR沿線の未利用地における雑草防止、防犯対策、ゴミ投棄防止など、これらに役立つ芝桜育成を考えられないか伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

エコ活動に町の花芝桜の活用をとのご質問であります。

さわやかな風とともに、北海道・十勝が、最も色彩にあふれた季節になってまいりました。

本町におきましても、町民の皆さんの手で植えられた花々によって、美しいまちづくりへの取組みが進められているところであります。

はじめに、「町の花・芝桜の歴史、支援実績、今後の考え方」についてであります。

かつて忠類村では昭和56年に、幕別町では昭和61年に、丁度この年、開基90年記念事業の一環として、それぞれ村の花、町の花として芝桜が選定されたところであります。

幕別町におきましては、明野ヶ丘スキー場のゲレンデを花でいっぱいにしての機運が盛り上がり、昭和58年に「明野ヶ丘公園芝桜一株運動」が始まったところであります。

その後、昭和62年までに町民の方が2万5,000株を持ち寄りスキー場ゲレンデに植栽し、昭和62年と63年には、町がさらに西側斜面に3万株を植えたところであります。

春先には約2.5ヘクタールの斜面が白やピンクの絨毯を敷き詰めたようになり、その景観をご記憶の方も多いかと思います。

また、昭和60年には初めて「明野ヶ丘公園芝桜まつり」を開催し、平成9年には「明野ヶ丘公園まつり」、平成10年からは、まつりの内容や会場を変え、「まくべつ夏フェスタ」として現在に至っております。

このように町民と行政が力を合わせて芝桜の植栽をしてまいりましたが、公園一帯の土質が粘質系礫質土であるため性質が思わしくなかったこと、さらには維持管理に多額の費用と手間を要しましたことなどから、ゲレンデの斜面保護に適した生芝に変更したという経緯があり、こうした事情は、忠類の白銀台スキー場におきましても同様であったというふうに伺っております。

このようなことから、今後、町の公共用地に芝桜を広く植栽することについては、難しい面があるものというふうに考えております。

なお、協働のまちづくり支援事業により、道路や公共施設周辺での花の植栽が広がりをみせており、この事業の中で芝桜を植栽することも可能ではありますが、現状といたしましては、開花時期の長いサルビアやマリーゴールドなどの希望が多いというのが現状となっているところであります。

次に、「斜面の美観や未利用地における雑草防止等に役立つ芝桜の育成について」であります。止若橋上流・下流の斜面につきましては、それぞれが河川敷地であり、下流部分は開発建設部が直接管理を行い、上流部分は町が河川占用を受けパークゴルフ場用地として管理を行っているところであります。

特に下流部分については、過去にはノコギリソウを混在させた緑化を行った経緯もありますが、急斜面でありますことから、十分な法面の保護と管理上の観点から、芝桜の植栽は適当ではないと考えているところであります。

また、JR沿線の未利用地につきましては、JRが保有する用地はJRが安全のための用地幅を十分に確保し管理しており、現在は事故等の心配もあり、野菜畑等の新たな個人占用を受け付けていないというふうにもお聞きしております。

このため、これらの用地を町が借り受けるなどして植栽を行うことは、難しいものと考えております。

なお、JR沿線の町道敷地部分においては、これまでも機械刈り、あるいは手刈りにより、町が管理をしているところであり、今後においても、基本的にはこれまで同様に対応してまいりたいと考えております。

しかしながら、地域の方々が花の植栽を希望される場合には、現場の状況等を確認させていただくなどして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） ご答弁ありがとうございます。

思い起こせば、明野ヶ丘の芝桜一坪運動から始まった芝祭り、これは当時は公区単位の花見を盛大でそこで行い、公区の一体感が生まれた、そういうことを思い出すことができます。

また、このお祭りがなくなったことで、何となく町内の買い物や行事への参加など、いわゆる愛町運動が休止になったような気もいたします。

また、町の入口であります止若橋の斜面、JR用地の整備、この状態が旅人や通勤、通学者にはいの一番に目に入る町の第一印象である美しい、普通、汚い、これを感じさせる重要な場所でないかと思っております。

この付近に住んでいる住民にとって、整備が諸々の理由によってできないといわれても、なかなか納得できるものではない、今後、心ある整備に期待して再質問に入りたいと思います。

再質問1番目です。

最近のエコ活動の中で、取組み易く節約ということや、我慢・苦痛が伴わないということで、緑の育成が花や木を植えるということで、最近は盛大に行われていると。

道民一人生涯6.4トンのCO<sub>2</sub>を排出している、それを吸収するために一人30本の木を植えよう、ということが示されております。

本町においては、木を植えるよりやはり町の花、芝桜を町民一人当たり30株を育てる、そういう運動を起こして行政は当然ながら、そのリーダー的役割を果たすために、年間芝桜3万株を町民に無償に提供し、約10年くらい長いスパンでその行為を続ければ公共用地を利用することなく、いわゆる個人的用地に緑の育成という基本の花として芝桜を空地に植える、そういうことをできるのではないかと思います。

町長の考え方を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） エコ運動いろんな面で環境整備するにあたっての植樹、植栽、あるいは花を植えて大変有効なことだと、意義あることだというふうに思います。

ただ、いろんな花があり、いろんな木があるわけですから、一概に町の花、芝桜を全てに町が用意して無償で植えていくということが、果たして町民の皆さんが本当に理解していただけるかどうか。いろんな課題はあるのだろうというふうに思います。

それだけでなく今、皆さんとともに協働のまちの支援事業の中で、多くの公区で花壇づくりや環境整備に取り組んでいただいているわけでありまして、こういったものも大事にしていかなければならないというふうに思いますし、また町としては、このいろんな団体、あるいは手づくりの町、あるいは白樺大学の園芸、あるいはロータリーの皆さんと色々な方をお願いをしながら、フラワーガーデンの植栽も毎年行っているわけでありまして。

さらにはずっと町が植栽ということで、100年記念ホールの周辺に植栽をずっと行ってまいりました。

さらには今、藤原議員なんかも中心になって、金刀比羅神社の下に桜の木の植樹なんかもいただいているわけでありまして。

私どもはやっぱりそうしたいろんな団体の皆さん方の協力をいただきながら、そしてまた町民の皆さんに理解をいただく中で、こうした運動がどんどん広がっていくことが大変望ましいことではないかなというふうに思っております。

ご提言いただいたことや、ご趣旨については十分私どもも検討させていただきます。

当面、そうした様子を、状況を見守りながらこれからもまたそれらの対応に当たっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは2番目に入ります。

今、協働のまちづくり支援活動ということで、環境美化に235万円が使われたと最近報道されました。

これは、花が美しい、開花時期が長いという理由だけで植えているという気もしますが、せっかく植物を植えるということですから、その植物の特性、効果を十分に理解をしてもらってエコ活動をしてもらいたい。

特に今回提案いたしました、サンパチェンスこれ環境浄化植物としては非常に二酸化炭素の削減の効果は高い、ただし、このCO<sub>2</sub>削減の取組の中ではまだ評価は低いのであります。

しかし、この花は枯れてもそれを堆肥として使えば、この体内に取込まれたCO<sub>2</sub>は、そのまま土の中に寝かしこむことができます。

環境にやさしい町のイメージを示すためにも、JRの用地や止若橋上・下流の斜面に芝桜で周囲を囲みながら、この花を点々と植える。

そのことによって、ゴミ対策や美観保持ということを兼ねた行動に繋がるのではないかと思いますので、町長の考え方向伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も余り花の名前に詳しくないものですから、今ご提言いただいたサンパチェンスと言うのでしょうか、こういった花がどんなような花なのか、今お話をお伺いしました。

これらについてはちょっと時間をいただけて、私ども十分研究をさせていただきたいと思いますが、もしどういふところに行って、どういふふうに調べれば分かるのか、もしご指示をいただければ、ありがたいなというふうに思いますけれども。

先ほども言いましたように、そうした美化運動、あるいは花いっぱい運動という的なものは、進めることについては、何ら我々も皆さんと意を同じくするものでありますので、しばしのお時間をいただき、調査を、時間をいただければというふうには思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） ただいま町長に言われましたので。

何のことはありません、園芸通信サカタのタネ、この本に正直言いまして出ております。

もちろんインターネットでも調べれば、この花の特徴は十分出ております。

非常にサンパチェンス、いわゆる環境対策の植物としては、名高いと言いますか、業界の名があると思っております。

それは、さておきまして、次の質問に入りたいと思います。

3番目ですが、エコ活動と言えば当然ゴミ対策、これも今重要な行動の一つになって、多くの企業がゴミ拾いということをやっています。

ただし、郷土の花と言われるいろんな花がゴミの中で今細々と生き残っている。

もう一つ、町の花であります、すずらん、これらも生態系の変化によって、群生地が激減しているそれも事実だと思っております。

町長、歴史は眠らないという言葉、これは必ず繰り返すという。

最近話題になっております、郷土の花、それから片栗草、延齡草、水芭蕉これらもすずらんと同じ道を歩むのではないかと私は危惧しております。

これらの最大の敵は、やはりゴミの放置、これが非常に生態系を狂わしているという、いわゆるゴミ清掃も花いっぱい運動と同じくらいのエコ活動として今定着しておりますので、ぜひ郷土の花の希少価値植物の生育地点に重点的に一度、その場所を清掃してもらい、その清掃したあと二度とゴミ捨て場にならないために、今は一番効果の高い警告標識板としては、神社の鳥居型の、その形を示すことが非常に、日本人は信仰深いという、それを利用すればかなりゴミは投げられないようになるということもあります。

ぜひ、郷土の花であります、すずらん、延齡草、水芭蕉、片栗、これらが将来に向けて生き残れるような計画を町長は取られるか、お考え方を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろな花の名前が挙がりましたがどれも、確かふるさと館かどこかで、そういった町内の動植物の生息分布状況の調べたものがあるのだろうというふうに思います。

そういったものも大事にしながら、幕別の貴重な自然、あるいは幕別の花なんかを大事にしていかなければならないという運動は必要かと思えます。

もう一つ、ゴミの問題、これは本当に根本の町をきれいにする、環境を整備の一番の根本的な問題だろうというふうに思います。

おかげさまで多くの企業や町民の皆さんの協力をいただく中で、いろんなゴミの不法投棄に関する取組みが進められております。

実は、近々職員も一斉にゴミ拾いに出ようとしている状況であります。

まさに町民の皆さんのモラルの問題になるのでしょうか、なんとかゴミの不法投棄が無いように我々としても願っているところでありますし、啓蒙活動も続けていきたいというふうに思っております。

ゴミを投げない、あるいはそうした自然を大切にする、環境を守っていく、当然のことながらこれからの時代では大変行政としての大きな課題だろうというふうに認識をしていますので、またよろしくご提言いただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは町長に最後に一つ伺います。

とりあえず町長の任期は、あと残り2年間という、芝桜をなんとか町長の手で、町の花らしく長い眠りから目覚めさせ、芝桜がどこでも、いつでもとはいいません、あふれるばかり、町にあふれるばかりの見られるような町の花にふさわしい環境をつくっていただけないかと最後に伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芝桜に随分こだわっていらっしゃるようでありますので、私も今ご提言いただいたようなことをこれは今までの経緯もありますけれども、十分内部でも検討させていただきながら今

後対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、15時まで休憩いたします。

14：42 休憩

15：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 通告に従いまして質問させていただきます。

一つ目、生活保護母子加算の受給世帯に支援の手立てを。

景気が急速に悪化した2008年秋以降、生活保護受給者が急増しています。

北海道のまとめによると、3月末で比較すると生活保護受給者は昨年同期より約6,300人増加し、初めて14万人を超えています。

増加の要因については、景気悪化の影響が時間が経過するにつれ深刻化し、元々収入の少なかった世帯を直撃している可能性があるとは指摘しています。

そんな社会状況にも関わらず、今年4月一人親などの生活保護世帯に支給されてきた母子加算が全廃されました。

2007年から段階的に支給を打ち切ってきましたが、この間に廃止対象となった世帯は、全国で10万500世帯にもなり、その中には子どもの高校進学を断念したり、生活を切り詰める中で非常に支障がでるなどの深刻な影響が出ています。

厚労省は、母子加算廃止の代わりに、就労促進費や就労促進費を設けたから問題ないという姿勢ですが、病気や障害、育児などで就労できない世帯には、就労促進費は支給されません。

今、全国各地で母子加算廃止撤回を求めて運動が広がっており、国会でも生活保護法の改正案が提出されています。

そこで以下の点について、お伺いします。

① 幕別町において、母子加算廃止によって影響を受けた世帯数、金額等についてお伺いします。

② 独自に生活保護を受ける一人親世帯への、一人親への支援を行う自治体も生まれています。

生活保護の実施要項を示した厚生事務次官通知に、生活保護費減額対象となる収入と認定してはならないものとして自治体の福祉給付が含まれています。

幕別町としても、母子加算に替わる支援制度を設けるべきと考えますがいかがでしょうか。

二つ目、子どもの医療費の無料化について。

幕別町の乳幼児の医療費、医療助成制度は2008年10月から条例の一部が改正され、幕別町乳幼児等医療費助成条例と題目が変更となり、保護者の所得制限はあるものの助成の対象となる、子どもの対象がそれぞれ就学前だったものが、入院については小学校卒業までと拡大されました。

このことによって、小学生以下の子どもを育てている父母からは、子どもの医療費の心配が少なくなったと喜びの声が聞かれます。

しかし、安定雇用や低賃金労働などが広がる中で、子育て全般に関わる経済的な負担が重くなっている家庭が多くなっています。

医療費の助成制度のさらなる拡大は、大きな子育て支援と言えます。

そして、子育て世代の定住化、町の人口増、活性化の施策ともなると言えます。

子どもの医療費無料化は、40年以上に渡る父母国民の運動で地方自治体を動かし、広がってきましたが、現在では中学校卒業までとする自治体が出ています。

東京都23区では、すでに所得制限なしで、中学校卒業までの医療費無料化を実施しています。



群馬県では今年10月から県の制度として、中学校卒業までの医療費無料化が実現される予定です。十勝管内でも自治体独自に、上士幌町、中札内村などで、中学校卒業まで助成を実施しています。そこで、以下の点についてお伺いします。

① 幕別町においても、国や道に対して対象年齢の引き上げを求めると同時に、まず町独自に中学校卒業まで医療費助成をするべきと考えますがいかがでしょうか。

② 医療費助成制度の保護者の所得制限をなくすべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「生活保護母子加算の受給世帯に支援の手を」についてであります。

生活保護制度につきましては、生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する現在の生活保護法が、昭和25年に制定されて以来、59年が経過し、この間、経済・社会の大きな変化や社会保障制度の改正の中で、生活保護に関する様々な運用改善が図られ、充実してきたものと認識いたしているところであります。

本町における生活保護受給世帯につきましては、昨年4月と比較しますと6世帯・2名の増加となっており、被保護世帯数は167世帯・228名となっております。

また、生活保護には至らないケースもありますが、昨年の秋頃より生活相談の件数が例年に多く多い状況となっているところであります。

ご質問の1点目、「母子加算廃止世帯数と金額等」についてであります。

生活保護における母子加算につきましては、一定年齢以下の子どものいる母子家庭に対し認められておりましたが、国は、全国消費実態調査による一般母子世帯の消費水準と比較検証を行った結果、母子加算を除いた生活扶助基準額が、一般勤労母子世帯における生活扶助相当支出額と概ね均衡しているということで、一律・機械的な給付を見直し、ひとり親世帯の自立・就労に向けた給付とするよう、支給要件、支給金額の削減を平成17年より段階的に行い、本年4月からは、母子加算が全廃されたところであります。

母子加算廃止による影響を受けた世帯数・金額等については、年額で申し上げますと、平成17年度は2世帯で16万50円、平成18年度は3世帯で48万600円、平成19年度は11世帯で165万3,600円、平成20年度は14世帯で268万4,720円、そして平成21年度は全廃となったため、その影響額は14世帯 356万2,560円となる見込みであります。

ご質問の2点目、「母子加算にかわる支援制度の考え」についてであります。

お話もありましたように、高等学校への進学と就労促進費について、本町の現状をお話をさせていただきます。

高等学校への進学についてであります。一般世帯における高等学校への進学率が、2003年では、97.3%に達している状況にあることから、2005年に制度改正が行なわれ、新たに、高等学校に就学する費用が加えられ、公立高校の入学準備金、入学料、授業料、教材費、学級費、交通費等が支給されることとなりました。

なお、本町におきましては、現在、生活保護世帯に属する対象の年齢者については、全員が高校に進学をいたしているところであります。

また、母子加算廃止により支給されることとなった「就労促進費」についてであります。就労している場合は月額1万円、職業訓練を受けている場合は月額5,000円が給付されることとなっております。なお、実態として、病気や障害、育児などで就労できない場合は支給されないこととなっております。

なお、本町におきましては、現在、就労促進費を受給している世帯は1世帯のみとなっております。

ご質問の「母子加算にかわる支援制度の考え」についてであります。生活保護制度の生活費にあたる生活扶助基準は、一般低所得者世帯の生活実態との比較が基準決定の要素となっており、現在、幕別町は保護基準3級地の1に該当し、保護費が算出され支給されております。

生活保護制度につきましては、先にお話ししたとおり、「生活に困窮するすべての国民に対し、

健康で文化的な最低限度の生活を保障する」ための、国の制度であり、保護基準により一定の保護費が月々支給されているものと認識しており、現段階で幕別町独自の母子加算に代わる支援制度を設けることは考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、「子供の医療費の無料化について」であります。

ご質問の1点目、「医療費無料化の対象年齢の引き上げを国や道に求めると同時に、町独自に中学校卒業まで医療費助成をすること」についてであります。

国の将来を担い、社会の宝である子どもを育てる家庭を国及び地域社会が支えることは、大切なことであるという理念のもと、健康保険法等の改正が行われ、平成20年4月から3歳以上就学前までの児童の医療機関窓口での自己負担が、3割から2割に引き下げられたところであります。

また、本町における乳幼児医療費助成事業につきましては、子育て世代の経済的負担の軽減を図ることにより児童福祉の増進に寄与することを目的として、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているところであります。

平成20年4月からは、市町村民税課税世帯で所得制限の限度額未満に属する世帯については、3歳以上就学前までの児童に係る医療費の1割自己負担分を全額助成することといたしましたので、就学前の児童に係る医療費につきましては、実質的に無料となりました。

また、お話ありましたように平成20年10月からは、入院及び指定訪問看護に関しましては、対象を小学生まで拡大いたしましたことから、市町村民税非課税世帯に属する世帯につきましては、実質的に無料となり、市町村民税課税世帯で所得制限の限度額未満に属する世帯につきましては、自己負担が3割から1割に軽減されることになりました。

100年に一度といわれる世界的規模での経済危機のもと、雇用面や賃金面での不安を抱えながら、多くの家庭では収入が伸び悩んでいる中で、日常生活のやり繰りにご苦労されていることと思います。

しかしながら、本町の厳しい財政状況のもとでは、さらなる助成制度の拡充は難しいものと考えているところであります。

国や道に対して乳幼児の医療費助成制度における対象年齢の引き上げを求めることにつきましては、他市町村とも歩調をそろえて、国及び道に要望してまいりたいと思います。

ご質問の2点目、「保護者の所得制限をなくすこと」についてであります。

乳幼児医療費助成事業の所得制限につきましては、平成13年10月から北海道医療給付事業において、急速な少子・高齢化の進行や介護保険制度の施行など環境が大きく変化したことを背景に、負担の公平性を確保し、今後における制度の安定的な運営を図っていく観点から、児童手当に準拠した所得制限が設けられたところであり、本町といたしましても同様に取り扱うことといたしましたところでありませぬ。

また、他の福祉医療制度にも所得制限が設けられておりますこと及び限られた財源の中で安定的に制度を持続していくためには一定の所得がある方にはご負担をいただくことが必要であろうと考えておりますことから、本町といたしましては、所得制限をなくすことは難しいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、子どもの貧困の問題を改善する、それから子育て世代の親御さんを支援する、その立場で再質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

一つ目のところでありますけれども、もし、いただいた数字は、もし全廃されていなければ今年14世帯が356万円年額で受給ができたということが答えていただいた中身であるというふうに思ひます。

昨年の秋くらいから、相談件数が例年になく多くなっているということのお話がありましたけれども、まずはこのところで、お尋ねしたいというふうに思ひます。

生活保護の相談を受けるにあたって、結局何か条件が、生活が大変になってくるわけですが、相談に来るといふことになるわけですが、どのような事情、背景それから相談に来る方の年齢、

年代、そういったものがもし今資料としてありましたならば、簡単に紹介していただきたいというふうにするのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 私の方からお答をさせていただきます。

昨年度の総相談件数は、62件になります。

同じ方が何回も相談に来るケースもありますので、それらも含んでの件数になります。

年齢層は、高齢者の方が多い、65歳以上の方が多いと思います。

ただ、その中でも病気等で就労できなくなった50台、40台の方。

また、近年多いのが、離婚による生活保護の申請というものが増えてきております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました、ありがとうございます。

それでは、母子加算の方の二つ目の話に、質問にいきたいと思うのですけれども。

町独自の支援は考えてはいないということのご回答でありました。

高校進学のこと、全員が進学できていると大変うれしいなとも思いました。

就労促進費のことについても、ご回答いただきましたけれども、結局母子加算それがなくなって、そしてご答弁にもあったように、就労している実態がある、3万円以上ですとか、3万以下だけれども就労していてそれですとか、就労もよくなったということであれば加算が付くわけですけれども、それらは14件中1件しかないと、要するに母子加算相当にはならないわけですけれども、上乘せ分を受け取っている人は1件で、残りの13件は、その減額された額そのもので生活なさるといことなわけです。

国の試算の方でも見ますと、この加算の廃止によって200億円の予算が減額になっているわけですけれども、就労促進費に対する予算40億円ですから、ここに160億円あって全額母子加算分穴埋めしようというそういうような性格のものではないというふうに思われます。

そして、高等学校等就学費このことについてもご答弁いただきましたけれども、公立高校で授業を受けているということが前提で、授業料は出ますけれど、私立高校との差額は生まれていませんし、修学旅行費もでないという制度でありますから、これも十分な制度ではないのではないかなというふうに思います。

話は戻りますけれども、さっきの就労支援費の方も働けないところはないわけですから、これは本当に不十分なものしかないなということに、そういうふうに私は認識しているわけです。

それで、考え方のことでお伺いしますけれども、ご答弁の中では国の調査で母子加算を除いた生活基準額が一般勤労母子家庭と概ね均衡していたということでありましたけれども、この母子家庭のこの一般母子家庭の所得は、どういう状況になっているのかということ、もしつかんでいらっしゃるのでしたならばお答えいただきたいですし、そして一般の家庭と母子家庭でない家庭と比べてどうか。

要するに母子家庭の所得そのものが、一般母子家庭の所得そのものがどうなのかと、どういうふうに認知されているのかということをお聞かせいただきたいなというふうに思うわけですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） ただいまのご質問でございますけれども、国の方で全国消費実態調査によりまして、実態された結果でございます、私の方でその額がいくらかというのは把握してないところが現状であります。

よろしくお願いたします。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 幕別町における一般母子家庭所得水準というのはどういうものでありましようか。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 分かりました。

分かってないですけど、分かりました。

要は、私が言いたいことは、国はそういうことで母子加算はいらないのだという根拠に一般母子家庭をもってきたわけけれども、その母子家庭そのものの金額が十分でないのだということを訴えたかったわけなのです。

そして本来生活保護法で、最低限の文化的な生活をということが保障されるわけですが、従来の母子加算があつての子どもさんを育てているお母さんにとっては、その金額が最低の金額であつて、それを削るとするのは本当に本末転倒なそういうやり方であつて、それを町が国の言い分でもつて、そうなのだよと、だから支援できませんということについては、はなはだ遺憾に思っているわけなのですけれども、町長の見解をお聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 生活保護制度自体が国の制度でありまして、特に町村の場合は、この困っている生活保護を受けている方はもちろん町民ですけれども、そこの生活保護を受ける決定までの経緯もこれは当然の事のように今、私の場合は、十勝支庁、道がその経過をしてケースワーカーが来て調査をして、決定しているわけでありますから、私どもが制度そのものに町としてどうのこうのというのはなかなか難しいのかな。

ですから国の要望なんかでも、なかなか町村会としてもこういう生活保護うんぬんを取上っているというのは、今まで余りないのですけれども、今回先ほどお話ありましたように、いろんな場面でこの母子加算の廃止についての反対意見は出ているようですけれども、ですから私どもが今までやってきたのは、例えば去年から福祉灯油のような感じで、生活保護世帯を新たな対象に加えたとか、かつては、今はなんか無いみたいなのですけれども、歳末助け合い見舞金というような社会福祉協議会がやっているのですけれども、そういった制度の中で生活保護世帯も町として部分の支援をしてきたと、そういう程度のことは生活保護世帯と町との関わりの中ではあつたのですけれども、それ以外の直接、町が支援金みたいな形の支援制度というのは現実にはないと思っておりますし、私ども底漏れを町がやることは果たしてどうなのかという疑問はどうしてもあるわけですので、やはり根本というのは生活保護制度、基準の中で解決していくことが、一番望ましことだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 国の制度である、それを町が変えるというのはもちろんできないわけで、そのことは承知しています。

そういうことを言ったつもりはなかったのですけれども、そういうふうにとらえたのであればそれは言い方が悪かったかなというふうに思います。

それで、町の裁量ということでは、この質問するにあたって、社会福祉課とはやりとりありましたけれども、東川町がこの4月からこの初回質問で出した月額8,000円というのを出しましたけれども、これは上川郡東川町がこの4月から始めた例であります。

そのことは社会福祉課長も承知されていて、お話の方は通ずるのかなというふうに思いますけれども、東川町ではこの母子加算廃止なんとかしてほしいという町民の要望を受けるなかで、こういったことを始めたと、町独自に生活保護のひとり親世帯と、まずこれ一つ。

それから、70歳以上の高齢者世帯、二つ。

それから、住民税非課税のひとり親世帯の高校生に月額8万円、間違えました8,000円の生活、それが生活給付金という名目でもって出すとうことを開始しているということが全国に発信されている。

たくさんの問い合わせがきていますと聞いております。

要するに8,000円でしたらば、それは生活保護分とはまた別に生活保護の方が受給しても、収入認定されないで、それはそのまま受け取ることができるという、そういう金額なわけなのです。

本当にこの制度、この町でも対応してもらいたい、採用するべきそういった中身があるのではないのかなと思ひまして、このまま続けさせていただきませうけれども、すごく旭川に隣接している、そしてベッドタウンとして人口が増えているところなのですけれども、そして稲作でありますけれども、農

業中心の町、その辺では幕別町とも非常に似た性格のある町なのです。

町長の姿勢としては、これ町長もお読みになったかもしれませんが、赤旗の毎日出る方の中で紹介されている、松岡さんという町長さんの言葉ですけれども、私は、予算がない、前例がない、実施しているところがない、という言葉が嫌いです。

職員には失敗してもいいからどんどん提案しなさいと日頃から言っています。

住民のためになることなら、なんでも思い切ってやるのが大事だというふうに言ってらっしゃいます。

すごく大事な姿勢で、なんだと思うのですよ。

そういった中で、担当の課のものが、課の人が、上川支庁とやりとりする中で、この8,000円以下だったら出していいということの前例をつくった。

突破口をつくって、今それをいろんな自治体が聞きにきているという実態があるわけです。

こういった姿勢の町長ですから、議会の中でこのことをやる、やらないの議論の中で、担当課長の提案説明もまたとってもすばらしいもので、いろいろと長い文言があるのですけれども、最後の方だけ言いますと、町民の方々が苦しい生活状況におかれているとき、町が町民の福祉、暮らしを守るとい自治体の基本的な役割を発揮することが強く求められています、ということで、こういったことをやりましょうということで、提案されているのです。

国の方は、骨太の政策ですか、骨太の方針、毎年社会福祉のお金増額する分を2,200億円削る、それが今年になっても与党内の中で反対意見があってもまだそれが残る、そういうことをやっている。

どんどん社会保障打ち切り of 悪政を町に押し付けてくると思うのですけれども、それを一番町民に近いところにいるこの町が歯止めを掛ける、それを支えるといったそういう姿勢がすごく大事なのではないかなというふうに思うわけです。

ですから町独自の支援を行うべきであるということが、この二つ目の質問にありますけれども、ぜひ、さらに東川町など、調査研究をしていただいて、この町独自の助成に対して、前向きな姿勢をとっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 東川の事例については、今お話をいただきましたけれども、私も承知はしております。

ただ、この回の措置は、国の二次補正に関わる給付金を財源として、今回、今、谷口議員さんおっしゃられるような施策を講じたわけでありまして。

ただこれご存知のとおり、次の補正、あるいは来年度に向けてこれらが継続していかれるかどうか、これはまさに市長さんの考えで、引き続き今度は自らの一般財源でやっていくというような方向になるかどうか、そこまでももちろん私も確認はしておりませんが、大変すばらしいことだというふうには思います。

また、それが私の町で即それと同じようなことがやれるかどうかとなってくると、またいろいろ私も難しい課題はあるのだろうというふうに思います。

特に、単発で終わるといようなことは、本来的にはいいのかどうかというのも一つありますし、できれば例えば基金を積みましていただいて、それを何年も続けるような福祉施策に繋がっていくような補正予算のあり方なんかということも、今も内部でいっているのですけれども、なかなかそうでないと福祉施策の場合、今度1回やってしまっ、来年は0に戻してしまうといようなことは、あまり本来ではないような気もするんですけれども、いずれにしましてもこれらについて、今後どのような方向になっていくのか、あるいは他町さんも今おっしゃられたようなことで、どんな動きを見せるのか、そういったことも十分、推移動向等を見極めながら町としても対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 分かりました。

今、町長から答弁いただきましたけれども、もっともっと積極的に、もちろん単発的なものでは、やっぱり不十分だと思うのです。

ずっと継続される、そのことは大事だと思うのですが、今、今が大変という実態もある。

ですから積極的に、東川町の取組みを調査研究していただいて、町で採用できるかどうか、前向きに検討していただきたいなというふうに思うわけです。

子どもの貧困の問題ですけれども、本当に大事な問題なのだというふうに思うのです。

この貧困そのものを理由に、いじめられる、希望する部活動に参加できない、そして親の収入でもって自分の生涯賃金が大きく影響される、そのようなことも言われているわけです。

これを負の連鎖というふうに言っているわけですが、子どもが親を選んで生まれてこれるわけではない。

親の所得が低いのは、子どもに責任はないわけで、これは自己責任というわけではないのですよね。

少しでも、一般の家庭と格差が埋まる、そういった施策をつくっていただきたいなというふうに思います。

二つ目、二つ目の方、子どもの医療費のことに移らさせていただきたいというふうに思います。

ご答弁いただきましたように、昨年の10月に改善されて小学校の入院については、助成1割の負担でよくなったということですね、このことについては大変喜ばれていると、そういった声も聞いておりますし、喜んで聞いております。

これを中学生というふうにした場合、町の財政としては難しいということのご答弁だったわけですが、どれくらい、そんなに小学生入学してしまえば入院する、中学校になって病気になる子どもの乳幼児のときよりは少ないのだと思うのですけれども、いくらくらい見込めばこれが無料にすることが出来るということになるか。

その数字は押さえているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これはあくまでも推計といいますか、試算でありますけれども、出して、担当の方で出したものがあります。

小学校の児童数、あるいは中学校の児童数に平均して医療費を見込みますと、全てを対象、所得制限もなくして、全てを対象とした場合、おそらく小学校で年間約1億、中学校でおよそ5,600万、これぐらい町の負担になるのでなかろうか、あくまでも試算でありますけれども、数値は出してあります。

以上です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 金額どれくらい必要なのか、その数字は分かりました。

やはり初回質問でも述べさせていただきましたけれども、子育て世代この親への支援はとても重要なのだと思うのです。

経済的な負担を軽くする、これは町の活性化に必ず繋がるものというふうに思うのです。

今日も、白人小学校の運動会行ってまいりましたけれども、行ってまいりましたって少ししか出来なかったです。

ラジオ体操まで。

子どもがやはり少なくなっているのです。

学年が低くなるにつれて少なくなっている、そういった親の年代のだということもあるのかもしれませんが、少なくなっているというわけです。

少子化、人口減の問題に話を繋げていきますけれども、この対策が必要なのだと思うのです。

経済的なことが理由で、本当はたくさん子どもを生み育みたいというふうに思っている、そんなご夫婦が経済的なことを理由に、実現出来ないでいる、そういったことは、随分な家であるのだと思うのです。

子どもの医療費の拡大、その解消に一役買うそういった中身があるのだと思うのです。

そして幕別町は、中学校まで医療費が掛からないのだということも一つの条件に、違う自治体からどこに住もうというときに、幕別町を選んでもらう条件が広がる、幕別町にいる人が違う自治体に移らないそういったことが広がっていくのではないかというふうに思ったりするのです。

土曜日に、テレビ放送の話になりますけれども、NHKで夕方、こどもニュースというのがやっています、今回、先週の土曜日は少子化の問題をやっておりました。

小学校、中学校対象の、小学生、中学生対象のテレビなのですけれども、すごく分かり易くて私のレベルにも良く分かって、よく見ているのですけれども、その中で少子化問題を解消している、そういった自治体が長野県の自治体でしたけれども、紹介されておりました、その方向、施策三つ挙げられていました。

若い夫婦向けの公営住宅を造った。

子育て施設を充実させた。

そしてその一番上に出てきたのが、中学生までこの町は医療費が無料なのです、そんなことでありました。

私は、人口増はこの五期総においても、想定している。

いろんな要素の中で、幕別町にたくさんの人が集まるようにするということであるわけですが、その整合性の意味でも、この中学生の無料化は実施の方向で検討を開始するべきというふうに思うわけなのです。

それが町の増収にも繋がっていくわけで、やってみるに値するのではないかというふうに思うのですけれども、この今の私の考えについて町長はどう思われますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も今までも何回も申し上げたように、いろんな計画プランを作成するときに、お母さん方のアンケートを取ったときに、医療費の無料化というのは非常に大きなウエイトを占めてきているということで、子育て支援、あるいは町づくりを進める上で、大きな課題であり、施策であろうというふうには言っていましたし、そう思っております。

おかげさまで、やっと小学校上がるまで今、無料化が実現できたと。

さらにこれを一歩進める、例えばこの後が難しいのです。

小学校1年生を無料化するか、2年生まで無料化するか、3年生まで無料化したいと言ってもなかなか、こういう区切りは難しいのかな。

やるのなら6年生までやれ、やるのなら中学までやらないと、こんな1年生だけ、2年生だけ、2年生だけということはないですけれども、1年から3年だけ無料にする。

そういうような区切りというのはなかなか難しいのかなということもあるのですけれども、できたら先ほどらい、言っていますように、国なり道なりが大きな見地から、さらに医療費の無料化を拡大してくれることが我々にとっては、一番ありがたいわけで、なかなか幕別町の規模の自治体で先ほど言いましたように、何億、何千万の医療費を無料化していく、厳しいものがあるのかなというふうに思っております。

もちろん、言われたように子育てにもなるし、定住促進にもなるでしょうし、いろんな面でプラスになることは間違いのないわけですし、住民の皆さんの期待の大きさも私は十分受け止めているつもりですけれども、なかなか即、実現化する、具現化することには、財政的な問題等、大きな課題もきっとまだまだこうあるのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 大変財政的に厳しいということの繰り返しの答弁が、今もいただいたのかなというふうに思います。

先ほどの松岡東川町長さんのお話になりますけれども、予算がないということは私は嫌いであると、どうやって予算を捻出するか、そここのところの議論、また一緒に考えていくことが必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、中学生までの無料化の件、しっかりと、中途半端に3年生ま

でとか、とかというのではなしに、もう既に実施している自治体がある、その一番上の、一番上のところに横並びするように、していく必要があるのではないかな、していくべきではないかなというふうに思います。

最後のところ、所得制限のところになります。

なくすことは難しいということのご答弁になりましたけれども、その理由は結局高額所得者からは負担してもらおうとことですけれども、それは分からなくはないなというふうには思うのですけれども私にとっては、こういったことが重要なのではないかなというふうに思うのです。

やはり幕別町は住みやすいところなのだと、社会・医療制度の手厚い町であるということ地域や近郊の方に認めてもらうこと、このことが重要だ。

だが、所得制限があつてうんぬんという言葉で続くのではなくて、スパッと無料なのだよと、こんなふうにするべきではないかというふうに思うのです。

それから職員の仕事、これも増やすべきではない、そのように思うわけです。

結局所得制限があるに掛かるかどうか調べなければならぬわけですね。

定額給付金のことがありました。

このことはだいたい規模が違いますけれども、高額所得者にやるものかどうかと、結局全国の自治体が、そんな事務作業はできないという中で、それは取り払われたわけであります。

ですからそういう手間暇と言いましょか、違うことに、そういうところではなくて違うことに力点を入れた方がいいのではないかなというふうに思うのです。

職員が段々減っているわけです。

仕事の量が、一人当たりのですね、それも増えているのではないかなというふうに思うのですけれども、改めてそういった事務作業を無くす上でも、所得制限を取り外すべきと考えますけれども、私の考えについて町長はいかが考えられますでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 所得制限をなくすことについてでありますけれども、先ほど言いましたように高額所得者については当然応分の負担をしていただきたいというのは、もちろん根っこにあります。

それと先ほどの答弁でも申し上げましたように、この乳幼児医療だけでなく、いろんな医療制度あるいは社会保障制度の中で、所得制限を設けているものはたくさんあるわけでありまして、先ほど言いましたように、児童手当なんかの一つの例で、こういう所得制限がこれにも付いて回っているわけでありまして。

従いまして、これらは安定的にこうした制度は将来的にも進めていく、安定した経営をしていく中でやはり相応の所得のある人には負担を願う方が返って継続的な安定的な経営のためには、必要な部分でなかろうかなという思いもあります。

もちろん今試算して、この部分だけで何百万かの額だと思います。

とっぴらったとしても。

ただ、そのことだけやればそれでは次も、それではこっちも全て所得制限なくして、全ての人がということになることが本当にいいのかどうかということも、正直私も疑問を持つ点もあります。

もちろん町に住んでいただくこと、あるいは来ていただくためにこういった施策というのは必要なことだというのは十分承知しながらも、そういった思いもあつて、所得制限はやも得ないのかなという思いではおります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 所得制限の件、やはり私は二つ理由を述べましたけれども、取払うことの方が町民サービス、職員の仕事量、そういった面でもいいのではないかなということは、町長からのご答弁いただいたけれども、思っているということは述べさせていただきたいというふうに思います。

本当に今、納付書が国民健康保険税ですか、軽自動車税そういったものの納付書が町民に届いてち



よつと日にちが経ったくらいなのかなと思いますけれども、窓口での問い合わせもやはり多いのだと思うのです。

本当に町民の暮らしは、大変な状況がどんどん生まれている。

そういった中で、やはり東川町の担当課長の話にありましたように、自治体が国のいろいろな悪政押し付けからそれが悪いものであれば町が自治体を守るのだ、防波堤なのだということで町政にこれからも取組んでいただきたいということをお願いいたしまして、要望いたしまして、私の質問を終らせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で谷口和也議員の質問を終わります。

この際お諮りいたします。

本日の会議はこの程度に留め、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

15 : 45 延会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成21年第2回幕別町議会定例会  
(平成21年6月17日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
16 大野和政      17 杉坂達男      18 助川順一  
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 報告第2号 平成20年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第4 報告第3号 平成20年度幕別町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 日程第5 報告第4号 平成20年度幕別町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第6 議案第42号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第43号 幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第44号 財産の取得
- 日程第9 議案第45号 財産の取得
- 日程第10 議案第47号 平成21年度幕別町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第48号 平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

# 会議録

平成21年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年6月17日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月17日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 中橋友子      2 谷口和弥      3 斉藤喜志雄      4 藤原 孟      5 堀川貴庸  
6 前川雅志      7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁      16 大野和政      17 杉坂達男  
18 助川順一
- 6 欠席議員 (0名)
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
副 町 長 遠藤清一      教 育 長 金子隆司  
教育委員 長 林 郁男      代表監査委員 柏本和成  
会計管理者 菅 好弘      総 務 部 長 増子一馬  
経 済 部 長 飯田晴義      民 生 部 長 新屋敷清志  
企 画 室 長 佐藤昌親      建 設 部 長 高橋政雄  
忠類総合支所長 古川耕一      札 内 支 所 長 久保雅昭  
教 育 部 長 米川伸宣      総 務 課 長 田村修一  
糠内出張所長 所 拓行      企 画 室 参 事 長谷 繁  
地域振興課長 佐藤和良      町 民 課 長 川瀬俊彦  
福 祉 課 長 横山義嗣      学 校 教 育 課 長 伊藤博明  
生涯学習課長 中川輝彦      商 工 観 光 課 長 八代芳雄  
保 健 課 長 羽磨知成      こ ども 課 長 森 範康  
経 済 建 設 課 長 細澤正典      施 設 課 長 澤部紀博  
税 務 課 長 姉崎二三男      農 林 課 長 菅野勇次  
土 木 課 長 角田和彦      学校給食センター所長 稲田和博  
都 市 計 画 課 長 田井啓一
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭      課長 仲上雄治      係長 金田恭之
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
16 大野和政      17 杉坂達男      18 助川順一

# 議事の経過

(平成21年6月17日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

- 議長(古川 稔) おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、16番大野議員、17番杉坂議員、18番助川議員を指名いたします。  
日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。  
一般質問は通告順に行います。  
次に、発言時間について申し上げます。  
一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。  
最初に、増田武夫議員の発言を許します。  
増田武夫議員。  
○8番(増田武夫) それでは、通告いたしました2件について質問をさせていただきます。  
1点目、国保税、医療費一部負担金に助成の強化をという問題であります。  
我が国は世界第2位の経済力を持っているといいながら、貧富の格差はますます広がっています。  
小泉内閣の以来の新自由主義、構造改革路線の政治によって、平均所得の2分の1を下回る人々の占める割合、いわゆる貧困率は、アメリカに次いでワースト第2位となっている現状にあります。  
私たちの町でも、年間所得200万円以下の人口は70%となって、年々増加している現状にあります。  
こうした経済状況を反映して、昨年度の国保税滞納者は加入世帯の12.3%、537世帯になっています。  
また、決算で明らかになった国保税の不納欠損額は平成18年度、2,153万円、平成19年度、2,013万円となり、滞納繰越額は平成19年度決算では、2億8,985万円となっており、個人町民税と比べても不納欠損額で約2.8倍、滞納繰越額で約3.4倍となっています。  
このことは、国保税が低所得者を中心にその担税能力を超えていることを明らかに示しているものであり、町としての対策が求められていると考えるものであります。  
また、これだけ高額な保険税を納入しながら、医療費の1割から3割もの一部負担金が課せられている医療保険制度は、世界に例がないと言われていました。  
以上のことから、次の点について伺います。  
一つ、滞納者に対して、資格証明書を発行しておりますけれども、該当者の収入状況を明らかにされたい、また、資格証明書の発行を原則中止すること。  
2、毎年、国保税の不納欠損額が2,000万円を超えることから、生活保護基準を下回る世帯を中心に独自の減免制度を行うこと。  
3、低所得者の医療費の一部負担の軽減を行い、安心して医療を受けられるようにすることで、早期治療によって、療養給付費の削減につながるようにすること。  
次に、二つ目の質問。  
75歳以上の医療費無料化についてであります。

後期高齢者医療制度がつくられ、75歳以上の高齢者を別枠に囲い込んで、医療宣言を加えるなど差別的な制度として高齢者に重くのしかかっております。

1960年、岩手県沢内村で始まった高齢者医療の無料化は、やがて東京都が制度化して国をも動かすことになり、お年寄りに安心をもたらしたけれども、約10年続いた無料制度も、80年代に有料化され、その負担は定額から定率にされ、その負担は重くなるばかりであります。

具合が悪くてもお金がなくて病院に行かれない、こういうことほど不安なことはありません。

悲惨な戦争を経験し、戦後復興で身を粉にして働いてきた高齢者に悲しい思いをさせてはなりません。

75歳以上の高齢者の医療費の無料化を実施して、安心して暮らすことができる幕別町にすべきと考えます。

まずは収入のない高齢者から実施し、条件を整備しながら拡大の努力をするなどと同時に、やがて道や国の制度となるように、他町村にも働きかけていって欲しいと考えるものであります。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに国保税、医療費一部負担金への助成の強化についてであります。

ご質問の1点目、資格証明書該当者の収入状況、及び資格証明書の発行の原則中止についてですが、資格証明書制度につきましては、国民健康保険法の規定に基づき、災害その他特別の事情がないのにもかかわらず、国保税を納期限から1年間納付しない場合に、被保険者証の返還を求め、代わりに資格証明書を交付するものであります。

この制度は、保険料の未納分が他の被保険者の負担となることから、負担能力があるのにもかかわらず、保険料を納めていない方に対し、納付相談の機会を設けることを目的としたものであります。

本町におきましては、来庁の求めに応じない世帯、一向に納付しない世帯及び誠意を持って誓約を履行しない世帯には、資格証明書の発行の措置の予告を行うとともに、来庁を求めており、これに応じて来庁し、納付相談、納税誓約をしていただいた方には資格証明書ではなく、短期保険者証を交付するという対応をいたしているところであります。

なお、現時点におきましては、資格証明書発行の実績はありません。

また、滞納率5割以下の世帯、福祉医療助成対象世帯及び生活困窮世帯については、当面、資格証明書制度の措置は行わないといたしております。

本町における資格証明書発行の可能性のある方に関する収入状況ということで申し上げますと、本年3月末現在におきましては、対象世帯27世帯であります。

各世帯の収入状況につきましては、所得ベースで申し上げますと、100万円未満が18世帯、100万円以上200万円未満が8世帯、200万円以上300万円未満が1世帯となっております。

次に、資格証明書の発行の原則中止につきましては、この制度が法律で規定されているものであること及び単なる収納対策ではなく、納付相談の機会を持つことに意義がありますことから、現行制度を継続してまいりたいと考えておりますので、中止することは難しいものと思っております。

ご質問の2点目、生活保護基準を下回る世帯への独自の減免制度についてであります。

本町における減免対応につきましては、幕別町国民健康保険税条例の中で、災害等により生活が困窮となった者もしくはこれに準ずると認められる者または特別な事情のある者に対し、国保税を減免することができるなどと規定されていることに基づき、従前から特別に相談等を受け、適切な対応をするよう努めているところであります。

さらに独自の基準を定めて一律に減免を行う場合は、国等の補填はなく、結果的には他の被保険者の負担になってしまうことから、公平性を欠くこととなり、独自の減免制度を行うことは難しいものと考えております。

なお、国保税の支払いが困難な方には、納付を猶予することや月ごとに分納していただくことなど

により、国保税の不納欠損が生じないように努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、低所得者の医療費一部負担の軽減についてであります。

低所得者への配慮といたしまして、高額療養費の自己負担限度額につきましては、住民税一般課税世帯では8万100円であるのに対しまして、住民税非課税世帯では3万5,400円とされておりますことから、一定の軽減措置が図られているものと考えております。

また、本町における医療費の一部負担金の軽減対策といたしましては、減免制度があり、幕別町国民健康保険条例施行規則の中で、一部負担金の減免、または徴収猶予を受けられるものとして、震災、風水害、火災、その他これに類する災害により、死亡、障害者となり、または資産に重大な損害を受けたときなど、規定されていることに基づき、従前から個別に相談等を受け、適切な対応をするよう努めているところであります。

国保税の減免制度と同様に、所得基準を設けての画一的な減免については、療養給付費等負担金や、調整交付金の対象外とされており、他の被保険者の負担になりますことから、公平性を欠くこととなりますので、現行制度によりこれまでと同様に個別に対応してまいりたいと思っておりますので、画一的な独自の減免制度を行うことは難しいものと考えております。

なお、国民健康保険制度における財政措置の拡充及び運営改善等に向けての支援措置を、北海道町村会等を通じ、要望をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、75歳以上の医療費無料化についてであります。

はじめに、後期高齢者医療制度が発足するに至る歴史的な経緯につきまして申し上げますと、昭和36年に国民皆保険が達成され、国民全てが何らかの医療保険の適用を受けることになり、その後、保険の給付率の引き上げなどの制度改善が行われる中、福祉元年といわれる昭和48年に、70歳以上の老人の方につきましては、保険の自己負担分を全額公費で支給する老人医療の無料化制度が発足したところであります。

この制度が発足して以来、医療費は急激に増加し、各医療保険制度間の負担の不均衡、特に被用者保険に比べて国民健康保険の負担が著しく重いことが問題化してきたことなどから、昭和58年に老人保健法が制定され、老人保険制度がスタートすることとなり、患者に対する一部負担金が定額制で導入をされました。

その後も高齢化の進展や、医療行為の高度化などにより、高齢者の医療費は増加傾向が続いてきたこともありまして、平成13年1月からは定額制から定率制に改められ、上限付で定率1割負担となりました。

平成14年4月には、一定以上所得者に対し、1割負担から2割負担に、そして平成18年10月からは一定以上所得者に対し、3割負担に見直しが行われたところであります。

このような経緯の中で、老人保険制度の問題点として高齢世代の保険料の扱いが不明確であること、実施主体である市町村は医療費を支払うだけで、保険料の徴収を行っておらず、責任が不明確であること、そして、国保は市区町村によって保険料に最大5倍の格差が存在していることなどが指摘されたところであります。

また、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来に渡り持続可能なものとしていくため、高齢化社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度を創設するという目的で、平成20年4月から後期高齢者医療制度が導入されたところであります。

確かに高齢者医療が無料であった時代もあるわけではありますが、自分の健康は自分で守るという自覚を持っていただくこと、病院のサロン化やハシゴ受診などの不適切な受診のないようにしていただくこと、医療費を国民みんなが公平に負担するということなどの観点から、高齢者の方にも一定のご負担をいただくことは、ある意味では止むを得ないものであろうかというふうにも思っております。

したがいまして、本町が率先して無料化に取り組むことは難しいものと考えているところでありますが、今後も他市町村との情報交換、及び意見交換などを行い、高齢者の福祉の増進に向けて努めてま

いたいというふうに考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） それでは、順次再質問をさせていただきます。

町長の答弁の中で、現時点においては資格証明書の発行の実績はありませんと、こういうことあります。昨年度は29件の発行があったと聞いております。

そうした中で、現時点での発行がないという、このことについて少し明らかにしていただきたいのですが、その人たち、昨年度29件発行していた資格証明書を回収して、そして保険証をきちんと手渡しているのかどうか、そのことをまず確認したいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 資格証明書につきまして、発行実績がないということにつきましては、これは実際に資格証明書が手渡されていないという意味であります。

資格証明書の発行の対象となる方が27件いるという意味であります。

それで、町といたしましては、資格証明書発行の本来の目的は、納付相談をするための機会を設けるということですので、その対象となる方には、まず電話とかまたは訪問したりして、何とかこう接触をする機会を試みているわけでありませうけれども、そういうことに応じてくれない方がいらっやあって、そのうち27名のうち、10名の方は居所が不明の方です。

残りの17名の方が相談に全く応じてくれないで、資格証明書を渡すことが現実的にできないという状態であるという意味であります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） そういうことであれば、保険証も渡っていないということになると思うのですけれども、これはこの保険証というものは、そういう特に低所得者にとっては命を守る唯一のものであると思います。

そうした点では、現時点では渡っていないにしても、接触ができれば資格証明書が発行されるという状況だというふうに考えられるというふうに思うわけなのですけれども、ここで滞納率5割以下の世帯、福祉医療助成対象世帯、及び生活困窮世帯については、当面、資格証明書制度の措置は行わないことにしていると、こういうような答弁でありますけれども、ここで生活困窮世帯というものをどういう基準において、生活困窮であれば資格証明書を発行しないという基準、どういう基準、どこに基準をおいてそういうものを行おうとしているのか、その基準を明確にしていきたいというふうに思います。生活困窮世帯の基準ですね。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 今おっしゃったこの3点につきましては、幕別町が独自に定めている基準ということになります。

その中で、その三つ目で述べられておりました生活困窮世帯というものは、それも一つの項目として掲げているものでありまして、具体的には個々のケースによって個別にいろいろと状況をしっかりと把握して、そのうえで個別に判断させていただくということを取り扱っているところであります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） この国保税というものも地方税に順ずるものとして、地方税法その他できちんと管理していくことになるというふうに思うわけなのですけれども、この資格者証を渡さなければならぬ、渡すというその行為そのものは、滞納したことに對する滞納処分の一つの形だというふうに思うのです。

滞納しているから資格者証を渡しますよと、これはその人にもものすごい不利益になるわけですから、滞納処分の一つの形だと考えてもいいと思うのですよね。

そうであるとすれば、やはりこの生活困窮のその基準をきちんとして対処する必要があるというふうに思うのです。

例えば、帯広市などではその辺の滞納措置に係る実施要項ということで、納付能力がない場合として、地方税法第15条7に規定する滞納処分の執行停止、財産がないとか生活困窮に該当するもの、これは支払い能力がないとすると、それから、生活困窮とは概ね生活保護基準を準用するのだと、その準用というのはだいたい、生活保護の方の所得の130%程度になるというそういう見解のようでありませぬけれども、この生活困窮というもののその基準をしっかりとしないと、やはり町民に対する不公平が生じる、個々のその相談の結果に応じていろいろ対処するのだというお話でありましたけれども、やはりそれはどういう基準でその判断していくかという、基準を明確に持つことが大事だというふうに思うのですよね。

やはり後ほどの質問でも触れますけれども、現在、平成19年度の不納欠損は、2,000万円以上になっているのですよね。

滞納の繰越の滞納額も3億近くになっているわけなのですよね。

やはりそのように、その人たちが払えるのに払わないのだという、そういう見解に立てばどんどんその資格証書発行などにも最終的には行かざるを得ないのかもしれませんが、前段でも質問しましたように、所得が200万円以下の町民が7割に達しているというそういうことを考えますと、やはり払いたくても、払えないで滞納している人がほとんどだというふうに抑える必要があるのではないかというふうに思うのですよね。

先ほどの答弁でも、所得ベースで27人の27世帯は、100万円未満が18世帯もあるというのと、そういう状況を考えますと、それはやはり生活保護基準以下の方々と考えざるを得ない。

例えば、生活保護基準、3人家族などでは200万円を超える所得がその保護基準になるわけなのですけれども、それ以下の所得だと考えざるを得ないわけなのですよね。

そうなりますと、やはりここで言われております生活困窮世帯については、当面、資格証明書制度の措置は行わないことにしているのだと、そういう基準、そういう判断であればその生活困窮世帯の基準を明らかにすべきだというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 資格証明書の対象の世帯でございますけれども、20年の10月現在では、昨年の10月ですね、41世帯ございました。

その方々にですね、資格証明書を発行しますという措置の予告をさせていただきました。

その中で、実際に資格証明書の相談ということで、乗っていただいた方が、昨年納税の制約を交わらせていただいた方が、その中から7世帯、その方については資格証明書を発行するのではなくて、短期被保険者証を発行するというので7世帯。

それから、その中でも社保のほうに加入したが5世帯、それから転出された方も2世帯ということで、最終的には27世帯の方が、資格証明書対象交付対象世帯ということになりました。

その中で先ほどお話ありましたように、居所不明の方が10世帯ありますので、実際に17世帯の方が相談に応じてくれないとか、こちらからの接触の機会がない、接触してもなかなか会ってくれないという方ございまして、その方々について例えば生活に困窮しているということで、ご相談に乗っていただける場合には、資格証明書の対象としないで短期被保険者証の資格、短期被保険者証を交付するというような形も取りたいと思っておりますので、困窮されているという方の状況がわかれば、そういう個々の対応でしてまいりたいと考えております。

それと先ほど収入のほうなのですけれども、100万円未満が18世帯ということでございますけれども、そのうち10世帯は居所不明の方でございまして、残りの8世帯の方が実際に100万未満の世帯ということになっていると思えます。

以上です。

基準ということにつきまして、従いまして個々の方々の対応ということで一人ひとりの例えば生活がどのような状況かというのを判断しながら、個々の状況に応じて対応してまいりたいということで考えております。



○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） その個々の状態に応じて判断すると、こういうことのようにありますけれども、しかしながら、その公平なやはり判断ということになれば、その人がどれくらいの収入があつて、どうなのか、それが一番の基準になると思うのですよね。

それが、本当に公平なその行政のあり方というものでありますので、やはりこの資格者証を渡すか渡さないかというその判断の基準に、やはり生活困窮世帯のどういうものかというものを、しっかりと町内でその合意しなければ対応する人によって、その判断も変わってくることも成りかねないとも思うのですよね。

だからそれは、やはり生活困窮世帯についてが判断の基準になるとすれば、やはり一般的には生活保護基準の1.3倍とか、そういう基準を持つことが肝要ではないかというふうに思います。

その点では、基準を持つ気があるのかなのか、その点についてお伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられる意味はよくわかるわけにありますけれども、ただ今まで私どもの町が、そうしたこう基準を持たないであくまでも個別に対応する中で、本当にこう生活が困っているのか、あるいはその困窮度合いがいわゆるどういう状況に顕揚しているのか、起因しているのか、あるいはこの状態が、この後どこまでこう続いていけるのか、あるいは今は疾病で仕事はないけれども、回復することによっては、まだ所得が得られることもできるのかと、いろんな状況を見る中で、お聞きする中で判断をしているというのが現状であります。

もっと細かな話をすると、あるいはこの所得に表われない部分のお金というのは、ひよっとしたらある場合もあるのかなと、例えば、息子さんやなにかの仕送りがあるのかなと、あるいは、これは減多にないかもしれませんが、預金通帳には何百万何千万がある人もいるのかなと、それは減多にはないのでしょうかけれども、ただ所得だけでは判断できない部分も逆にはあるのだろうというふうにも思っておりますので、私どもとしては、決して資格証明書を発行することが目的ではありませんので、できる限り相談に来ていただいて、私どもも真摯に対応しながらこれからの解消にあたっていきたいという思いではあります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 依然としてまだ手元には渡っていないけれども、資格証明書を発行する対象世帯というのがあつたということがわかつたわけで、そうした点では全道の調査によりますと、その資格証明書を全く発行していない町村というものは、75市町村、全道の43.1%、それから1世帯から5世帯、ほんの特殊なものにしか発行していない世帯が、町村が43市町村で合計118市町村の67.8%がその発行しているか、ほとんど発行して1から5件しか発行していない、そういう状況であります。

資格証明書も短期証明書も発行していない世帯、市町村は全道では15町村あるということでありませぬ。

そうした点で言えば、本当に特殊なものしか発行していないという、そういう市町村が7割近くあつるとそういうことでもあります。

そのことは、本当にこの健康保険、皆保険を支えています国保というもののその重要性というものを、そこに求めているのではないかというふうに思うわけで、そうした点では先ほども言いましたように、せつかくその生活困窮世帯については、この発行しないように措置は行わないことにしているというのであれば、やはり先ほども言いましたように、滞納がそれこそ滞納繰越が3億にもなつてしまう。

それから、不納欠損を毎年2,000万以上もしなければならぬというような状況を考えますと、やはりそれは保険料が、保険税が担税能力を超えた結果がそこに表われているのだというふうに思うのですよね。

調べてみましたら、平成15年、16年の忠類村におけるその不納欠損は両年度ともゼロでした。

やはり、そのこともやはり一つの参考にしていかなければならないのではないかと思うのです。

合併時でのその旧幕別町と、旧忠類村の国民健康保険税の格差は相当あったのですよね。

やっぱりそれを段階的に、5年をかけて忠類の保険税を幕別に合わせるといことで、今、合わせている最中なのですけれども、やはり保険税が高ければ滞納も増えるし、不納欠損もしなければならぬという状況になるわけですよ。

そういうことを考えますと、やはりそうした担税能力を超えた税金をかけながら、しかもそれを払わないからと言って、滞納処分に当たるようなその資格証を発行していくという、こういうその政治の在り方は、行政の在り方は、やっぱり見直していくべきだというふうに思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 全道の状況なども今、お話をいただきました。

それぞれの町村がそれぞれの政策の中で、そういった制度をお持ちしているのだろうというふうに思います。

ただ、全く払わなくても資格証は出さないのだ、短期保険証は渡すのだと、この辺についてはそれなりの考え方があるのでしょうけれども、逆の面からすると何で公平性を欠くのではないかと、一生懸命我々は保険税を払っているのに、あの人は一銭も払わないで同じように保険の恩恵を受けている、そういう面も逆から見れば私はあるのではないかと、しかもその人が仮に何百万という所得があるとすれば、これは当然私は資格者証の発行をやる義務が逆に町としてもあるのではなのかなと。

納められないものは、全て仕方がないのだということにもならない部分もあるのだろうと思いますし、私はやっぱり国保のやっぱり根幹が一番大きな問題なのだろうというふうに思います。

今までも何回も国に対して、国保の本来の在り方が、今の状況はおかしいのではないかということは、市町村会あるいは都道府県の市議会なんかでも要望していますが、現実には動かないわけがあります。

先日の新聞なんか見ますと、今、国保の限度額は八十何万まで上げるべきだなんていう意見も国にとっては出されている。

しかし、こういったことは国のサイドであって市町村側からすると、到底容認できないような部分もあるし、足りなければ、赤字になれば、一般会計から繰入すればいいのではないかと、あるいは、もっと保険料を上げればいいのではないかとその辺のやっぱり、私たちからするとやっぱり国の大きな矛盾というものを感しているわけでありませう。

町村会なんかは、何とかその保険制度を一本化して欲しい、そういうような要望も成されているわけですが、国には個々のとにかく財政安定をお願いしたいと、国からの補助金等を、交付金等をお願いしたいということの要望を続けているわけですが、これは現実にはほとんどの町村がルール以外の繰入をどんどん一般会計から入れている現実がありながらも、なかなかそれが改善されていかなぬということが、私たちもこう大変辛い思いをしているわけでありませう。

今の担税能力を超えているのではないかという話もありましたけれども、そんな中でこういう厳しい社会経済情勢の中で、皆さんにご負担をいただくということが、大変こう私どもも辛い面もあるわけですが、かといってこれ投げとくわけにもいかなぬ、赤字で放置しておくというわけにも、これ我々からの立場からすればできないものもあるわけでありませう、何とかご理解をいただく中で、最小限度の改正をしながら、あるいは一層国への要望、働きかけを強めながら、これからの国保運営にあたっていききたいと、そういう思いではありませう。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 何も沢山所得があるのに、払わない人にこの言っていないですよ。

生活困窮の基準をきちんとして、そしてそれに該当する人には、やはりそれなりのその対処をして欲しいと、こういうことを言っているのであって、あるのに払わない不届きなものにも発行しろとは言っていないのですよ。

だから、それを間違わないでいただきたいというふうに思うのですけれども、2番目の問題にも入

っていきたいと思うのですが、生活保護基準を下回る世帯へ独自の減免制度したほうがいいのではないかと、やっぱりそれは先ほどからも言っているように、課税しても滞納がどんどん増えていくと、もう3億にもなると。

しかも、不納欠損を措置を取らなければならないものが、毎年2,000万も出てくると、こういう状況を考えますと、先ほどそういう減免制度をつくると、ほかの人の負担が増えてくるのだとそういうようなことも、答弁の中でも言われていますけれども、しかし不納欠損をして落とすのは、またほかの人の負担になるわけですね。

そういう意味でいえば、本当にここで私が言っているように、生活保護基準以下の人を中心にやはりもっと減免制度をやって、払えるような仕組みをつくることによって、滞納も少なくなるだろうし、不納欠損しなくても良くなる状況をつくっていかれるのだと思うのですよね。

だから、この不納欠損をしなければならないのが2,000万もあると、また滞納繰越が3億円にもなっていると、こういう状況を改善していくためにも、やはり本当に困っている人に対する、その独自の減免制度を持つことは、ほかの人の負担にどんどんなっていくのだということにはなっていないか。

現状のその私、町税担当者の人たちの苦労も大変だと思うのです。

町村によっては、担当者の方のその努力で相当改善されているところもあるというふうにも聞いていますし、本町においてもその資格証明書を発行しなければならない人たちに、どういう徴税の仕方をしているかと、そういう調査を全道的にした調査があるのですけれども、そういうものを参考に見ますと、本町では例えば文章の催告、電話の催告、それから時間外の訪問などで徴税をして努力をしているようでありましてけれども、そういうものをして、なおそれだけの滞納が出てくるわけですね。

そのことを考えますと、やはり独自の減免制度をつくるのが、そういう状況を改善していく大きな力になるのではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうかね。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私さっきお答えしたのは、増田議員が全道の15町村ほどは、全くその資格証明書を交付しないということだったものですから、それではその所得ある人もそういう中に入っているのかなというふうことで、答弁をさせていただきました。

それから今のあった、一律減免、それから滞納、そしてさらには不納欠損、それは本当に残念なことなわけですけれども、私どもが今まで国保あるいは、ほかの税なんかもそうなのですけれども、一律例えば生活保護基準を持って減免をしなかったと、まずは我々、税務あるいは国保の担当者と会って欲しい、会って実態を明らかにすることによって、減免の道は開けるのだということ今までも申し上げてきたわけでありまして。

滞納している方、この方の中には本当に所得が低くて生活に困っていらっしゃる方ももちろんいらっしゃるし、そうでない方も現実にはいらっしゃるし、それが滞納になったり、最後には不納欠損になっている部分も現実にはあるわけでありまして。

もちろん、所得の低い人が多く、払えないということは現実にはあるのだろうというふうに思いますけれども、今の制度の中でも本当に困って、本当に払えない状況にある人を減免にすることは可能なわけでありまして。

できる限りそういったことで、町にあるいは訪問したときでも、電話したときでもいいのですけれども、接触をしていただいてお話をお聞かせいただいて、それに基づいて私どもも対応していければというふうに思っております。

それと減免の話、位置づけ面の話ですけれども、管内の町村もそんな多くはないのだと思います。

ただ今、これはちょっと質問以外のことなのですけれども、帯広市なんかは既にそうなのですけれども、今、音更町と芽室町が資産割をなくして、今度は所得割にしようということになってきています。

そうすることによって、この保険税の体制がいわゆる所得割がどのようなこう上げかたになってくるのか、基準を持っていくのか。

これによってまた、所得の低い人とこう差が出てくることがあるのかどうか、これらはこれから研究しなければなりませんけれども、そういったことも含めながら、できる限り納めやすい体制をつくることに努力はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） これだけのその滞納があつて、不納欠損しなければならぬという、その自体をやはりどうやってその解決していくか、そのことは徴税業務の負担何かにも大きく影響してくることだと思いますので、是非とも実現に向けて頑張ってもらいたいというふうに思うのですよね。

3番目の低所得者の医療費の一部負担の軽減の問題でありますけれども、これも申し上げておりますように、それだけ苦勞して低所得者も重い負担をしながら、保険料を払っているわけですよね。

払いながら、老人医療費の無料化とも関係してくるのですけれども、払いながら1割から3割の負担をしなければならない、これは本当に欧米の諸国にはないことだということ、やはり本当に冷たい保険制度になってしまつて、そういうことによって、そのお医者さんにかかれぬ、お金がなくなつてかかれぬ人も出てくるわけなのですけれども、そういう事態がやはりさらに深刻になっていくということを、懸念するわけなのですよね。

そういうことを考えますと、やはり災害、風水害、火災、その他、これらに類する災害により死亡し障害者となつたり、または資産に重大な損害を受けたときなどは、減免されるというような、一部負担金の減免、または徴収猶予ができるということがされているのですが、やはりここには先ほどから問題にしておりますように、生活困窮というものがやはり加わってくるのが、今日の経済状況の中では必要なことだというふうに思うのですよね。

やはりそうした中で、医療費を低減していく、その1番のその手段というものは、やっぱり皆に健診を受けてもらい、そして早期発見で早期治療をしていくこと。

忠類の健康保険なんかでも、経験しましたけれども、1人の重病者が出ると療養給付費というのがぐっと上がるのですよね。

やはり重病にならないうちに、早期発見早期治療でこのやっていくこと、異常を感じたらすぐ医者に行けるような体制を整えておくことが、1番医療費の軽減に繋がっていくのだという、そのことはやはりここで言うておりますように、低所得者に一部負担金の軽減をしていただいて、そしてすぐ医者に行けるような状況をつくっていただくこと、これが最終的にはその国保の負担の軽減に、やはりそういう努力を積み重ねることによって、繋がっていくのだと、それが真理だと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように、低所得者であるから病院へ行けないなんてことがあつては、これはならないことだというふうに思います。

1割負担、あるいはこう3割の負担、それぞれあるのでしょうかけれども、今の医療制度の中ではそれが現実的には生きていくわけでありまして、これらを町が全てを対応して減免をしていく、この辺はなかなかまだ町にとっては厳しいものがあるのだろうというふうに思っております。

こうした医療制度の改正、改善というようなことについては、やはり抜本的には国なりの機関の中で、十分我々の意向が反映される中で、検討されていくべきものだというふうに思っておりますし、まずは具合が悪くなつたら病院へ行つていただく、このことについてはいろんな中で当然啓蒙をしていかなければならない、周知はしていかなければならないことだろうというふうに思いますけれども、一律こうこれらの方々に対する減免措置を、町が講じるということは、なかなか難しい面があるのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） その一部負担の軽減については、3番、次の75歳以上の医療費の無料化のとも関

連しますので、3番に移りますけれども、この答弁の中で、老人医療費の無料化制度が発足したと、この制度が発足して以来、医療費は急激に増加したと、こう書いてあるのですが、これは真理ではないと思うのですよね。

なぜかと言いますと、そういうことで10年ほど無料化が進行した後、有料にされていくのです。

定額負担から、定率負担、それから1割が2割、2割が3割というような形で。

その負担が増えて、この回答では無料化したことが急激に医療費の増加に繋がったようなことなのですが、そうしたら有料化していくにしたがって、医療費が下がってきているかといったら、そんなことはないのです。

どんどん、どんどん、今でもこれは高齢者が増えたり、そういうこと、いろんな要素によって上がっていくのであって、1割負担を導入したから、そしたら老人の医療費が下がってきたといったら、そんなことないわけですから、これはね認識は変えてもらわなければならないというふうに思うのですよね。

岩手県の沢内村が1960年に無料化を導入しました。

そして、無料化を導入することによって、1980、20年くらいそれを状況を続けたら、国保会計が黒字化して、そして保険料を引き下げているのですよね。

やっぱり、そうやって、やはり早く治療して、早く手当てをすることによって、保険料はそのために健診なんかをして、早く発見していくということの重要性が叫ばれているわけで、そうしたことから言えば、やはりお年寄りもこの無料な方向を強めて、やはり我々のような町村で全部無料化する、いきなり全部無料化するなんていうことは、到底できないことでありますので、やはり低所得者、やっぱり収入のない人の、医療費を無料化しながら他町村にも働きかけ、道にも働きかけながら、それを国の制度にしていくという、もう一度、国の制度にそれをしてもらうということ、やはり追求していくことが必要ではないかというふうに思います。

今年の4月からは、東京都の日の出町で、75歳以上のお年寄りの医療費を無料にしました。

非常に喜ばれているという、そういう報道もされております。

今、子育て支援ということで中学校まで無料にする自治体が増えてきているのですね。

そういう子育て支援も重要でありますと同時に、やはり今まで苦勞されてきたお年寄りが、75歳以上、高齢になられて、そして、安心して医療も受けられるという状況、これもやっぱりつくっていくことが福祉社会のやはり大きな柱にしていかなければならないというふうに思うのです。

病気を抱えながら、かかるお金がないから、お医者さんに行かれないことを考えてみなければならぬと思うのです、我々はね。

やはりその心細さほど、大変なことはないというふうに思うのです。

やはり、これから本当に70、80、90になって、安心して今まで苦勞されたお年寄りが、安心して医療を受けられる体制を整えていく必要があると思うのです。

その必要性については町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前段にその医療費が急激に増加したというような答弁をさせていただいたのですが、これはどちらかという国が今まで使っていたような引用した部分があるのかと、次の各医療保険制度からの負担の不均衡な、こんな言葉も国のほうの引用だというふうに思っておりまして、町自体がやっていることではないのだろうというふうに思います。

それと医療費用の無料化については、先ほどからお話ありますように、かつて70歳以上が無料化になった経緯があるわけです。

これがいわゆる少子高齢化が進む中で、結果的には国なりいわゆる公共団体がそれらの医療費の負担をする財源的な確保がだんだん厳しくなって、困難になってきたことにも、一つ要因があるのかなというふうに思います。

私どもは長年、町のために、地域のために頑張っていた高年齢の方が、本当に安心して老後

をお暮らしいただくということがもちろん誰もが望むところであります。

ただ私どもといたしましては、なかなかこう1町村がまず手がけて、うちで今試算すると恐らく1億も2億なるのだらうと思えますけれども、そうした医療費をかけて幕別町の高齢者を無料にする、さらにそのほかの町村に声かけて、さらに全道、全国へというところまでは、なかなか私どもは難しい問題があると、もっとやはり我々の声、今言った高齢者の皆さんの声が国政なりに反映されてそういう方向へ進められることが、私は1番いいのだらうというふうに思いますし、また、私どもの立場からすれば道、あるいは全国の市町村会等を通じながら運動をしていくと、それがこう大きな輪となって国を動かすということになることが、私は望ましいのかなというふうに思っております。

決して否定するものではありませんけれども、我が町が率先してすぐ取組むということは難しいのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 今、無年金者、年金がない人もおられます。

日本の年金制度は25年かけなければ、資格がないというような非常に冷たい年金制度であります。

国民年金などは、それこそ月2万だとか3万という、平均4万なにかというそういう年金でありまして、やはり幕別町の中にも、本当に年金がなくて苦勞されておられる方も沢山おられるのではないかとこのように思うのですよね。

だから、それは75歳以上のお年寄り全部無料にするなんていうことになれば、今言われたように億というお金もかかるかもしれませんけれども、本当にその収入のない人、やっぱりまずそういう人からこの制度を発足させながら、やはり努力していくことが必要ではないかというふうに思います。

国がこの制度を取入れたというのも、沢内村でやって、そして東京都がやって、そしてそういうものを全国の自治体がやり始めて、そしてそれが国の制度になったと、やはりこの4月から日の出町でやる75歳以上の無料化した。

やはりそれが各町村で少しずつでも火を灯して、それが国の制度になっていくような、運動と一緒にやってこのいくことが、お年寄りの幸せに繋がっていくのだというふうに思います。

そういう意味では、苦しい財政だということは度々言われておりますし、私どもも承知しているのですけれども、しかしながら、そういう中で、やはり少しずつでも前進していくと、本当に幕別町が温かな町だということの証として、そういうものに少しずつ手をつけていくと、そういうことをぜひともやっていただいて、そのことが幕別町の人口を増やしていくことにもなっていくというふうにも思いますので、ぜひともそういう方向で頑張っていっていただきたいなというふうに思います。

今、先ほども町長も言われましたけれども、国のほうでは国保のその加入者の負担というものが、所得の国保税11.何%だと、政管健保が7%くらい、それから組合健保が5%くらい、だからもう倍以上のその負担を国保の加入者はしているわけですよね。

その原因がどこにあるかといったら、国の財政に対する国の負担が50%から今は30%に、20%も減っちゃっていると、そこに大きな国保に加入者が、低所得者、お年寄りだとか、無職の方々だとか、そういう低所得の人が大きく係っているという状況の中で、国の支援が不可欠だというふうに思うのですが、そのことが元に戻されていくことが、最大の国保会計の向上改善の鍵であることは、申すまでもないことなのですけれども、そういう中でも、少しずつ努力しながら国の制度にも広げていくような、そういう先鞭をぜひきっていただきたいと思っておりますけれども、もう一度お願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 高齢者の皆さん、それから昨日もご質問ありましたように乳幼児や少子、子育て支援にかかっている子どもたちの医療費の支援、これは昨日申し上げましたように、お父さん、お母さん、あるいは高齢者にとっても1番医療費の支援というのは望まれているということだけは、これは間違いないのだらうというふうに思うのでありますし、ただ、その期待になかなか応えられない現実があって、申しわけない思いもするわけなのですけれども、ただ先ほど今お話でもありましたように、国保なんか国を負担を元に戻してもらって、安定的な運営をしていけると、あるいは先ほど申し上げ

ましたように、今の国保を都道府県単位でやってはどうかというような話、あるいは我々としても入っている共済年金から、共済からいわゆる厚生を含む、社会保険、全てを含めた保険の一元化というようなことも求められているように今聞いております。

そういったことで、いわゆる根本的な保険制度、これは年金制度なんかにも影響するのかもしれませんが、そういった社会保障の全般の中で、これからは考えていかれることが大事なのだろうというふうに思っております。

私どもとしては、町でできることからということになっていくのだろうと思いますけれども、できる限りのことをこれからも努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11：00 休憩

11：12 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 通告に従いまして、2点について伺います。

一つは、子どもの生活習慣病予防健診についてです。

生活習慣病は、遺伝的な体質に加え偏った食生活や、食べすぎ飲みすぎ、不規則な生活リズム、過度なストレス、運動や休養不足などの好ましくない生活習慣を長年続けることによって、発病する病気の総称です。

近年、子どもを取り巻く環境は、食生活の乱れや動物性の脂肪の多い欧米型の食事、そして遊びの変化や運動不足など、健康的とはいえない状況が生まれ、肥満や高脂血症、糖尿病、高血圧などの発症が10代からも増加しています

子ども時代から生活習慣病を予防するために、食事と運動、正しい生活リズムで健康的な生活習慣を身につけていく必要があります。

この病気は、自覚症状がないので病状が進んでから発病します。

子どもは回復力が早いことから、早く発見し、早く治すことが大切であり、小児期から予防対策を講じていくことが必要です。

今、子どもの生活習慣病対策として、各学校等で様々な取組みが進められ、学校の健診に血液検査を取入れている自治体も増えてきています。

科学的なデータに基づいて指導されることは、子どもが健康に関心を持ち、将来の生活習慣病の予防にも大きな役割を果たしていきます。

従いまして、次の点について伺います。

①子どもの生活習慣病の予防対策の現状について。

②学校健診の中に、血液検査を取入れていくこと。

2番目、奨学資金制度の拡充について。

教育を受けること、学ぶことは憲法や条約にも定められた人間の基本的な権利であり、それを保障することは社会の存続、発展に必要な公共的な事業です。

日本では、世界一の高額費の基で、小学校から大学まで教育費や学費の負担にあえぎ、低所得家庭を中心に、多くの子どもたちの学ぶ権利が侵されています。

今、経済危機の基で、加速する貧困と格差が広がり教育費の悩みは深刻です。

昨年、期日までに入学金を納めなかった高校生を入学させなかったり、授業料を納めていなかった高校生を卒業式に参列させなかった高校がありました。

家庭の経済力に関わらず、全ての子ども、青年の学ぶ権利が十分な財政的支援で支えられ、希望や夢、未来に備える力が育まれることが必要です。

幕別の就学援助受給児童生徒の増加から見ても、父母の経済状況が悪化し教育費の負担増は明らかです。

生活相談でも、父親の病気、リストラなどと経済的に困難になり、高校だけは卒業させてやりたい、何か手立てはないかという相談も寄せられています。

経済的に大変な状況にある子どもたちを、学びの場から遠ざけ、貧困の連鎖を生まない手立てが必要です。

従いまして、次の点について伺います。

①奨学資金制度の周知の手立てを講じること。

②支給基準を明確にすること。

③奨学金支給額の引き上げを。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、子どもの生活習慣病の予防検診についてであります。

ご質問にありましたように、これまで大人の病気と思われてきた糖尿病や高血圧、高脂血症などの生活習慣病が子どもたちの間に広がり始めていると言われております。

この原因としては、カロリーの摂り過ぎや偏食、運動不足などにより肥満が増えていることが指摘されております。

また、成人期での生活習慣病の根源には、小児期からの肥満が少なからず関わっているとも言われており、小児期のメタボリック症候群が注目されるようになってきているところであります。

このため国においては、国民健康づくり運動の指針として策定されました、健康日本21において児童、生徒の肥満出現率の目標値を設定をするなど、食育を中心とした小児生活習慣病の予防への取り組みがなされているところであります。

ご質問の1点目、子どもの生活習慣病の予防対策の現状についてであります。

ただ今申し上げました、国の健康日本21の指針を受けまして、本町におきましても平成15年度から24年度を計画期間といたしますまくべつ健康21を策定し、町民の健康づくりに取り組んでいるところであります。

この計画の中間年であり、平成19年度に見直しを行い、食育と生活習慣病対策に重点を置いた内容としたところであります。

見直しにあたっては、子どもの生活習慣病にも着目をしながら、児童、生徒の体格の状況や食事の仕方等の実態調査を行い、現状と課題を明らかにし、必要な施策を網羅したところであります。

予防対策といたしましては、生活習慣病は一般的には肥満に起因し、肥満は特殊な場合を除き食事環境や生活環境によって引き起こされますことから、食を中心とした取り組みを主に行っているところであります。

具体的には、離乳食講習会や乳幼児栄養相談、よちよちサロン、各保育所を広報紙などを通してバランスの取れた食品選び、食事リズムの確立、おやつの適切な与え方などについての知識の普及を図っております。

また、子どもの肥満はその子どもの両親の生活環境や、食事環境に大きく左右されますことから、小学生とその親を対象とした学齢期親子教室に加えまして、昨年度からは幼児とその親を対象とした親子料理教室を開催し、望ましい食生活習慣の意識づけに努めているところであります。

なお、ご質問にありますように、乳幼児期の肥満、痩身の早期発見につきましては、大変なことだろうと認識いたしており、3歳児健診において一定以上の指数を有する場合は、医師の指示に基づき個別に栄養相談を実施し、継続的に指導等を行っているところでありますが、今後も引き続き早期発



見、早期予防に努めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 野原議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の2点目、学校検診の中に血液検査を入れることについてであります。

現在、子どもの間にも広まりつつある糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病は、小児期のライフスタイルの改善等により予防し得る病気と言われており、学校におきましては、養護教諭を中心として健康相談や保健指導に務め、必要に応じて保護者への助言等も行っております。

また、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、加えて食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たしているのことに鑑み、学校給食の充実と学校における食育の推進に努めております。

このような中で、学校で行う健康診断は、児童生徒の発育、健康状態を正しく把握し、学校生活を送る上で注意すべき点などを調べるもので、必要に応じて、精密検査の実施を勧めるとともに、学習や運動などの学校生活上の配慮すべき事項などの把握に努めているところであります。

学校の健康診断は、学校保健安全法の規定に基づき実施をしているものであり、原則として学校保健安全法施行規則に定められた項目について実施をするものでありますが、現在、血液検査はその項目に指定されておられません。

法定項目以外の項目を加えて実施しようとする場合には、その実施目的や義務付けでないことを保護者に周知し、理解と同意を得たうえで実施する必要があるものとされております。

既に、小児生活習慣病予防健診などを実施している自治体にあつては、対象を一定の学年や肥満度30%以上の児童生徒に限定したうえで、希望者を対象として実施するなど、学校の教育課程として実施される通常の健康診断とは別な形態で行われているものと認識いたしております。

ご質問いただきました学校の健康診断の中に、血液検査を取入れていくことにつきましては、保健課とも十分協議してまいりたいと思っておりますが、教育委員会といたしては今後とも、給食や体験学習などを通じて、食生活と自ら健康を管理することの大切さを伝える食育の推進や、自己の生活を振り返る生活指導、保健指導など、生活習慣の改善に資する教育機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、奨学資金制度の拡充についてであります。

今から40年前の昭和44年に、幕別町にかつて住んでおられた篠河清太郎さんが奨学資金に役立てて欲しいと300万の寄付を申し出られ、これを受けて幕別町では奨学資金積立基金を設置し、その運用益を奨学資金の財源に充当することによって、昭和45年から幾多の町民の方々に対し、これまで3,893万7,600円の奨学資金を給付してまいりました。

昨今、金融、経済情勢や雇用情勢が悪化し、不況の影響が教育現場にも及んでおり、親の失業などによって学校を中退せざるを得ない高校生が発生しているといった報道を目にし、教育行政を預かる身としては、誠に残念でなりません。

ご質問の1点目、奨学資金制度の周知の手立てを講じることについてであります。

本年度の奨学生の募集につきましては、2月初旬に、町内の中学校長に対し、3年生全員に奨学資金制度の概要をまとめた案内文書の配布と制度の周知をお願いし、重ねて幕別高等学校と江陵高等学校にも同様の依頼を行いました。

また、町の広報まくべつ2月号においても、奨学生の募集についてご案内をしているほか、前年度の対象者で高校へ在学している方へは申請書を個別に送付するなど、制度の周知に努めているところであります。

ご質問の2点目、支給基準を明確にすることについてであります。

現行の幕別町奨学資金条例におきましては、受給資格として、一つには本町に住所を有する者の子で、高等学校または高等専門学校に在学している者。

二つ目には親権者等の経済的な事由により在学が困難な者、三つ目には学業優秀、性行善良且つ身体健全である者、四つ目には他の機関から奨学資金の支給または貸与のない者の四つを要件として定めており、選考にあたっては、民生員5名と福祉課長により構成いたします奨学資金選考委員会に諮り、審査、選考のうえ、奨学生を決定しております。

経済状況の選考基準としては、従来から原則として生活保護基準対比1.5倍未満を対象として運用しておりますが、募集時にあらかじめ所得要件を明確に示すことは困難でありますことから、対象者への配布資料の中で参考事例として、前年度の決定者の基礎となった世帯構成と収入額の目安などをお示ししております。

また、現行条例におきましては、奨学資金の支給は予算の範囲以内で行うことと、月額7,000円以内とすることを定めており、選考委員会に諮ったうえで対象者を決定しておりますが、特別な事情など考慮し生保対比基準を上回っても認定する場合がありますことから、経済状況の基準などをあらかじめ明示、募集することは困難なものであることをご理解いただきたいと思います。

ご質問の3点目、奨学金支給額の引き上げについてであります。

経済的な理由によって就学が困難な高等学校等の生徒への支援につきましては、かつての日本育英会、現行の日本学生支援機構が行っていた奨学金事業が移管され、平成17年度から北海道が実施している奨学金貸与事業をはじめ、北海道が別途行っている道立高等学校授業料免除制度や、私立学校授業料軽減補助制度、入学金貸付授業のほか、あしなが育英会、交通遺児育成会などの奨学金制度などが整備されております。

幕別町では、昭和44年に月額3,000円以内という基準で、奨学金給付事業をはじめ、昭和55年に月額5,000円以内に、平成12年には月額7,000円以内に引き上げ、今日に至っております。

近年の実績で申し上げますと、平成19年度は22人に月額6,000円、総額157万2,000円を、平成20年度は37人に月額5,000円、総額216万円を交付しており、平成21年度は55人に月額4,000円、総額264万円を交付する見込みであり、この3年間で支給対象者数は2.5倍に、支給総額は1.7倍に増加いたしております。

現行の奨学資金制度に関しましては、ご質問をいただきました支給額のほか、所得要件や他機関からの受給貸与者の取扱い、対象学校の範囲といった受給資格の問題など、様々な課題を有しているものと考えており、現在、課題を整理し検討中ではありますが、今後も継続可能な制度として維持をして行くことができますよう、町長部局との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） まずはじめに、子どもの生活習慣病予防健診について再質問をさせていただきます。

今、なぜこの質問ということになるのですが、年々その子どもの肥満が増え、そして成人病が増えてきている、こういうことがさまざまな資料の中でも明らかになってきております。

今、2歳以上で肥満、ここでは、お答えでは3歳児健診ということでしたが、2歳以上で肥満といわれた子どもたちは、その80%が大人になって肥満に移行するというふうに言われております。

ですから、3歳児ではなくてもっと低い段階からこの健診を進めていくことが必要ではないかと考えられます。

特に男子の肥満が増えているということなのですが、1970年代では全国の男の子、男子のうち2%から3%だったか、これはあの脂肪の関係で増えてきているということなのですが、2000年代では約10%になっている、こういう結果も報告されております。

ですから、早く発見して早く指導していくということが大事ではないかということが考えられます。

血液検査ということなのですが、これは22年前に高松市で学校医が病気で診療に来る子どもたちの様子を見ていて、どうも子どもたちの中に成人病が増えてきているのではないかと、そういうことから血液検査を始めて、そういう中で生活習慣病が発症しているということが、発見されております。

その中で、希望する方の受診ですけれども、血液検査をした結果、3割が生活習慣病と診断されているという報告もされてきております。

それで、この北海道では奈井江町でも希望する児童であります、全学年にということではなくて、小学の3年生とか中学生ですとか、そういう学年を決めて健診を行っているということで、ちなみに平成20年度では受診者のうち高脂血症の疑いが22.4%、肥満が21.1%、貧血が16.1%、高尿酸血症18.1%、こういう結果がこう出てきているということなのです。

ですから、早期発見早期治療ということでは、全学年全てとは言いませんけれども、学年を決めてでも検査していくべきではないかというふうに考えます。

今、教育長のお答えの中では、その学校安全保健法施行規則、この中に血液検査は定められていないということでした。

けれども子どもの健康ということを考えますと、これに定められていなくても実際に血液検査をしている自治体があるという、そしてその中で、成人病そういうことが実際に発見されている、そういうことではこの幕別町でも、まず進めていくということが必要ではないかと考えますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 今、お話ありました2歳児での肥満が成人の肥満にも繋がっているということなのですが、私ども今、乳幼児健診につきましては3カ月、7カ月、1歳半の次は3歳、ということで厚生労働省の指示に基づいて健診を実施しているところであります。

答弁でありましたように、3歳児において指数、カーブ指数というのですが、この指数が異常な場合には後日の診断にいたるということでございます。

従いまして今、2歳児という健診は行っておりませんので早い段階といいますと、1この前、それ以前になりますと1歳半の健診になりますので、その時点でそういう肥満の判定ができるかどうか、また、囑託医のほうでも相談をしてみたいと思っております。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ご質問にありますように、学校の中で学年単位、あるいは脂肪率の高い、肥満度の高い方々を対象にして実施してはどうかということでもありますけれども、子どもの早期発見という観点から言いましても、非常に望ましいことでもありますし、実際に自治体で実施しているところもございます。

答弁をいたしましたように、保健課の方とも十分協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますが、今、茨城県などの例を聞きますと、学校保健会、県単位でありますけれども、ここでは一つの提案がなされております。

生活習慣病予防の為に、健康教育を取入れた児童生徒の将来の健康も視野に入れた総合健康管理の一環として、学校健診の総合化が提唱されております。

このことを積み上げた結果として、学校保健法が改正になって全国的に実施されることが一番望ましいという提案であります。私どももそうであればいいかなと思っておりますが、一朝一夕にできることもありませんので、十分な時間をかけて検討させていただきたいというふうに思っているところであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） やはりこれは、将来的な町民の健康管理ってということにも、ひとつポイントがあると思います。

今は保健課は幼児、そして児童生徒は教育委員会関係というふうに、一度途切れてしまうっていうこともあると思いますが、それを系統的に子どもの成長過程に合わせて連携した健康づくりということが、町民の健康づくりに繋がっていくと思います。

視点としましては、奈井江町ではそういう視点で健康づくりを進めていくということで、子どもの血液検査も進めているということが報告されております。

そのことが結果的には、町民の健康づくりに繋がり、子どもはいずれ幕別町を出て行く可能性もありますけれども、また戻ってくる、そういうこともあります。

そういう中では、幕別町でこういう系統的な健康づくりをしている、そのことが子どもの生活、それから食生活、そういうことにきちんと感心を持つことによりまして、健康づくりつくっていくことができると思います。

それで、今なぜこの健診、血液検査が必要かといいますと、今、子どもたちにそういう成人病が発症しますとちょうど働き盛りに倒れてしまう、そういう状況が生まれてくる可能性があります。

そういう点では、早期に健康づくりをしていくことが大事だと思います。

そのことが、町民全体で子どもも含めて、健康に感心を持ちまして2世代の交流も深め、そして健康づくりを進めていくことになるとと思いますので、そういう点で系統的な健康づくりを進めていくという点で、お伺いをしたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） それぞれのライフステージにおいた計画を今つくっておりますが、その中で、今、ご指摘ありましたように幼児と学校保健の間には少し切れるところがございます。

ただ、今、現在も行っているのですが学校の養護教諭とうちの保健師の間で、いろいろ意見交換する場なども設けておりますので、その中で、今おっしゃられましたそういうつなぐ場面といいますか系統的な健康づくりについても、協議をしてみたいと考えております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） そういう中で、今、お答えの中ではいろいろな対策を講じているというふうに報告をされております。

こういう中で、一つお伺いしたい点ですが、こういったいろいろな親子クッキングですとかいろんなことされているかと思いますが、そういう中で、学校医との連携はどのようになっているのかなと思うのですが、確かに子どもと親子でこういう対策を講じているということは、非常に大事だと思います。

やはり子どもの食生活は、家庭の食生活も大いに大きく関わってくると思うのですが、こういう中で学校医がどのようなかわりを持っているのか、その点もお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 学校医との関係につきましては、今回も学校保健法の一部改正がございまして、新学習指導要領の中でも明記されたところでもありますけれども、連携を緊密に取るということが一つあがっておりますが、保健計画そのものを今までの安全計画とは切り離して、より具体的な保健計画を作成するようというふうなことで、新学習指導要領にも明示されているところでもあります。

その柱は学校医との連携を十分に取ること、学校としての計画を十分に作成すること、それから学校内におけるチーム編成をして、今まで以上に全体で取り組むこと、ということがあげられておりますので、今までも連携を図っているところでもありますけれども、更なるその保健計画つくる場合でも学校医との協議が必要だということも書かれておりますので、その方向でもって連携を密にしてみたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、奨学資金のことでお聞きいたします。

今、周知の手立てということではこの2月に学校長、それから保護者ですとか、そういうところにきちんとお知らせしているということで、安心いたしました。

昨年、高校生の保護者からこういう教育、町の奨学資金制度知らないという、そういうのも何人かがお聞きしていたものですから、周知徹底が必要だと思ったのですが、このようにこれからも手立てを進めていくことが本当に大事だというふうに思います。

そうしますと、やはり奨学資金の枠が広がっていく、周知して知らされれば広がっていくことも、この数字のうえからでも明らかだと思います。

それでこの質問の中で、支給基準を明確にしていくべきではないかということなのですが、ここでは四つの点について支給金額を支給要件を明らかにしているということなのですが、こういう中では答弁の中で、人数、それから金額、明らかにされております。

人数が増えてきて、それで先に総額ありきですから幕別町のこの奨学金制度は、先に奨学金ありきですので人数が増えれば金額が減っていく、こういうことが数字の中でも明らかなのですが、今の経済状況の下では、やはり1,000円でも2,000円でも子どもたちにとっては大変大きな金額になりますし、家庭にとっても大きな金額になります。

高校生でもアルバイトをしなければならないですとか、それこそ消費税が上がったら本当に大変だと、高校生の中でもこういう経済観念が今、非常に大きくなっている中では人数が増えて金額が減る、こういうことでは、やはり応援するというのが弱まるのではないかというふうに考えます。

今、幕別高校に通っている子どもさんですが、これは帯広市からも多数、他町村からも来ておりますけれども、42%が今、授業料免除者、そして江陵高校の場合でも1年生303人のうちの6割が奨学金を受けているですとか、そういう状況が明らかにされております。

また、今年4月に婦人団体が高校入学時の緊急調査、その結果によりますと入学時にかかった費用総額の平均は公立高校では16万8,000円、私立高校では44万3,000円、こういう結果が調査として、アンケート調査から明らかになっております。

この中で、公立では制服代がトップ、1番制服代にお金がかかるということも明らかになっておりますし、私立では入学金がトップになっています。

それから部活をする、こういう子どもさんも増えていますが、これも1カ月約2万円台かかるということですね。

修学旅行の積立金も公立では8万8,000円、私立では15万円、こういうアンケート調査が明らかになってきているのですが、今の経済状況の下で保護者の生活も本当に大変になっております。

今お話ししましたように、教育費もだんだん大きくなってきております。

こういう中で、先に総額ありきであれば、やはり今の幕別町の制度の中では、支給される金額も低くなってくるのは当然ではないかと思うのですが、これをやはり改めていくことが必要ではないかと思えます。

財政的には大変だという状況があるとは思いますが、子どもたちが安心して学業を続けていきたい、そういう点では基準額、例えばここには生活保護基準の1.5倍未満とされておりますけれども、せめて就学援助の基準をしっかりと守っていく、そういう基準に合わせて予算を組み立てていく、こういう手立てが必要ではないかと思えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、ご指摘がありましたけれども、人数が増えて金額が減るという実態ではないかと、確かに過去3年間の先ほどご答弁を申し上げましたが、人数においては2.5倍、金額においては支給総額ベースでありますけれども、1.7倍であります。

条例の基本になっておりますのは、あくまでも7,000千円以内とし、予算の範囲以内となっております。

予算の範囲内とありますから、必然的にそういう概念が出てくるわけですが、昨今の状況なども加味をしていただきまして、財政当局、あるいは町長部局との協議のうえで人数の確保、それとある程度の金額の確保をいただきまして、補正をしていただいているという状況であります。

決して、パイが決まっているから人数が増えれば金額が減るということではありませんが、結果としてそういう現象が出る可能性はあります。

先ほども申し上げましたように、それらをも含めて、含めて新たな制度というのですか、視点を変えた制度に切り替えると、継続的、安定的に維持していける制度として確立していかなければなりません。

金額的には、少ない額だというふうに思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、やっぱりその

ボーダーラインの厳しい状況に置かれる方については、非常にありがたいという声もいただいているところですが。

それらの声も参考にしながら、今後においても検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 1番のネックは予算の問題ではないかとお答えになられたのだと思います。

ですが、同じ十勝の中でも音更町では一般財源の予算、町単独事業といたしまして、公立高校には月額6,500円、そして私立高校には月額1万円、これを返還しなくてもいい奨学資金として支給するということが今、政策として行われております。

そういう中で、幕別町の場合にはですね、6,000円、5,000円、4,000円と月額がだんだん下がってきております。

そういう点では、やはり今の本当に経済状況を考えた場合には、この金額をせめて平成19年度の6,000円にする、こういう手立てということが必要ではないかと思っておりますが、補正を組んで今、その制度を活用していくということをお答えになりましたが、補正を組んでもやはりこういうふうに生活が困難な高校生、それから専門学校生ですか、こういうところにしっかり手立てを打っていくということが必要ではないかと思っておりますが、その点はいかがででしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 財政的なことということでもありますけれども、教育委員会とも今、協議をさせていただいている最中ございまして、私どもといたしましては、やはりこの幕別町がこの40年間の行ってきた経緯の中で、あくまでも給付する事業だと、奨学金という名前をつけております貸与ではなく、給付する事業であります。

基本的には、月額今は7,000円以内とさせていただいておりますけれども、この7,000円のももとの根拠といえますか、3,000円、5,000円、7,000円と上がってきた根拠そのものが、当時の授業料というところに主眼をおいていた面もありますけれども、この厳しい財政状況の中で、なかなかその何とこののでしょうか、高校生たちの思いを満たせてあげることができない状況にもあります。

総額が年々増えているというのは、当然予測をするわけですがけれども、前年と比較して当然増えているということをお知らせしておりますので、予算を組む段階で総額は増やしてきております。

ただ、それを超える応募者といえますか、受給者がいたということがありますので、補正で対応することもできないことではないではありますけれども、なかなかその全てのご希望に添えないということもございまして、今、教育委員会と協議をさせていただいておりますのは、この要するに財源問題とその今、給付している事業が継続的にこれからはずっと続けていけるような、そんなような形がどれが1番望ましいことになるのだろうかということで、協議をさせていただいておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思いますというふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） ぜひ、子どもたちが、高校生たちが喜ばれる、そして保護者たちも喜ばれる、こういう幕別町の施策として充実させていただきたいと思っておりますが、それにつきまして受給資格といたしまして、今、4点ほど答弁いただきました。

その中に、他の機関から奨学資金の支給、または貸与のないもの、こういう一項があります。

この他の機関から奨学資金の支給、また、貸与、これについては返済をしなければならぬ奨学資金もあります。

こういう中では、利息も含めてやはり返していかなければなりません。

親の経済力が本当に大変な子どもたちが、他の機関から奨学資金を受ける場合があります。

そうしますと、子どもたちが、高校生が卒業してからこの借金をかかえて返済していかなければならない、こういう事情も多々聞かれるところです。

ですから高校卒業と同時に100万円とか200万円とか、そういう借金をかかえて働いて返していく、そういう状況も地方の地域から聞こえてきております。

ですから、こういう人、子どもさんたちにも、この町の奨学資金の対象者にすべきではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） まさに今、そのことを議論しているところであります。

もともとの寄付者の意向は、広く薄くという観点があったのだらうというふうに思います。

昭和44年に寄付をいただきまして、45年からスターといたしておりますけれども、3年、4年くらいは十分利子でやりました。

もちろん、町でもって600万の基金の上乗せをしておりますから、900万から始まっておりますけれども、その利子で4、5年は持っております。

そのあと、およそつうつうで一般財源もわずかながらで対応できた、近年、十数年くらい経ちましたか、ほとんどが一般財源、今は完全に一般財源ということであります。

そんなような状況がありますが、まず制度の活用、これを原点にすべきであろうと、先ほど申し上げましたような道立高校における授業の免除制度、あるいは貸付金制度、そのほか、いろんな団体での制度もございます。

まずは、これを活用していただくと、その方々が当然、これは無利子ではありますけれども、無利子ですが、いずれ返済していかなければならない、したがって、町からいただいているお金とは全く別な観点でということだから、その方々も対象にすべきではないかという話であることは承知をいたしておりますけれども、そういう方々を対象にいたしますと、かなりの人数度になります。

したがって、当初55年に条例をつくったときに、そういうことも議論されている経過を踏まえて、広く浅くという精神があったのだらうと、その考え方を今まで踏襲をしてきているわけであります。

今後、どのようになっていくか、基本は基本として持続可能なのところ、一つの柱でありますから、非常に難しいことはあるわけですが、ご質問のされているような内容趣旨についても十分理解できますし、より良い制度になるようにさらに検討を続けていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 苦しいご答弁かなと思っておりますけれど、やはり私たちも地域の本当に高校に通っている高校生ですとか、保護者の方ですとか、そういう方の生活状況もつぶさに聞いているわけですから、そういう点で、本来なら授業料ですとかその教育に関わる費用は、国が無償でやってくれるのが一番いいのですが、実際はそうではありませんので、やはり地方の自治体として何らかの対策を考えていかなければならないというふうに私は思います。

そういう点では、本当に経済状況が大変な中ではその町の財政、大変な中でのその対策として、こういう4番に関わるような人たちにも、子どもたちにも対象枠を広げていく、そして基準をはっきり毎年、この基準で私たちは受けられるのだという、そういう基準も明確にさせていただくことが応援になっていくし、持続可能っていうところでも、そこのところもきっちりと考えながら、よりいい奨学資金制度にさせていただいていくことを求めまして終わりにいたします。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:58 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

地域活性化交付金等の活用で、地域振興と雇用対策についてお尋ねをいたします。

景気の悪化と雇用状況は、依然深刻な状況にあります。

今年4月の全国の失業率は5.0%、有効求人倍率では0.46%と発表されております。

帯広ハローワークの5月の十勝の雇用情報では、求職者数は全体で7,597人ののぼり、そのうち失業保険を受給している人は1,926人、就職が決定した人は456人で全体の6%にしか過ぎません。

求職者のうち、年齢別では44歳以下が64%にものぼり、働き盛りの人が3分の2の状況を示しています。

季節労働者の特例一時金も平成12年度は、全体で1万4,000人、総額40億円支払われておりましたが、平成20年度は9,500人に約20億円と半減しています。

地元の産業を育て、仕事をつくり働く場所をどのように作りだしていくかは、国と地方自治体に課せられた緊急の課題と考えます。

政府は5月末に追加経済対策を決めました。

その本質は、大企業優遇が大変色濃く、将来において消費税の増税を行うという国民の願いに反する内容であります。

しかし、1兆円の地域活性化経済危機対策臨時交付金が盛り込まれ、配分では幕別町が3億7,500万を超えるとされています。

また、ハード事業に充てる地域活性化公共投資臨時交付金も開始されます。

これらの財源を、雇用、地域経済、住民福祉に緊急且つ効果的に活用すべきものと考えます。

以下、事業の実施についてお伺いいたします。

一つ目は、学校施設の耐震化の促進であります。

現在、札内中学校で実施されておりますが、全体ではまだ6割強の実施率と聞いております。

児童生徒の安全を守り、雇用の拡大にもつなげるべきであり、現状と計画についてお伺いするものです。

二つ目は、学童保育の施設の充実であります。

札内の二つの学童保育所は、定員を大幅に超えてコミセンを利用したの保育となっているのが現状です。

将来的にも入所児童が多くなることが予測される現状から、新たな施設の設置等も検討すべき時期にあるのではないかと考え、お尋ねいたします。

三つ目は、生活道路の改修とバリアフリー化の促進です。

町道の改修率は7割弱、舗装率も6割に満たない現状であります。

簡易舗装の道路も残されており、雨水桝の整備や段差解消も含め、高齢者や障害を持つ人も安心して利用できるよう改善を図るべきと考えます。

現状と計画についてお伺いいたします。

最後ですが、住宅リフォーム助成制度の実施についてです。

緊急経済対策として、有効であるとし、全国で現在のところ19都道府県の85自治体、これは4月1日、本年4月1日現在であります、実施していると聞いております。

さらに、広がりを見せているとも聞いています。

十勝では、芽室町、上士幌町、新得町が実施していると聞いています。

この事業について、幕別でも検討すべきではないでしょうか。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

地域活性化交付金等の活用で、地域振興と雇用対策についてであります。

先の、行政報告でも申し上げましたが、国は経済対策の一環といたしまして、地方公共団体へ地域活性化公共投資臨時交付金、1兆3,790億円及び地域活性化経済危機対策臨時交付金、1兆円を交付するとされたところであります。



本町へはお話ありましたように、経済危機対策分といたしまして3億7,587万円が交付される見込みとなっておりますが、公共投資分につきましては、未だ詳細が示されておりませんので、交付見込み額を提示することができませんことをご理解願いたいと思います。

はじめに、学校施設の耐震化の促進についてであります。

学校をはじめとする公共建築物は、災害活動の拠点として利用されることも多く、耐震化に努めることが求められているところであります。

ご質問の学校施設の耐震化についてであります。現在、耐力度調査の2次診断を終え、耐震診断判定委員会による判定結果を待っている状況にあります。

今後、判定結果が出ましたら、計画的に整備をしまいたいと考えているところであります。

なお、この定例会に提案しております補正予算におきまして、2次診断の結果で、地震の揺れに建物が耐える耐震力を示す指標、Is値が0.3を下回っております二つの学校施設につきましては、緊急の課題と捉え、耐震化に向けた実施設計委託料を提案させていただいております。

また、他の学校施設につきましては、判断結果に基づき7月に提案をさせていただき予定であります。補正予算に盛り込むべく、鋭意、準備を進めているところであります。

今後、耐震化工事が実施となれば、地元の業者の方にとりましても、仕事が増えることになり、ひいては雇用の維持拡大につながるものと期待をいたしているところであります。

2点目の学童保育所施設の充実についてであります。

お話ありましたように、札内地区の学童保育所のうち、2カ所につきましては、本年度におきましても入所児童の増加が続いている状況にあります。

本年4月1日現在の入所状況であります。札内北コミセンに併設しております、やまびこ学童保育所につきましては、定員40人に対し78人の入所申し込みがあり、また、札内南コミセンに併設しております、つくし学童保育所につきましては、同じく定員40人に対して102人の入所申し込みがあったところであります。

4月1日の開所にあたりましては、下駄箱や衣類フック等の増設を行って対応に努めたほか、運動の場を確保するため、併設するコミセンを利用されている団体に協力を依頼し、ご理解をいただいたうえで、一定の時間帯について、コミセンの大集会室を学童保育所が使用することとし、申し込み児童全員の入所を決定したところであります。

その後の入退所により、6月1日現在では、やまびこ学童保育所につきましては、2人減の76人、つくし学童保育所につきましては、6人減の96人が入所をしている状況であり、前年同期と比べましても、やまびこが16人、つくしが24人の大幅な増となっております。

平成19年10月に、厚生労働省から放課後児童クラブを運営するにあたって必要な基本的事項が、ガイドラインとして示され、望ましい方向を目指すものとして、集団の規模は概ね40人程度とすること、また、1放課後児童クラブの最大規模は70人までとすること、子どもが生活するスペースについては児童1人あたり1.65平方メートル以上の面積を有すること、これらが指摘されたところであります。

なお、1クラブあたりの放課後授業の人数が一定規模になった場合には、分割を行うなど、適正な人数規模のクラブへの転換に努めることとされ、経過措置として、平成21年度までは運営に要する経費については、国庫補助の対象とされているところであります。

現在、今後の対応について、関係各課で検討を進めているところではあります。来年度以降では、新入学児童はわずかながら減少傾向にあると推測されますことから、将来的な入所児童の推計や、就労される保護者の増加見込みなどをできる限り適格に把握し、増設が必要となった場合には、有効な建設費補助を活用するなど、適正な対応に努めてまいりたいと考えているところであります。

3点目の生活道路の改修とバリアフリー化の促進についてであります。

道路整備は、生活環境の向上や、交通安全を図るうえで非常に重要であり、快適な日常生活を送るために不可欠なものと考えているところであります。

現在、町道の整備状況であります。町道の総延長884.3キロメートルに対しまして、改良済延長が

605.7キロメートル、舗装済延長が513.7キロメートル、整備率で申し上げますと改良率が68.5%、舗装率が58.1%とまだまだ低い状況にあります。

はじめに、多くの公区から要望があります生活道路の未改良路線の改修についてであります。緊急性、あるいは投資効果、あるいは地域バランスなどに考慮しながら、総合計画に位置付けを行い、計画的に改修を進めているところであり、工事の実施にあたりましては、高齢者や障害者の方に配慮した良好な道路環境づくりに努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、バリアフリー化の促進についてであります。国ではバリアフリー化を促進するため、平成6年に建築物のバリアフリー化を促進する法律、いわゆるハートビル法を、また平成12年には公共交通機関を利用した移動の円滑化を促進する法律、いわゆる交通バリアフリー法を制定したところであります。

さらに平成18年には、二つの法律を統合した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法新法が制定されました。

このバリアフリー新法におきまして、道路管理者は、その管理する道路を移動等円滑化のために必要な一定の基準に適合させるために、必要な措置を講ずるよう努めなければならないと示されているところであります。

本町の舗装済路線のバリアフリー化についてであります。事業に対する補助メニューがありませんことから、単独期におきまして毎年1、2カ所の交差点部分の改修を実施しているところであります。改修にあたりましては厳しい財政状況でありますので、このたびの国による臨時交付金などの活用も含め、緊急性などを勘案しながら、引き続き改修に努めてまいりたいと考えております。

4点目の住宅リフォーム助成制度の実施についてであります。

住宅のリフォーム工事等を町内の施工業者に発注した場合に、一定の助成をする制度につきましては、地元企業の受注率向上や購買力の流出防止を図る観点から、有効なものであると考えているところであります。

このため、現在、商工会との間におきまして、継続的な商工業振興策の一つとして、新增築やリフォームに対する助成につきまして、どさんこ、子育て特典制度や商品券の活用も含めまして協議を進めているところであります。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 再質問をさせていただきます。

はじめに国の交付金の性格、事業の性格の押さへと、これらに対してまだ公共投資分については金目がわからないとうことでありますので、難しい面もあろうかと思えますけれども、できるだけその町として、そのお金をどんなふうにも有効に使おうとする基本的な考え方持ってられるのか、お尋ねしたいと思います。

といいますのは、この地域活性化交付金の活用なのですけれども、まずは08年度の補正予算からその生活の予算が付くようになりまして、今回は2回目で、さらに統合配分が明確になる事業がつくということで3段階で交付金が積み立てられてきたわけですね。

それで1番目の08年度の補正の中には、非常に、今回も言えるのですけれども、期間が短くて、しかも事業を行うには様ざまな要点があつて、自治体の方から、側から言うと、どうも使い勝手があまり良くないというような声が多いということが報道されておりました。

それでそういった反省に基づいて、今回の交付金については、そういった縛りをなるべく振りながら、自治体の真の支援に使うという性格を持ったということでもあります。

とはいっても、何にでも使えるということではありませんから示されているのは、大きく四つありまして一つは今、最大の提案事項となっている保護対策、地球環境、地球温暖化対策に、それから二つ目は少子高齢化社会への対応、それから三つ目は安心、安全の実現、四つ目は、これが幅広いのですが、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業、または経済対策事業とい

うようなことになっておりまして、これを見る限りには、高額になるハード事業というのを除いては、一定程度のものが網羅されていくのかなというふうに思います。

それで、私はですなぜひ、今回その地域活性化経済危機対策の臨時交付金と、もう一つ同じ地域活性化の公共投資の臨時交付金、この二つの事業をうまく連動させて、そして特にその後段の公共投資のほうは性格的には当年度の予算ではあるのだけれども、次年度までかかっても可能な利用年度も、次年度にまたがっても可能なそういうセッティングになっているということでもありますから、08年度の補正予算のときなど、ばたばたと決まってしまうのではなくて、今回は本当にその地域の要望、それから今、町としての打ってられる政策の練り直し等というものも含めて、そして緊急且つ、雇用の拡大につながる、私は特に雇用の拡大ということになると、これはもうその事業者の事業をどうつくって行くかということになってくると思いますので、それでその雇用の拡大、支援と拡大ということで抑えているわけですね。

こういった、そのこれも限りがあって、常にその経済危機対策については、計画を立てて提出をしながら若者の確保に向けていると思うのですけれども、まずはその前段としてそれらのどんな考えでもって、進めようとしているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 今回の交付金、今お話がありましたように大きくは二つといいたいでしょうか、2種類あるところであります。

経済危機の対策、国におきましては今お話ありましたように、地球温暖化ですとか少子高齢化、さらには安全、安心の実現、そしてもう一つはその地域の実情にあったといいたいでしょうか、それぞれの自治体においていろんな問題があるのだらうと、その問題を解決するためにこの交付金の活用ということで、そういう意味では昨年度の2次補正の交付と同じように、その幕別町独自の問題解決に向けてこの交付金が見えるものだというふうに考えているところであります。

なお、公共投資の交付金につきましては、町長のほうから答弁ありましたように、まだ幕別町としてどのくらいのとその枠配分といいたいでしょうか、それが見えないところでありますので、その情報入手しながら考えていきたいと思っておりますが、いずれにせよ、日本全国の多くの自治体が、早くその公共投資の交付金の中身がよくわかるように情報提供をして欲しいということで、要望が上がっているようでもありますけれども、国のほうとしてももう少し待つて欲しいというような状況にあるというふうに伺っております。

いずれにいたしましても、これら二つの交付金を有効に活用して、地球の温暖化等々の問題も含めてではありますけれども、私たち幕別町においてはこの交付金がより多く地元の業者の方々に活用してといいたいでしょうか、交付金を活用した中で、この事業に皆さまが取り組んでいただきまして、ひいてはそれが、事業者の方々にお金が落ち、それが雇用者の方々にも落ちてということで、雇用の拡大にも期待するところであります。

そのようなことから、今回の特に経済危機対策の交付金につきましては、今、事務方で一生懸命作業を進めているところでありますけれども、前段、昨年とは違いまして、各課にこのような動きがあるぞというようなことも含めまして、問題の洗い出しをお願いしたところであります。

その中で、各課におきましては、このような交付金の性格も考えまして、いろいろな事業として上がってきたところであります。

結果的には170、80本くらいの事業が上がってまいりまして、総額では30億円を超えるような事業として、ただこれは、その事業のその熟度の問題もありますから、そういうような将来的に中期的に、長期的にも、そういうような問題があるという、各課での意識づけにはなったとございます。

ただ、そういうようなことも含めまして考えた中で、交付金は与えられた3億7,500万の金額あるわけですから、これに向けて調整をしていくということになっております。

いずれに対しましても、今その準備作業中でありまして、これら交付金を有効に使い、地域の経済の活性化に資するように、交付金そのものの目的も資するようというところで、その辺のバラ

ンスを考えながら取進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 全体の声を、各課から問題を払い出していただけるということは、非常に大事なことだというふうに思います。

幕別の中で、緊急なところはどこなのか、そして雇用の拡大にどうつながるのかというこの見極めは、本当にしっかりやっていただきたいというふうに思います。

私は、その中でやはりこういうその通常の交付金とは違いまして、臨時的なものでありますから、やはりそのなかなか通常ではきなかったけれども、これがあるからできるのだと、これがあるから町民がやってきているのだということが大事だと思うのです。

それで、前回の予算の使い方の中では、補助事業に他の補助事業に乗れるようなものが、ここで使われていくというようなことも1度見受けられたようにも思うのですが、今回は単独事業と、国のその補助事業の町の分の負担金をもそこに充てるということも可能性のようなのですが、できるだけそのお金がなかなか予算がつかないけれども、ここそれだったらその単独でやっていけるぞと、というようなものを充てていくことのほうが、その有効な財政活用になるのではないのかなというふうにも思います。

組み合わせさせて、このお金だけでは1億の仕事しかできないけれども、しかし補助にのれば、もっと膨れるというふうなことも、それは大いに研究していただいて取組みいただきたいというふうに思います。

それで私がここに上げました4点のうち、住民の目から見てもまだまだ沢山あるのですけれども、これは臨時のお金使っても一生懸命頑張りたいな、それとこの事業で雇用の創出が広がるぞというふうに思った中のいくつかを上げていたのです。

その一つが、まず学校の耐震化だったわけです。

今、昨年、中学校で耐震化の事業、今、進められていますけれども、この冬も含めまして多くの参加している事業者の方から、冬の仕事、助かったということを知りました。

それで、補修ですから今、足場全面的に外に組まれまして、沢山の人が入ってそして工事やっています。

人数にして数えてはいませんけれども、雇用の創出という点ではこういった改修だとか補修というのは新しいものをつくる以上に、本当に人手がかかるのだなということも実感しています。

そんな視点から耐震化も頑張りたいなと思っていました。

それで、いろいろ調べて幕別町では耐震化の2次診断まで終わって、それで今示されました危険な数値、これは二つあるのだということですが、たまたま昨日一斉に全国の耐震化の状況も発表になっておりました。

幕別頑張っているというふうに思っていて、決して頑張っていないわけではないのですが、しかし十勝の平均からすると、そうそう高くもないというところでありました。

それで、私はこの目の前の事業についてはわかりました、実施設計までいくということから。

しかし、今、2次診断まで終えて、そしてそれぞれ関係の委員会にかけて計画を持つのですが、例えば今年なら今年、この事業でどこまでその耐震化率を上がっていくことになるのか、やっぱり目標、この後ろのほうの生活関連も皆そうなのですが、どこまでこう引き上げていくのかということが一つ事業の取組む姿勢としては大事だと思うのです。

今回計画している事業で、耐震化率はどこまで上がっていくのか、それともう少し細かくお聞きしますが、決算の数字よりも今回の新聞報道の数字のほうが少なくなっていましたので、こちらでお尋ねしますが、幕別町でその耐震化の対象となる施設ですね、81年前に建てられた施設は全部で21棟というふうにかかれておりました。

これの21棟を順次危険度の高いものから、取組んでいくということになるのですが、大枠の計画とそれから今年度どこまで到達させようとしているか、そこをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました学校の耐震化につきましては、まずは今、2校、これは忠類の中学校と札内南小の体育館、これはこういう数値が出たものですから、すぐ6月に実施設計を組んで新たに取組みたい。

そして残りの学校については、2次判定の結果を待って、それによってこの交付金を充てて7月の補正予算に計上したい、自主設計を計上したい。

そして、時期によっては冬にまたがるものもあるのかもしれませんが、何とかやれるものは全部やってしまいたいという思いではあります。

ただ、これも先ほど言いましたように、経済危機対策臨時交付金でやれるもの、あるいは補助の付くもの、いろいろなこうあるものですから先ほどから言っております、公共投資臨時交付金のほうの詳細が出てこないことには、全体的な計画が立てられないというのが実情なものですけれども、ただ私どもとしましては、こういう際ですからできたら学校の耐震化については一挙に進めたいと、そういう思いではあります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） わかりました。

そうしますと、幕別町の現在の耐震化率というのは61.2%ということですが、忠類の校舎ですね、忠類は体育館なのですか、南小が体育館、忠類が校舎と今、おっしゃられなかった、ま、いいのです、いずれにしても危ないものは直していただくということと、残りのこれで19棟ということになってきますよね、残りの19棟についても可能であればこの年度といいますか、早急に終わるといふふうに確認してよろしいですね。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） あくまでも、2次診断の結果が出てそれによる判定委員会ですか、それによって必要だということが明らかにされれば、それに向けて予算付けをしていきたいということでもあります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） わかりました、はい、期待をしたいと思います。

次にですね、②のほうに入ります。

学童保育の施設の充実についてであります。

この学童保育の充実については、実は前々会の議会のときにもお尋ねをいたしました。

定員があふれている状況などについては、今年3月の町長の行政執行方針の中でも触れておられまして、それでコミセンを活用しての、つまり住民等の協力をいただく中で何とか運営していくのだという中で、何というのでしょうか、致しかたない手法なのだろうなというふうに思っていたのです、実は。

ただ、長期化するのであれば、やはりコミセンはコミセンの目的がありますし、それからそこに通う学童の子どもたちというのは、この時期は、この時期通う子どもというのは、すし詰めの中ですぐすというものは、やはり解消されていないわけですから、ですからその早い手立てが必要だなというふうに、ずっと思っていたのです。

それで、生徒の数は多少減っていくのであろうというふうに言われました。

今後、その推移を見て判断するのだということですが、生徒の数は確かに一時期を比べたら減ってはいるのだけれども、しかし横ばいか微増が南小ですとか北も続いてきたと思うのですよね。

昨年に比べて微減ということだと思っております。

その、子どもの数と学童利用する割合といいますか、ここが大事だと思うのですよね。

子どもの数は多少減っていったにはしても、今の経済状況からいくと学童保育、働いているお母さんたちの家庭が多いわけですが、学童を利用する割合というのは高くきているのではないのでしょうか。

それが、今日のような定員を2倍以上も上回るような現状になっていると思うのですよね。

その背景も大事だと思うのですが、そこがやはり経済的な理由ということが大きいということであれば、今のこの経済不況というのは、いろいろ頑張っただけで何とか乗り越えようとはしていますが、しかし、100年に1度と言われているものが簡単に2年や3年で解消にはならないと、そうすると利用度は、おのずとその高いと見なければならぬ。

であるならば、きちんとした施設を確保する必要があると、いうふうに考えるのですけれど、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、ここ今後に向けての児童数推移しております。

この中では微増、あるいは微減、繰り返す部分もありますけども、そう多くは減らない、ただ26年度以降にまでいきますとちょっと減り具合も多くなってくるのですけども、ただ、1番今言われた、後段に言われましたように、学童の入所する児童が増えている。

つくしで言いましても、67人、68人、72人、75人だったのが一挙に今年は100人を越えるというような状況ですから、これらが続くとすれば、今の状況ではなかなかこうやっていけないだろうと、それで今内部で検討しておりますのは、今のコミセンを利用した中で、今の学童保育所の増設でいいのか、あるいは全く別のところに新たな二つ目の学童保育所を設置することがいいのかと、これらをも含めながら、さらに今回の交付金では見送りたいと思っておりますけれども、見送った後の財源確保は、ではどんなものがあるのか、今、高額の補助もあるというようなことも今聞いているわけですが、そうしたことを含めながら、来年以降のいわゆる学童保育所の在りかたについてを今、検討させていただいて、このまま放置することはちょっとできないだろうという思いではおりますけれども、何らかの解決策を早急に内部で詰めていきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 当然その国の基準に沿った形での、この今後の対策になっていくと思うのですけれども、町長おっしゃられるような、その例えば増設ということになりますと、1人辺りの床面積ではクリアできると思うのですが、しかし今、国のやり方というのは、細分化というのですか、70人を1単位というふうに見るというふうには、そういうことだというふうには聞いているのです。

そうしますと、その補助の対象も学童に対する国からのお金もその70人という縛りがあって、それを超えちゃうと駄目ですよというような、随分乱暴なやり方だと私は思うのですけれども、でもそういうこともあるというふうになれば、当然そのおのずと別施設というふうにはせざるを得ないのかなというふうに思ったわけです。

それがどんなものになっていくのか、今、うちの町は単独といってもコミセンとの併設という形できましたので、それでその今後何かの別な施設との併設なのか、それとも単独になるのかという選択も迫られてくるのだと思うのですけれども、いずれにしても冬期間の長い施設でありますから、夏の間は何とかそのコミセンの利用も含めて、外での運動とかということで解消できますけれども、冬期間はそうもいきませんので、その手前での判断というふうになるといいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 国の基準自体はやはり40人が基準でありまして、最大がその70人までということでもあります。

北のほうは、何とか70人前後の推移でいくのではないかと、南の場合はああいふ団地形態でありますから、公営住宅なんかも多いですから、そう児童が減るということはないのではないかと、そうすると今おっしゃられたように、今の施設を単なる増設だけでは、賄い切れないのかなという思いも実はしております。

そうすると新たなところに学童保育所を設置するといった場合、それではあの周辺の中で南小学校校下の中でどういったところが予測されるのかと、どういうところが親から子どもから望まれるのか、

そういったことも含めて今検討したいということで、なかなかその増設だけ、あるいは既存の施設にさらに例えばあかしの児童館のところに増設、足す、そんなことだけでは済まされない部分もあるのかなという思いもあるのですけれども、これも今言ったように、そうするとまた新たな土地を求めて新たな建物ということになってくると、またかなりな事業費にもなってくる。

そんなことも含めながら、検討させていただいて早急に方向性を出していきたい、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） はい、わかりました。

当然限られた効果内での事業ということになるかと思っておりますので、ぜひ現場の意見も十分聞いていただいて、早期の取組みを求めたいと思います。

次に、生活道路の改善とバリアフリーの促進についてです。

実は、この生活道路の改修とバリアフリーも住民の安全ということが大事なのですが、公共事業の在り方の中で、前回の質問の在り方の中で、作ったものをしっかりと維持管理をしてそして長持ちさせると、そういうところに事業費も投ずるべきだし、そこでこの雇用も増やしていくべきだということ申し上げてきました。

この生活道路の改修も、ある意味では同じような視点であげさせていただいたのでありますが、幕別町は毎年毎年、決算のときも出していただくのですが、こういった道路の改良率、舗装率というのをいつも出して、そしてその三カ年の計画も出してということでやってきておりました。

生活道路の改修などが、随分雇用につながるという点では、実は今年の2月に北海道の建設労働者を対象にした機関がいろんな調査をして、それでどんなことが雇用につながるのかということが発表されていたのですね。

2月に北海道、道新にも載りまして、私も興味を持って見ていたのですが、結局、全道のここは全道のその建設業の全部ではありません、4,000件を近くを対象にして調査をして、そしてそのどういう仕事を求めるのか、どういう仕事に多く働いていただけるのかというような調査も行っていただいたのですね。

北海道は新幹線の工事なども、大型の工事などもありまして、また、開発局の事業等もそれぞれその道路の配分などもありますから、ですからそういったことを見据えてアンケートもされ、調査結果も出ていたのですが、回答の半分近くが生活道路ですとか、そういったその地域に密着したものの仕事が、実はそのそういうことが続くことが安定した雇用にもつながるし、期限も次々に行くわけですからないわけですから、そういうその発表があったわけですね。

もちろん、その大きい道路やなんかが目だということでもないのでありますが、今年のその開発局の予算なんかも見ても、やっぱりほとんど高規格道路が4割がた占めていまして、川もありますから道路が全部ではありません、道路は全体の4割程度ということなのですが、その4割のうちの4割は高速道路だとか、そういうことでなんです。

それで、残りの道路はうちも国道38号線早く拡幅してくださいとか、いろんな要求でやっていますが、なかなかそういうところに仕事が増えていかないというジレンマが、それはいろんなところから出ています。

それで、町としてはそういうことを地域密着に求めながらも地元の町でその管理している道路をきちんとその舗装率も上げ、改修もして、安全も保って、そして住民の安全と雇用を守ることが大事だというふうに思いました。

幕別町では今、お答えいただきましたように改良率、これが68.5%、舗装率が58.1%ということですが、これですね、ずっとそんなに上がってきていないですね。

それで、例えば今年ね、これもさっきの耐震化と同じような設問になりますけれど、今年事業をやったこの舗装率などがどこまで上がっていくのか、それどういう計画、達成率を持ってられるのか、私たちいただいております3カ年の実施計画の中に、道路の改修部分等はかなり自然とともに生きる

環境にやさしい町づくりの中で位置づけられておまして、改良舗装であるとか新設も何本かはありますけれども、平成21年度にここに位置づけられております。

これをやって、どこまでこの率は上がっていくのでしょうか。

うちの町が絶対に安心だよといえるようになるのには、何年かかるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 舗装率、改良率の数値については、毎年度は決算時においてお示しを示してあるわけでありまして、予算編成でも当然積算はしているわけですからどれくらいのキロ数が改良され、どれくらいのキロ数が舗装されているか、それは計算すれば出るのだらうと思いますけれども、今まではちょっと予算の積算基礎なんかの説明ではまだ実施していない。

それと今回のように、補正予算額まで増した分は、これは投資予算に乗らない2次補正ですけども、実際事業をやるのは年度内の間、21年度に実施してくる。

こういったものが、来年度の20年度の決算に補正分が出てくる。

そして21年度に実施したやつが21年度の決算に出てくるということですから、それらが全部をつみあがって実際どれくらいといわれるとなかなか、今すぐ数値は出ないのですけれども、ただもう一つ、改良率、舗装率が上がらないのはもうずっと道路事業については抑えられてきた。

補助もなくなってきた、かつてのように景気浮揚で100%起債をつけるから、どんどん道路整備をやりなさいという時代でもなくなってきた。

それと道路も結局は、先ほどのお話にもありましたように維持補修にだんだんお金が掛かってくる。

ということは、1回舗装したやつも何年かするとオーバーレイ、いわゆる舗装をやるとこれは別に舗装率にも何ら跳ね返ってこないというようなこともあって、私どもとしては、いつも申し上げますように公区長会議やなんかにおいても、1番こう要望の多いのはやはり道路の整備なのですけれども、なかなかそれを整備に應える、いわゆる財源確保がこの数年厳しい状況にある。

そういった中では、今回の昨年の2次補正や、あるいは今回の交付金なんかは、道路整備やなんかについては大変あり難いなというふうには思っておりますけれども、できる限り舗装率も改良率も上げていくことが、もちろん私どもも努力はしていきたいというふうに思います。

ちょっと申しわけなくて、数値はすぐに出ないのですけれども、そういった状況にあります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 改修も大事なことでするので、数字にあがらないものも含めて、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

バリアフリーという言葉も使わせていただいてあげましたけれども、やっぱりそこは改修になるのでしょうかけれども、凸凹、これはもう、毎年毎年、毎年毎年、パトロールもされて頑張ってもらえるけれども、これはもう続いていくと、だけでも、でも、ここも直してきちんと整備することが住民の安全、1番のバリアフリーだというふうに思いますので、その頑張ってください。

同時に道路だけではなくて、質問ではちょっと触れたのですが、雨水桝などもお答えの中にはなかったのですけれども、これも安全、きちんとその役割を果たしていただく整備と、それから安全を保つうえでの整備、両面でまだまだその十分ではないなというふうに思うのです。

ですから、バリアフリー法に基づくその改修、これは今までその交差点を中心にやってこられたと思うのですが、そこだけに留まらず、そういった道路全体の改修とそしてそこについている設備の安全、これをやはりこういった臨時交付金なども来たときにはぜひ、普段なかなか手を付けられないことをこういうところにポンと乗せて進めてもらおうと、住民も嬉しいですし仕事も増えるということにもなると思うのですがどうですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 雨水桝の上がったり下がったりというのは、毎年いろいろお話を聞くわけでもありますし、町としても大体除雪を前にした時期には、町内一斉に点検に歩いているわけでもありますけれども、今言うに、もちろん補助的なものはございませんから単費でありますし、除雪のほうもそれ



を整理をしておかないと大変支障をきたすようなこともあります。

今回の予算の中ではまだオーバーレイをやるような事業の、道路についてはそれらも含めて改修をしていきますけれども、お話ありましたように、毎年のことながら、除雪を前にした時期にはそれらも十分気をつけていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 先ほど数字お尋ねしたのですけれども、できればこの議会が終わってからも結構ですからどこまでこう達成していくのか、それはぜひ抑えておきたいというふうに思いますので、資料を求めておきたいと思います。

それと次、4点目に入ります。

住宅リフォーム助成の実施についてであります。

これも以前、同僚議員がお尋ねして求めてきたものであります、政策。

それで、これは今回は雇用問題で聞いておりますから、もちろんその住宅のリフォームをすることによって、その住宅の改善を容易にするということで、住民にとっての助かることではあるのですが、あくまでもその仕事をつくる事業者の支援という意味合いをその重き、そこに重きをおいてぜひ検討していただいているということですので、早期の実現を求めたいと思うのです。

それで、これは今、全国で相当数なところで実施していることは、1回目の質問で申し上げたのですけれども、せっかくこういうその事業を行うということであれば、町が補助をしてやるわけですから、その補助が地元の業者にきちんと仕事が回って、それが地域の経済に浮くという循環型にしっかりとっていただきたいなというふうに思うわけです。

この事業は、大体いろんな自治体に取り上げてまだそんなに歴史はなくて、10年足らずのものではないかと思うのですけれども、いろんな頑張っている町の紹介がある中で、広島県の三次市というところの実践例が、なかなか良いなというふうに思っちゃっとお話したいと思うのですけれども、この一定の基準をつくってやりますよね、それでスタートのときは工事費全体の1割ということで、今は2割なのですけれども、スタートの段階で1割ということで始まって、ごめんなさい、今も1割です、ただ、最高限度額がスタートのときに10万で現在が20万ということなのですけれども、ずっとこの事業をやりながら実際に出している10万、20万がどれだけのその工事費につながるのだという統計が出ていたのです。

それで、スタートをしたのはこの04年度にスタートをしているのですけれども、そのときのその町の予算というものは、10万円ということで組んでいますから、30件分で300万で補助を出したと、実際これを使ってやったというのが32件あったそうなのですが、工事費総額は6,112万円、だから300万が、もちろんその個人も出しますけれども、この事業になったと、それが、どんどん、どんどん、こう大きくなってきて、3年後には補助も申し込みも多いので、町は600、市は600万まで用意をするのです。

申し込みが65件、実施に事業の総額は1億3,000万くらいだと、その前の年はもうちょっとあって、1億6,000万くらいまでなるのですけれども、こんなふうにして補助額そのものは決して大きいとはいえないのだけれども、その応援することによって、前にもありましたけれども、介護保険を使ってちょうどその改修するときに合わせて、もうちょっと介護保険の適用にはならないけれど広げるのですとか、それからバリアフリー化はもちろんそうですし、商店なんかのちょっとしたその改修やリフォームなどにも使っていただいているというようなことで、そういうふうな細かなメニューの中で、町の仕事、町の中で展開されるその事業が1億、2億になっていくということで、やっぱり補助事業というのはこういうふうにあるべきなのだというふうに思いました。

もちろんその施行する業者は、こういった町の助成でありますから、地元の事業者に限定するというでもありました。

こういうのが細かくあるといいなというふうに思うのと、それからこの例えばリフォームということになれば、携わるのは建築業者ということになるのでしょうかけれども、現実に細分化していくと沢

山の業者が入っていくと、水道から設備からですね、それから内装から外装から、家具からいろんな業者が入って電気もそうですね、そうしてこう仕上げていくということでもありますから、幕別町のそのそういった小さな業者の方たちの、大きな応援になっていくのではないかというふうに思うのです。

ですから、これからその内容については、決めていかれるのだと思うのですけれども、そんな循環型の助成制度にするべきだというふうに私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 住宅リフォームについて、私も担当のほうから調べた資料をもらいました。

5月11日現在、19都道府県83自治体、十勝管内でも先ほど中橋議員おっしゃられたように何町村かやっています。

ただ、リフォームでやっているのは、芽室町と上士幌町、ところが新築住宅でも新得、鹿追なんかも含めてやっているのですけれども、ここへいきますと町外業者にも払っている実態もあります。

そして、共通しているのは皆さん商品券の活用であります。

従いまして、商工会との連携の中でそうした商品券を発行して、そして商品券を持ってそうしたリフォームや新築住宅の補助に充てているというのが現状のようであります。

そういった意味では、今、私どもも先ほど申し上げましたように、商工会とも協議をさせていただいていますけれども、ただ今回の交付金の1年限りの事業で終わってしまえば、また意味がないのだろうというふうに思います。

少なくとも何年か継続しなければ、目的といいますか趣旨が達成できないのだろうというふうにも思いますので、そういったことも含めながら、私どもとしてはもちろん町内業者だというふうに思っておりますけれども、そういったことも含めながら、今、商工会とさらに中身について詰めていけるかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 商品券のお話も聞きました。

結局その町が助成するときに商品券で助成して、それをだから助成したお金がさらに地元で使われるというその考えだと思うのですけれども、私はそれはそれで一つの地元振興のためには、なんていうのですか、生かすといいますか、そういうのも選択肢としてあってもいいのかなというふうに思います。

どこの自治体を見ても、そうそうその大きな金額の助成ということではないのですよね。

だいたい、5万円ですとか、10万、20万、多いところでは50万というところもありますけれども、新得や清水、新得や鹿追の、もう研究してみたのですけれども、そこまではというふうに、うちの町が厳しいから、その幕別町以外の業者を排除するとかそんなことではありません。

しかし、循環型を考えたら、まず出だしはうちの町のその事業者であり、うちの町に住んでいる人のリフォームというようなところが、スタートとしてはいいのではないのかなというふうに思います。

それと、もちろんその1年や2年では効果という点でも検証できません。

長くやっていただきたい。

ただ、この先ほど紹介した広島町の町も最初はその5年という時限でやっているのです。

結局そのうちながら変更していくというか、それでやってみてこの効果を確認して1年間のお休みがあって、また復活させたということがありますから、きちんとその辺は現状に合った柔軟なその手法も考えながら、きちんと手立てを取るということを再度その確認をして終わりたいと思いますが。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、今、言ったように1年限りということではなくて、当然3年なり5年なりの時限をきって、さらにその状況を見ながらその後をどうしていくかということ、検討していくことが普通といいますか、我々のやり方としては、当然なのであらうと思います。

そういったことも踏まえながら、十分検討させていただきたいというふうに思います

○1番（中橋友子） 以上で終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、14時15分まで休憩いたします。

13：58 休憩

14：15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、報告第2号から、日程11、議案第48号までの、9議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、報告第2号から、日程第11議案第48号の9議案については、委託会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、報告第2号、平成20年度、幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第2号平成20年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。

議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらないものについて、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰越をして使用できるというものであります。

翌年度に繰越をした当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額及び繰越財源の内訳について、繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整をし、次の議会において報告しなければならないとされております。

計算書の表であります。2款、総務費、地域活性化・生活対策臨時交付金事業につきましては、国の平成20年度第2次補正予算により、実施されることとなりました事業でございますが、事業実施が冬期間となり工期が十分確保できませんことから、全額繰越を行ったものでございます。

なお、金額と翌年度繰越額との差につきましては、先の臨時会でご審議いただき、ご承認いただきました札内北沿線通り道路整備工事の財源区分変更に伴います減額でございます。

次に、定額給付金・子育て応援特別手当等支給事業につきましては、定額給付金等の給付が年度内に完了できませんでしたことから、その所要額について繰越を行ったものでございます。

なお、6月4日までの定額給付金給付状況でございますが、対象世帯数1万1,221世帯に対し、申請件数1万666世帯、申請率95.1%、給付額4億608万円の給付となっているところであります。

次に、3款、民生費、子育て応援特別手当支給事業でございますが、本事業につきましても、定額給付金事業同様、年度内の支給が完了できませんでしたことから、その所要額について繰越を行ったものでございます。

この事業につきましても、対象世帯数、376世帯に対し、申請件数365世帯、申請率97.1%、支給額1,389万6,000円の支給となっております。

次に、6款、農林業費、美川道管畑総事業負担金及び古舞道管畑総事業負担金につきましては、事業主体である北海道において、当初事業に追加して予算が確保されましたことから、事業の進捗を図るため、事業を前倒しで実施してはいましたが、工期が冬期間となりましたことから、その事業に関する町負担金について繰越を行ったものでございます。

次に、8款、土木費、橋梁簡易点検事業でございますが、本事業につきましても国の第2次補正予算により、事業を行っているものであります。

事業実施が冬期間となり、十分に工期が確保できないことから繰越を行ったものでございます。

次に、北栄大通外3住宅市街地基盤整備事業でございますが、北栄西通の整備に必要な道路用地を確保するため、用地買収及び物件2件保障に係る交渉を関係地権者と進めてはいましたが、一部の地権者において、移転先の選定などにより日数を要したことから、契約が冬期となり本年度内に本年度内に移転の完了が困難となったため、事業を繰越をしたものでございます。

次に、12款、職員費、時間外手当、定額給付金・子育て応援特別手当等事業でございますが、定額給付金等の給付が繰越となりましたことから、それら事業実施に伴います時間外手当について繰越を行ったものでございます。

以上、8事業について平成21年度に繰越をして実施するものであります。

繰越額につきましては、9億3,505万7,000円であります。

繰越事業の財源の内訳につきましては、右の蘭のとおりとなっております、財源も合わせて繰越を行っているものでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

ご承認をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

報告第2号、平成20年度、幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりといたします。

○議長（古川 稔） 日程第4、報告第3号、平成20年度、幕別町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第3号、平成20年度幕別町一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告しご承認をいただこうとするものでございます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

事故繰越につきましては、地方自治法第220条第3項、但し書きに基づきまして歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし避けがたい事故のため、年度内に支出の終わらなかったものについて、これを翌年度に繰越をして使用できるものであります。

翌年度に繰越をした当該経費につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定において、準用する同令第146条第2項の規定により、繰越額及び繰越財源の内訳について事故繰越し繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整をし、次の議会において報告しなければならないとされております。

今回、報告をいたしますのは、3款、民生費、小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業であります。平成21年、第1回定例会において平成20年度補正予算として事業を実施すべく予算を計上したものでございます。

本事業につきましては、グループホーム等においてスプリンクラーを設置する際、国が10分の10の補助を受け、実施するものでございます。

本事業実施計画では、年度内にスプリンクラーの設置が完了し、補助金の支出を行う予定でございましたが、全国的な事業実施に伴いまして、スプリンクラーヘッドが品薄となり納品が遅れ、年度内

に事業の完了ができなくなったとあります。

このことから、事業実施において避けがたい事故として財源とともに、事故繰越しを行い、このたび報告を行うものでございます。

繰越額につきましては、1,278万9,000円であり、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております、財源も合わせて繰越を行っているものでございます。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

報告第3号、平成20年度、幕別町一般会計事故繰越し繰越計算書については、報告のとおりといたします。

○議長（古川 稔） 日程第5、報告第4号、平成20年度、幕別町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第4号、平成20年度、幕別町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について報告をし、ご承認をいただくこととさせていただきます。

議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち年度内にその支出が終わらないものについて、地方自治法の規定により、翌年度に繰越をして使用できるというものであります。

翌年度に繰越をした当該経費につきましては、地方自治法施行令の規定により繰越額及び繰越財源の内訳について、繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整し、次の議会において報告しなければならないとされております。

今回、報告をいたしますのは、1款、水道費、忠類東部地区道営畑総事業負担金であります、北海道において追加して予算が確保されましたことから、事業の進捗を図るため事業を前倒しで実施していましたが、工期が冬期間となりましたことから繰越をして事業を実施することとなり、その事業に係る町の負担金について繰越を行ったものでございます。

次に、忠類東部地区簡水整備事業でございますが、本事業につきましては、国の平成20年度、第2次補正予算において実施されます地域活性化・生活対策臨時交付金を財源に実施するものでございます。

忠類東部地区簡易水道の整備につきましては、現在、北海道の畑総事業において整備を実施しているところでございますが、本事業については町の整備区間について実施するものであります。

事業実施が冬期間となりましたことから、繰越を行ったものでございます。

以上で、報告第4号の説明を終わらせていただきます。

ご承認をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

報告第4号、平成20年度、幕別町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりといたします。

○議長（古川 稔） 日程第6、議案42号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案42号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由

をご説明申し上げます。

議案書は4ページ、議案説明資料につきましては、1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、手数料を徴収する事務につきまして手数料の名称、金額及び徴収時期を規定したもので、本条例の別表にその対象となる事務を掲げているものであります。

今回の改正は大きく5点ありまして、1点目は優良住宅新築認定申請手数料の引用条文であります。租税特別措置法が改正されましたことによるものであります。

2点目は、建築確認申請の構造計算書偽装事件により、建築基準法が改正され一定の建築物について、建築主事の審査とは別に、構造計算の適合性を判定する制度が導入されたことによるものであります。

3点目は、幕別町が建築確認の審査をする建築物、工作物で国や都道府県等が建設する場合については、これまで建築確認申請ではなく、計画通知として手数料の対象とはしておりませんでした。一つめには、構造計算の適合性の判定性を必要とする場合には、幕別町が北海道に対して手数料を納付しなければならないこと。

二つめとして、計画通知は建築確認申請と同様の業務量がありますことから、計画通知についても手数料の対象とするものであります。

4点目は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法に関わるもので、この認定を受けると建築基準法による容積率や、建ぺい率の緩和措置や税制上の優遇措置を受けることができますが、これにつきましても、一つ目として一定の建築物については建築主事への計画通知の際に、構造計算の適合性判定を必要とする場合には、幕別町が北海道に対して手数料を納付しなければならない。また、二つ目として、認定申請の審査にあたりまして、一定の業務量が発生しますことから、新たに手数料の対象とするものであります。

そして5点目につきましては、長期優良住宅として耐久性、維持管理の容易性等を備えた住宅を建設する場合、登録免許税等の税制上の優遇措置を受けることができますが、その認定、及び変更等に係る手数料について新たに規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

議案説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

別表注2の項の手数料を徴収する事務の根拠法令であります。

租税特別措置法の引用条文が改正になりましたことから、第31条の2第2項第16号2、第62条の3第4項第16号2とありますものを、第31条の2第2項第15号2、第62条の3第4項第15号2に改めるものであります。

次に、説明資料の2ページになります。

3の項につきましても、2の項同様、第31条の2第2項第16号2、第62条の3第4項第16号2とありますものを、第31条の2第2項第15号2、第62条の3第4項第15号2に改めるものであります。

次に、6の項になりますが、全文を改め、建築確認申請手数料を徴収する事務の根拠法令に計画通知にあたります建築基準法第18条第2項の規定に基づく計画の確認、及び変更の通知に対する審査を加えるものであります。

手数料につきましては、これまでの床面積に応じた建築確認申請手数料に加え、説明資料の3ページになりますが、ロとして構造計算適合性判定を受けなければならない場合の手数料として、安全上必要な構造計算の技術的基準に適合するかどうかを、国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用しないで確認する場合は15万円、プログラムを使用して確認する場合は10万円とするものであります。

次に、7の項につきましても、全文を改め、工作物確認申請手数料の手数料を徴収する事務の根拠法令に、6の項と同様に計画通知にあたります建築基準法第18条第2項の規定に基づく計画の確認、及び変更の通知に対する審査を加えるものであります。

次に、説明資料の4ページをご覧くださいと思います。

8の項、及び9の項につきましては、建築物完了検査申請手数料及び工作物完了検査申請手数料に

なりますが、それぞれ手数料を徴収する事務の根拠法令を完了検査の申請に対する審査としていたものを、建築物、工作物の工事の完了に係る検査に改め、計画通知にあたります建築基準法第18条第15項の規定を加えるものであります。

次に、16の2の項につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定を受けるときの適合通知に係る審査手数料になりますが、手数料の額につきましては、先ほどご説明いたしました、6の項と同じ額とするものであります。

次に、議案説明資料の4ページから6ページに渡りますが、16の3の項につきましては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る手数料になりますが、戸建て住宅は1戸あたり5万7,000円とし、事前に耐震性やバリアフリー性などの技術的審査を登録住宅性能評価機関により認定を受けたときには1万8,000円とし、共同住宅の2戸以上、5戸以内のときはそれぞれ13万円と3万円、共同住宅の戸数が6戸以上のときは、それぞれ20万5,000円と4万7,000円とするものであります。

次に、説明資料の6ページをご覧くださいと思います。

16の4の項につきましては、長期優良住宅建築計画の変更申請に係る手数料になりますが、イは住宅の建築工事の着手予定時期、及び完了予定時期、並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合として、1戸につき1,000円とするものであります。

ロは、変更認定申請をする場合の手数料になりますが、戸建住宅は1戸あたり3万4,000円とし、説明資料の7ページに渡りますが、事前に登録住宅性の評価機関による技術的審査の認定を受けたときには1万4,000円とし、共同住宅の2戸以上、5戸以内のときはそれぞれ7万3,000円と2万4,000円、共同住宅の戸数が6戸以上のときは、それぞれ11万7,000円と3万8,000円とするものであります。

次に、16の5の項であります。分譲住宅等の長期優良住宅の譲受人を決定した場合における、計画変更に係る認定申請手数料を1,800円とするものであります。

次に、16の6の項であります。長期優良住宅を売買した場合などの地位の敬称の承認申請手数料につきまして1,800円とするものであります。

議案書に戻っていただきまして、9ページをお開きいただきしたいと思います。

附則についてであります。本条例における施行期日を公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第7、議案第43号、幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第43号、幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の9ページをお開きいただきしたいと思います。

今回の改正につきましては、学校法人十勝竜谷学園幕別幼稚園、及び父母会の三者連名により平成21年2月20日付けで、町と教育委員会に対しまして、町からの給食提供の要望が出されました。

要望の理由といたしまして、食の安全、安心の確保、地産地消、食育の重要性などの高まりを背景

に、町が行う学校給食の安全安心、ふるさと給食などでの地元食材の使用や栄養管理など、充実した給食となっている町の給食の提供を受けたいというものであり、3月26日に開催されました教育委員会会議におきまして協議を行った結果、食育に有効であるという観点と、給食センターが幕別幼稚園に給食を提供することになっても、給食センターの供給能力に問題はなく支障がないことから同幼稚園に対し給食を実施することといたしましたので、本条例の改正を行うものであります。

なお、町が幕別幼稚園に提供する給食の実施概要であります。給食の開始時期につきましては、本年の小中学校夏休み明けの2学期からとし、提供数及び回数につきましては、園児と職員合わせて本年度は167食分、月曜日と金曜日の週2回提供することとし、給食の配送に係る車両の準備、及び配送業務は幼稚園側で行い、配送用コンテナ、食缶、食器などの備品は町で準備することといたしております。

また、1食あたりの額につきましては、町立わかば幼稚園と同額の188円とし、給食費の納入につきましては、幼稚園が町に一括支払うものとしております。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第1条中、へき地保育所の次に（以下「町立学校等」という。）を加えるものであります。

現行の第5条を繰り下げ、第6条とし、第4条の次に（町立学校等以外の学校への給食の実施）という題で新たに1条を加えております。

第5条第1項となりますが、給食センターは、第1条の規定にかかわらず、町立学校等への給食に実施に支障を生じない範囲内において、教育委員会が教育上必要と認める場合は、町立学校等以外の学校（学校教育法第1条に規定する学校をいう。）への給食を実施することができる。

第2項として、前項に規定する町立学校等以外の学校への給食の実施に関する第3条第2項の適用については、同項中「給食を受ける者またはその保護者」とあるのは「教育委員会が定めるもの」とするというものであります。

次に、議案書にお戻りいただきまして、10ページになりますが、附則についてであります。

本条例における施行期日を公布の日からと、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第8、議案第44号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第44号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は11ページ、議案説明資料は10ページをお開きいただきたいと思います。

今回、購入いたします財産は、除雪トラック1台であります。

この除雪トラックにつきましては、幕別地域で使用しております除雪トラックの更新を行うためのものであります。

現在、使用しておりますトラックは、平成4年度に補助事業により購入したものでありまして、既に16年を経過し、走行距離21万4,000キロに達しており馬力の低下に加え、修理費も年々増加しておりますことから、本年度、建設機械整備費補助事業により更新を行うものであります。



新たに購入する除雪トラックは、車両全部にワンウェイプラウ、中央部にグレーダー装置、及び側面部に路肩や歩道の雪の掻き出しを容易に行うことができるサイドウイングを装着した10トン級の除雪専用トラックとなっており、車道拡幅除雪や交差点の除雪など、よりきめ細やかな除雪が可能で機動力が高いものであり、効果的に活用してまいりたいと考えております。

契約の方法、購入金額、購入の相手方についてであります。平成21年6月3日、東北海道いすゞ自動車株式会社、日産ディーゼル道東販売株式会社、東北海道日野自動車株式会社の3社により、指名競争入札を執行いたしましたところ、2社が2回目の入札をもって辞退し、残り1社となりましたことから、帯広市西21条北1丁目3番12号、日産ディーゼル道東販売株式会社、代表取締役、金尾浩幸氏を相手方として随意契約の方法により、金額3,498万3,900円で契約しようとするものであります。

なお、除雪トラックの納期につきましては、平成21年11月5日を予定いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） ここで暫時休憩いたします。

14：44 休憩

14：46 再開

○議長（古川 稔） それでは、休憩を解いて再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第9、議案第45号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤清一） 議案第45号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は12ページ、議案説明資料は11ページをお開きいただきたいと思っております。

今回、購入いたします財産は、除雪グレーダー1台であります。

この除雪グレーダーにつきましては、忠類地域で使用しております除雪用グレーダーの更新を行うためのものであります。

現在、使用しておりますグレーダーは平成3年度に補助事業により購入したものでありまして、既に18年を経過し、走行距離8万4,000キロメートル、稼働時間7,900時間に達しており、馬力の低下に加え修理費も年々増加しておりますことから、本年度、建設機械整備費補助事業により更新を行うものであります。

新たに購入する除雪グレーダーは、車両全部にアングリングプラウ及び側面部に路肩や歩道の雪掻き出しを容易に行うことができるサイドウイングを装着した車両となっております。

冬場の安全な車道確保と、夏場におきましては砂利道の路面整正で稼働させ、より効果的な活用を図ってまいりたいと考えております。

契約の方法、購入金額、購入の相手方につきましては、平成21年6月3日、キャタピラー北海道株式会社、及び株式会社中島自工の2社により、指名競争入札を執行いたしましたところ、1社が

2回目の入札をもって辞退し、残り1社となりましたことから、帯広市西19条北1丁目3番5号、キヤタピラー北海道株式会社道東本店、本店長、湯谷嘉浩氏を相手方といたしまして、随意契約の方法により金額3,369万4,500円で契約しようとするものであります。

なお、除雪グレーダーの納期につきましては、平成21年11月11日を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第10、議案第47号、平成21年度幕別町一般会計補正予算第2号についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第47号、平成21年度幕別町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,267万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億8,180万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載をしております、第1表、歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

始めに歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、2目広報広聴費、30万円の追加でございます。

11節、事業費でございますが、後期高齢者医療特別会計において、後期高齢者医療制度に関する住民周知を行うための経費として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により措置されることとなりましたことから、このたび後期高齢者医療特会からの負担金を財源とし、広報誌において制度の周知を図ろうとするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目老人福祉費、3,590万4,000円の追加でございます。

19節、負担金補助、及び交付金でございますが、グループホームにおけるスプリンクラー設備の設置、及び宿泊、デイサービス、訪問看護等を行う小規模多機能型居宅介護施設と、認知症高齢者グループホームの併設を行う事業者に対して、その整備に係る費用について国、10分の10の交付金をもって行うものでございます。

併設型の介護施設につきましては、平成21年3月に策定をいたしました介護保険事業計画において、介護サービスの拡充を図るべく設置について計画されているものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、310万円の追加でございます。

今般、新型インフルエンザ感染の広がりを受け、本町においても、幕別町インフルエンザ対策行動計画に基づき、5月18日、幕別町新型インフルエンザ対策本部を立ち上げ、情報の提供、予防対策の周知等を実施しているところであります。

今後、いつ感染が拡大するか、また新たなインフルエンザの発生等について、十分な感染対策、及び予防対策が必要であることなどから、このたび感染予防用のマスク5,000枚、消毒用アルコール製剤90本、防護服等を購入し感染予防対策の強化と備蓄を行い、インフルエンザ対策行動計画で計画をさ

れております備蓄用品の整備を前倒しで実施すべく、所要の補正を行うものでございます。

次に、6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費、6億5,314万3,000円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金、強い農業づくり事業補助金でございますが、JA幕別町において、馬鈴薯、玉ねぎの集出荷貯蔵施設、及び白菜、キャベツの共同育苗施設の整備について国の補助事業を活用し、実施するものであり、北海道からの間接補助事業であります。

食の安全、安心確保事業補助金につきましては、JA幕別町、JA札内で実施する南瓜の残留農薬に対する検査の取組みに対する支援であり、本事業も北海道からの間接補助事業であります。

次に、7款商工費、1項商工費、2目消費者行政推進費、172万円の追加でございます。

本事業につきましては、消費者行政の拡充を行うため、平成20年度、国の第2次補正予算に予算化された地方消費者行政活性化交付金について、各都道府県において基金として積立を行っており、その基金を活用し事業を行おうとするものであります。

9節旅費につきましては、消費生活相談員の研修等にかかる旅費、11節事業費につきましては、消費者行政等にかかるパネル展開催にかかる費用であります。

18節備品購入費につきましては、消費者相談体制の強化を図るための相談窓口対応用パソコン等備品の購入であります。

3目観光費、544万円の追加でございます。

13節委託料につきましては、アルコ236道の駅忠類の指定管理業務にかかわりますリスク分担の清算でございます。

アルコ236道の駅忠類につきましては、指定管理を行っているところでございますが、その管理に関する基本協定書、第23条に基づきリスクの分担について取決めがなされているところであります。

このたびのリスク分担につきましては、物価変動、及び修繕費について協定に基づき清算をするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

8款土木費、3項都市計画費、3目街路事業費、360万円の追加でございます。

15節工事請負費につきましては、補助対象外工事の増に伴います追加。

17節公有財産購入費、22節保証補填、及び賠償金につきましては、北栄西通にかかる道路用地買収、及び物件保証等の見直しに伴う補正でございます。

次に10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費、530万円の追加でございます。

13節委託料でございますが、札内南小、及び忠類中学校体育館の耐震化実施設計委託料でございます。

昨年度、補正予算で実施をいたしました、小中学校耐震診断等委託でございますが、現在、本年度予算において評定の作業を行っているところでございます。

しかしながら、札内南小、及び忠類中の屋体につきましては、耐震診断の結果により特に耐震性能が劣っていることが判明いたしましたことから、評定を待たずに早期に改善することとし、このたび耐震化の実施設計を行おうとするものでございます。

なお、ほかの小中学校につきましては、現在実施しています耐震診断の評定結果を踏まえ、今後耐震化に向けて検討を行っていくものでございます。

15節工事請負費でございますが、平成21年1月28日、緑町の教員住宅において火災が発生がいたしております。

その罹災住宅について、安全上の観点から取り壊すこととし、それら解体に関わる補正でございます。

6目学校給食センター管理費、417万1,000円の追加でございます。

本補正につきましては、議案第43号でもご説明申し上げましたが、学校給食の提供について、札内地区にあります学校法人十勝竜谷学園幕別幼稚園に給食提供をすることといたしましたことから、それら給食の提供に係る食器、食管、配送用コンテナ等、初度的備品等の購入及び給食材料費等所要の

補正を行うものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入に移らせていただきます。

4ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、1目個人、1,544万7,000円の追加でございます。

現年課税分の追加でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金、3,590万4,000円の追加でございます。

歳出でご説明いたしました、グループホームのスプリンクラー設置、及び併設型介護施設の設置に係る国10分の10の交付金でございます。

16款道支出金、2項道補助金、3目農林業費補助金、6億5,314万3,000円の追加でございます。

強い農業づくり事業、及び食の安全安心確保事業に対する道の間接補助金でございます。

7目商工費補助金、172万円の追加でございます。

歳出でもご説明いたしましたが、平成20年度、国の第2次補正予算により予算化され、各都道府県において基金化された交付金について、各市町村における消費者行政に係る事業についての道10分の10の補助金でございます。

次に18款寄付金、1項寄付金、3目教育費寄付金、50万円の追加でございます。

本町の寄付金につきましては、町づくり基金寄付金として、その寄付者の意向に沿った形で積立を行い、管理を行っているところであります。

このたび、幕別幼稚園に対します給食の提供に対する報道等により、その寄付目的について給食提供に係る費用に充てていただきたいとする寄付者の意向を尊重し、教育費寄付金として歳入を行うとともに、その寄付金について給食提供に対する財源として充当するものであります。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入、596万4,000円を追加するものでございます。

幕別幼稚園の給食提供に対します給食費、及び教職員住宅の火災に対します保険金収入、並びに後期高齢者医療特会からの広報費用分の負担金でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

増田議員。

○8番（増田武夫） 1点だけお伺いしておきたいと思います。

歳出の6ページであります。

衛生費の中の予防費、医薬材料費として310万円を支出するわけであります。

マスク、アルコール、防護服などの購入するという話であります。この購入されたものがどのように利用されていくのかが1点、それからもう1点、新型インフルエンザの関係につきましては、新聞報道などもされて、この防護服の購入のほかに、町内のお医者さんなどとも協議をされて、発熱外来などの開設も計画されているかのような報道もございます。

こうしたものが、どういう形で設けられていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

もう1点は、帯広でも1人新しい患者が出たというような報道もございます。

幸い今回のその新型インフルエンザは、毒性が低いということでもあります。

今後、鳥インフルエンザからの変異というようなことも考えられておまして、そうしたものに対する対応が、非常に今後も重要になってくると思うわけですが、一つはこうした町のほうの対策を進めることと同時に、町民に対してどういう対応をしたらいいか、例えば、発熱したときにどこに相談したらいいか、そのようなことはホームページでありますとか、新聞報道などでもされているところではありますけれども、広報ですとか報道されて提供はされているわけですが、しかし、ホームページを見ないお年寄りもおられます。

また、十分にその広報なども日常的に読んでおられない方もいるわけで、前回の一般質問でも申し

上げましたけれども、わかりやすいそのビラなどにして、そういうものが家庭の中に貼っておけるだとか、すぐ取出して見れるだとか、そういうわかりやすい文章で、そういうものに遭遇したときに、どういふその行動を取ったいいかというようなことが、町民の中に周知されているということが混乱を起こさない、また、過度に騒がないだとか、いろいろなその混乱を起こさないというようなことに繋がっていくと思いますけれども、そうした対応をすべきだと思いますが、その点はいかが考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 備蓄資器材の利用方法についてであります。

まずマスク等についてでございますが、一つには窓口等で不特定多数の来客と対応する職員、また、保育所については、なかなか閉所しづらいという状況も生じてきますので、保育業務に従事する保育士、へき地、常設、学童も含めてでございます。

それと、保健指導常に周っておりますので、保健指導、また、介護保険の訪問調査等に従事する職員と、これらの職員用にマスクを考えております。

あと学校等において、発熱、または咳やなんか出た場合の緊急用、児童、先生用というふうにも考えております。

防護服については、現在、毒性の弱い豚インフルではそう想定はされませんが、鳥インフル、毒性の強い鳥インフルの場合には、要援護者などが自宅での療養ということも想定されます。

これらにつきまして、生活支援等が生じてきますので、これは濃厚に接する職員、または、保健の訪問も生じてまいりますので、そういう保健訪問に対応する保健師等の職員が防護服、いわゆる重症患者と濃厚に接する場合の職員が使用するということとなります。

それと、消毒液等につきましては、各公共施設への配置ということを考えております。

次に、発熱外来の関係でございます。

道におきましては二次医療圏、いわゆる十勝なら十勝で発熱外来を設置するというので、今、2カ所設置しております。

このほか、蔓延期になった場合、そこでの受け入れができなくなった場合を想定いたしまして、道の計画では各市町村に最低1カ所というような計画となっております。

これらにおきまして、公立病院のある各市町村におきましては、各公立病院等での設置を考えておりますが、本町については公立病院がございませんので、過日、町内の医療機関の先生方集めまして協議いたしました結果、町内の1、ひとつの医療機関のほうで設置するというのでまとまりました。

方式としては、そのときの方式としては、入院患者もいる医療機関なものですから、なかなか混在は避けたいということで、ドライブスルー方式というようなことで考えております。

それから、町民、住民への情報の提供のあり方についてであります。

この辺のところは私どもも一番気にしているところでありまして、何せ即時性を持たなければならないというところもございます。

この点については、報道機関等との調整も出て必要かとも考えております。

一般的には、議員おっしゃられましたように広報誌等を通じて、今、実施しているところでありまして、本年、発生前の2月号に1回掲載させていただきました。

今月の6月号と、また、7月にも掲載を予定しております。

また、ホームページ等についても各種情報を提供しております。

それと、チラシをつくって公共施設の窓口等にも置いております。

それと、介護保険の、特にお年寄り情報の弱者ということもございまして、介護保険の訪問調査のときに、そのチラシを調査員が持っていくようにしております。

また、出前講座等でもチラシを配布するように心がけております。

なお、わかりやすくつくっているつもりでございますが、なおよりわかりやすいように検討はいたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） いろいろな努力はされているようでありますけれども、なかなかそういう公共施設などに出向いたりいろいろして、そういうものに接することができる人ばかりであればいいと思うのですが、町民全体にこういうときは、こういう対応をしてくれというものを、周知徹底させるためにも、全戸配布のそのビラなども考えるべきではないかというふうに思います。

新聞など、しょっちゅう見ておられる方は、そういう事態があったときには保健所のそのある箇所に電話をすればいいというのは承知しておりますけれども、しかし、そういうものが電話番号が何番であったのか、どういう対応をしたらいいのかということころまでは、なかなかその理解できていないのが現状ではないかというふうに思いますので、その辺についても、今後もしっかりと対応していただきたいというふうに思いますのでお願いします。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） それでは質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第11、議案第48号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第48号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,873万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております、第1表、歳入歳出予算補正をご参照いただきたいと思います。

最初に歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、90万円の追加でございます。

18節備品購入費でございますが、後期高齢者医療制度に対するきめ細やかな相談体制の整備を図るため、窓口体制の強化として窓口対応用端末機の整備を図ろうとするものでございます。

19節負担金補助、及び交付金でございますが一般会計でご説明をいたしました制度周知のため、一般会計において広報を行うための費用について負担するものでございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページとなります。

6款広域連合支出金、1項広域連合交付金、1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、90万円の追加でございます。

平成20年度国の第2次補正予算により、国から広域連合に交付された高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金について、広域連合において基金化したものでございますが、本年度、構成する市町村において事業を実施する際、その対象経費について広域連合から公布されるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により明18日は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6月18日は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月19日、午前10時からであります。

15：15 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成21年第2回幕別町議会定例会  
(平成21年6月19日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
19 千葉幹雄 1 中橋友子 2 谷口和弥  
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第46号 町道の路線廃止及び変更について  
日程第3 陳情第8号 パークゴルフ場「エルムコース」の復元について  
日程第4 陳情第10号 町道豊町16号通廃止反対の陳情書  
日程第5 陳情第11号 コープさっぽろ札内店出店の早期実現を求める陳情  
日程第6 陳情第23号 コープさっぽろ札内地区出店に反対する陳情書  
(以上、産業建設常任委員会報告)
- 日程第7 陳情第12号 「勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書」の提出を求める陳情書  
日程第8 陳情第13号 「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情書  
日程第9 陳情第22号 「経済・雇用危機から雇用を守る対策の抜本的強化を求める意見書」の提出を求める陳情書  
(以上、産業建設常任委員会報告)
- 日程第10 陳情第14号 「地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書」の提出を求める陳情書  
日程第11 陳情第15号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書  
日程第12 陳情第16号 「2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書  
日程第13 陳情第17号 「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」の提出を求める陳情書  
日程第14 陳情第20号 「『非核日本宣言』と核兵器廃絶を求める意見書」の提出を求める陳情書  
日程第15 陳情第21号 「学費が払えず高校を卒業・入学できない若者をなくす緊急対策に関する意見書」の提出を求める陳情書  
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第16 陳情第18号 「全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書」の提出を求める陳情書  
日程第17 陳情第19号 国庫負担を増額し国保制度の改善を求める意見書」の提出を求める陳情書  
(以上、民生常任委員会報告)
- 日程17の2 発議第11号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書  
日程17の3 発議第12号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書  
日程17の4 発議第13号 経済・雇用危機から雇用を守る対策の抜本的強化を求める意見書  
日程17の5 発議第14号 地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書



- 日程17の6 発議第15号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程17の7 発議第16号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書
- 日程17の8 発議第17号 核兵器の廃絶と「非核日本宣言」を求める意見書
- 日程17の9 発議第18号 学費が払えず高校を卒業・入学できない若者をなくす緊急対策に関する意見書
- 日程17の10 発議第19号 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書
- 日程17の11 発議第20号 国庫負担を増額し国保制度の改善を求める意見書
- 日程第18 議員の派遣について
- 日程第19 閉会中の継続調査の申出  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会議録

平成21年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成21年6月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月19日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 中橋友子      2 谷口和弥      3 齊藤喜志雄      4 藤原 孟      5 堀川貴庸  
6 前川雅志      7 野原恵子      8 増田武夫      9 牧野茂敏      10 前川敏春  
11 中野敏勝      12 乾 邦廣      13 芳滝 仁      16 大野和政      17 杉坂達男  
18 助川順一
- 6 欠席議員 (0名)
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
副 町 長 遠藤清一      教 育 長 金子隆司  
教 育 委 員 長 林 郁男      代 表 監 査 委 員 柏本和成  
農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満      会 計 管 理 者 菅 好弘  
総 務 部 長 増子一馬      経 済 部 長 飯田晴義  
民 生 部 長 新屋敷清志      企 画 室 長 佐藤昌親  
建 設 部 長 高橋政雄      忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一  
札 内 支 所 長 久保雅昭      教 育 部 長 米川伸宣  
総 務 課 長 田村修一      糠 内 出 張 所 長 所 拓行  
企 画 室 参 事 長 谷 繁      地 域 振 興 課 長 佐藤和良
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭      課長 仲上雄治      係長 金田恭之
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
19 千葉幹雄      1 中橋友子      2 谷口和弥

# 議事の経過

(平成21年6月19日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、19番千葉議員、1番中橋議員、2番谷口議員を指名いたします。

## [委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第2、議案第46号、町道の路線廃止及び変更についてを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長前川雅志議員。

○6番(前川雅志) 平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成21年6月9日本委員会に付託された事件(議案第46号)を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年6月11日、15日、17日、18日(4日間)

2、審査事件。

議案第46号 町道の路線廃止及び変更について

3 審査の経過。

審査にあたっては、町道の路線廃止が周辺住民に与える影響等、慎重に審査がなされた。

周辺住民への影響、土地利用計画などをめぐり様ざまな意見がだされ、起立採決により結論をみた。

4 審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第46号、町道の路線廃止及び変更についてに対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、陳情第8号、パークゴルフ場「エルムコース」の復元についてを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長前川雅志議員。

○6番(前川雅志) 平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成21年3月3日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年6月11日、15日、17日(3日間)。

2、審査事件。

陳情第8号、パークゴルフ場「エルムコース」の復元について。

3、陳情の趣旨。

札内青葉町に設置されておりますエルムコースにつきましては約10年前に近隣公区住民の要望によりその一部を幼児等の遊園地として分離し、現在のコースとして使用しているところですが、その後の状況を見ますと、殆んど遊園地の利用は、皆無にひとしい状況にあります。

同コースは地理的条件もあり、小、中学生は勿論、身障者、高齢者、各公区の年間行事など多数の利用者があり、削減以前のコースに復元をお願いしたい。

4、審査の経過。

審査では、各委員より意見がだされ陳情の趣旨・項目について慎重に審査がなされました。

意見の中では、多くの委員から、素晴らしい公園であり、公園としての存在の意義は極めて大きいとの意見が多数を占め、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「不採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第8号、パークゴルフ場「エルムコース」の復元についての委員長の報告は、不採択でありますので原案について採決をいたします。

陳情第8号は、採択と決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立なし)

○議長(古川 稔) 起立がありませんので、したがって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

日程第4、陳情第10号、町道豊町16号通廃止反対の陳情書を議題といたします。

本件に対する産業建設常任委員長の報告は、お手元に配布のとおり、みなし不採択であります。

本陳情につきましては、すでに相反する内容の議案が可決されておりますので、不採択されたものとみなすことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第5、陳情第11号、コープさっぽろ札内店出店の早期実現を求める陳情及び、日程第6、陳情第23号、コープさっぽろ札内地区出店に反対する陳情書の2議案を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成21年6月9日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年6月11日、15日、17日、18日（4日間）。

2、審査事件。

陳情第11号、コープさっぽろ札内店出店の早期実現を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

先日、コープさっぽろが幕別町札内に出店される計画が報道されました。

私たち地域住民は、出店により地域の利便性が充実し、生活環境の向上につながるため、出店を強く希望するものであります。

よって、幕別町議会の速やかな対応を強く求めます。

なお、出店の際には、子育て世代や高齢者に配慮した建物のバリアフリー化を図り、安心して買い物ができる店舗を作っていただけることを強く願っております。

4、審査の結果。

一企業の町への進出に対する陳情であり、議会の権限のおよぼすところでないとは判断し、「不採択」と決した。

平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成21年6月16日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年6月17日、18日（2日間）。

2、審査事件。

陳情第23号、コープさっぽろ札内地区出店に反対する陳情書。

3、陳情の趣旨。

過日、コープさっぽろが札内地区に出店するとの計画が報道されました。

零細・小規模事業者が多く加盟する当商工会としては、会員への影響は計り知れないものと考えます。

地元商店街を守り残すためにも、コープさっぽろ札内地区の出店に反対いたします。

4、審査の結果。

一企業の町への進出に対する陳情であり、議会の権限のおよぼすところでないとは判断し、「不採択」と決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第11号、コープさっぽろ札内店出店の早期実現を求める陳情の委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決をいたします。

陳情第11号は、採択と決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立なし）

○議長（古川 稔） 起立がありませんので、したがって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

陳情第23号、コープさっぽろ札内地区出店に反対する陳情書の委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決をいたします。

陳情第23号は、採択と決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立なし)

○議長(古川 稔) 起立がありませんので、したがって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

日程第7、陳情第12号から日程第9、陳情第22号までの3議案を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長前川雅志議員。

○6番(前川雅志) 平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成21年6月9日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年6月11日(1日間)。

2、審査事件。

陳情第12号、「勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

現在、パート・派遣労働者などの非正規労働者は、約1,800万人と労働者全体の3分の1を超え、しかも不安定雇用と低賃金のため、生活保護基準以下の収入で暮らすワーキング・プアが増大しており、格差拡大にとどまらず今や貧困問題が深刻な社会問題となっています。

このような格差社会是正と勤労貧困層の解消に向け、全ての国民に仕事を通じた社会参加と所得保障を確立するため、積極的な雇用労働政策と社会保障政策の連携による社会的セーフティネットの再構築が必要であります。

これらのことから、勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築の実現を求めます。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成21年6月9日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年6月11日(1日間)

2、審査事件。

陳情第13号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

いま我が国は格差社会が進み、低賃金により働いても生活苦から逃れられない労働者層が増加しており、1,000万人強が年収200万円以下での生活を余儀なくされています。

昨年度では、最低賃金法改正により労働者が健康で文化的な最低限度の水準を求めることとなり、労働者保護のための減額特例や、不払いに係わる罰則など大幅に見直が行われました。

しかしながら、北海道においては、最低限の生活保障水準とはほど遠いものとなっており、地域最低賃金の大幅な引き上げによる賃金レベルの改善は喫緊の課題であります。

これらのことから、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求めます。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成21年6月9日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年6月11日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第22号、「経済・雇用危機から雇用を守る対策の抜本的強化を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

経済危機を背景に雇用の破壊が一段と深刻化している。

厚生労働省の5月1日の発表でも、昨年10月から6月までに企業の雇い止めで失職が見込まれる非正規雇用の労働者数は20万7,381人に達し、3月の調査時から1万2,320人増となっている。

雇用破壊をやめさせ、働く機会を保障することは文字通り急務中の急務である。

政府も雇用保険の失業給付の改善など、「セーフティネット」の改善に取り組んでいる。

しかし、現にまだ余裕のある大企業までが非正規や正規の労働者を切り捨て、失業者を増やしているのをそのままにしては、安定した雇用を実現することはできない。

雇用破壊の元栓を締める対策が必要である。

よって、政府と国会においては、抜本対策を緊急に実施するよう強く要望する。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第12号、「勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書」の提出を求める陳情書の委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第13号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情書の委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第22号、「経済・雇用危機から雇用を守る対策の抜本的強化を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

日程第10、陳情第14号から日程第15、陳情第21号までの6議案を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏議員。

○9番(牧野茂敏) 平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成21年6月9日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年6月9日(1日間)。

2、審査事件。

陳情第14号、「地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

政府は昨年12月の閣議において、地方分権改革として国の出先機関の事務・権限の見直しや、組織の改革を進めることとしました。

このことは、北海道の行政・経済へ大きな影響を及ぼすことが懸念されており、また、今日の危機的雇用・経済情勢を考えると、地域経済には国及び地方機関の積極的かつ一貫した雇用対策が必要であり、その組織強化をはかるべきであります。

地方分権改革は、本来、地域住民にとって重要であり、国と自治体との間での整理は必要であります。

そして、地方分権を進めるにあたっては、その理念の明確化や国と地方の役割の明確化が必要と考えます。

これらのことから、地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を強く求めます。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成21年6月9日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年6月9日(1日間)。

2、審査事件。

陳情第15号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実や農林水産業の振興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れる措置が必要であります。

これらのことから、地方財政の充実・強化を求めます。

4、審査の結果。



審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

#### 5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成21年6月9日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

#### 1、委員会開催日。

平成21年6月9日（1日間）。

#### 2、審査事件。

陳情第16号、「2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書。

#### 3、陳情の趣旨。

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法26条で定められており、全ての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任であります。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教育条件の地域間格差が拡がりつつあります。

また、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、就学援助制度・奨学金の充実が喫緊の課題であります。

子どもたちはどこに生まれ育ったとしても、等しく教育が受けられる必要があり、自治体財政格差や家計の格差が教育格差とならないよう国の責務において教育予算を確保・充実させる必要があります。

これらのことから、教育予算の確保・拡充のため、2010年度国家予算編成における義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元、就学援助制度充実の実現を強く求めます。

#### 4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨に論議がなされ、全会一致で結論を見た。

#### 5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成21年6月9日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

#### 1、委員会開催日。

平成21年6月9日（1日間）。

#### 2、審査事件。

陳情第17号、「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」の提出を求める陳情書。

#### 3、陳情の趣旨。

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ、この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びであります。

しかし核兵器は未だ世界に約2万1,000発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されておられません。

また、2005年の核拡散防止条約再検討会議では全面的な核兵器廃絶の合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しています。

こうした状況から、政府は、核兵器の根絶と恒久平和実現のため、2010年に開催される核拡散防止条約再検討会議での実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、そのための核軍縮・不拡散外交が必要であります。

これらのことから、核兵器の廃絶と恒久平和を求めます。

#### 4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成21年6月9日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日。

平成21年6月9日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第20号、「『非核日本宣言』と核兵器廃絶を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

核兵器の廃絶は、全世界の人々の願いであり唯一の被爆国である日本国民の心からの叫びです。

2000年5月、核保有5カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を明確に約束として受け入れましたが、いまなお、世界には2万数千発の膨大な核兵器が維持・配備されています。

こうした状況を打開するために、日本政府は「非核日本宣言」を行い、核兵器廃絶に向け2010年度核不拡散条約再検討会議の成功と、核兵器廃絶のための国際交渉の開始に努力することを求めます。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成21年6月9日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年6月9日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第21号、「学費が払えず高校を卒業・入学できない若者をなくす緊急対策に関する意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

親の経済事情の悪化や困難で学費が払えず高校を卒業できない、あるいは入学できない若者の問題が大きな社会問題になっています。

授業料の目途が立たず、今の公的制度では救えないなどの事例は、この10年、貧困と格差が広がりに加え、昨年来の経済危機による収入減や「派遣切り」などで事態は一気に深刻化している現状にあります。

私立高校の授業料滞納者はこの9ヶ月間で3倍となり、約2万5,000人もいます。

高校進学率は97%を超えており、卒業は就職にとって事実上不可欠の条件となっています。

家庭の経済的事情で退学する若者を出さないことは社会の使命であり政治の責任です。

政府も国会での質問に対して「何としても避けなければならない」「最大限努力する」と答弁しています。

よって、政府と国会は、緊急対策を講じるよう強く要望します。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第14号、「地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書」の提出を求める陳情書の委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第15号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書の委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第16号、「2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第17号、「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」の提出を求める陳情書の委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第20号、「『非核日本宣言』と核兵器廃絶を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第21号、「学費が払えず高校を卒業・入学できない若者をなくす緊急対策に関する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

日程第16、陳情第18号及び日程第17、陳情第19号までの2議案を一括議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸）平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長堀川貴庸。

民生常任委員会報告書。

平成21年6月9日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年6月9日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第18号、「全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

政府管掌健康保険は国が保険者として運営してきましたが、健康保険法改正により全国健康保険協会管掌健康保険に移行し、国から切り離した公法人の管掌する制度に改められました。

そのことに伴い、全国一律であった保険料率が地域の医療費に応じて都道府県ごとに設定することとなり、緩和措置を取るとされてはおりますが地域による格差が生じることや今後の保険料率の上昇が危惧されます。

また、協会けんぽ財源については、格差解消のため全国で調整することになっており、相互扶助という医療保険の趣旨からすると、被保険者の責によらない医療サービスの偏在、供給体制、社会的要因及び自然的要因なども加味した制度とすべきであります。

これらのことから、全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充を強く求めます。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決しました。

平成21年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長堀川貴庸。

民生常任委員会報告書。

平成21年6月9日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成21年6月9日、16日、17日（3日間）。

2、審査事件。

陳情第19号、「国庫負担を増額し国保制度の改善を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

近年、多くの自治体の国保税は、被保険者の負担能力をはるかに超える額となっています。

国保税の滞納者の中には、滞納を理由に保険証を取り上げられた人もおり、病院にかかれず重症化・死亡する事件も発生しています。

高すぎる国保税の引き下げと、国保制度の再建は、待ったなしの国民的課題です。

低所得者が多く加入する国保は、国の適切な財政支出があって初めて成り立つ医療保険です。

政府は、国保への国庫負担率を削減し、事務費や保険税軽減措置などへの国の財政支出を廃止・削減してきました。

その結果、市町村国保の総収入に占める国庫支出は激減し、一人当たりの国保税は、国庫負担の削減と表裏一体で負担が増えてきております。

自営業者や農林漁業者の経営難や失業者と非正規労働者が大量に国保に加入し、国庫負担の削減による財政悪化もあって、保険税が高騰し、滞納者が増え、国保財政の悪化が拡大しました。

これらのことから、こうした事態を打開するための緊急対策を強く求めます。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決しました。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第18号、「全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書」の提出を求める陳情書の委員長報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第19号、「国庫負担を増額し国保制度の改善を求める意見書」の提出を求める陳情書の委員長報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

この際、11時まで休憩をいたします。

10：43 休憩

追加日程配布

11：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配布いたしました、追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、審議することに決定いたしました。

日程第17の2、発議第11号、勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書案から発議第20号、国庫負担を増額し国保制度の改善を求める意見書案までの10議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本、意見書案については、先に報告のありました産業建設常任委員会、総務文教常任委員会、及び民生常任委員会報告の、陳情の主旨と同じ様な内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって提案者の説明・質疑・討論を省略しただちに、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第11号、勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する要望意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第12号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第13号、経済・雇用危機から雇用を守る対策の抜本的強化を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第14号、地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第15号、地方財政の充実・強化を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第16号、2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第17号、核兵器の廃絶と「非核日本宣言」を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第18号、学費が払えず高校を卒業・入学できない若者をなくす緊急対策に関する意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第19号、全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第20号、国庫負担を増額し国保制度の改善を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る6月30日札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会議員研修会に全議員を、8月18日同じく北海道町村議会議長会主催により札幌市で開催される議会広報研修会に議会広報特別委員会委員全員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、6月30日札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会に全議員を、8月18日同じく札幌市で開催される議会広報研修会に議会広報特別委員会委員全員を派遣することに決定いたしました。

日程第19、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(古川 稔) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成21年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11:07 閉会